



第4次

宮古島市
男女共同参画計画
うい・ずうプラン



令和4年3月
沖縄県 宮古島市



計画の愛称「うい・ずう プラン」とは

「うい」は英語の We で「私たち」、
「ずう」は方言の「行きましょう」の意で、
男女が共に歩む情景をイメージしたものです。

また、

連続音としての「ういず」は

英語の With 「一緒に」という意味があり、

すべての市民・老若男女が「男女共同参画社会」の実現に向けて、
ともに歩いていこうという期待を込めています。



はじめに



近年、少子・高齢化、家族形態の多様化は、宮古島市にも例外なく押し寄せており、また、経済や社会のグローバル化、ICT や AI 技術の進展など、社会環境も急速に変化し、私たちを取り巻く生活様式や地域社会の在り方にさまざまな影響を与えています。

昨今では、新型コロナウイルス感染症の拡大が、仕事や生活にも多大な影響を及ぼしています。オンライン活用による新たな可能性が見いだされている一方で、生活不安やストレス、在宅時間増加等によって、DV（配偶者暴力）や性暴力の深刻化が懸念されるなど、男女共同参画の課題が顕在化しています。

このような中、市民一人ひとりが豊かにいきいきと暮らしていくためには、男女がお互いを尊重し合い、それぞれの個性や能力を認め合いながら、その力を十分に発揮できる持続可能な社会づくりを進めなければなりません。

本市では、平成 30（2018）年 3 月に「宮古島市男女共同参画推進条例」を制定し、すべての市民の人権を尊重した男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな取組を進めてきました。

「第 3 次宮古島市男女共同参画計画」の策定から 5 年が経過し、若い世代を中心にジェンダー平等の意識は高まりつつあるものの、依然として女性の登用促進に対する取組や多様な柔軟な働き方改革を推進するワーク・ライフ・バランスへの取組状況など、まだまだ課題があるのが現状です。そこで、第 3 次計画の基本理念である「共に認め合い、共に活躍できる社会を目指して」の実現に向け、これまでの取組を踏襲しつつも、新たな課題に対応するため、「女性活躍推進計画」と「DV 防止基本計画」を包含した、「第 4 次宮古島市男女共同参画計画（愛称“うい・ずうプラン”）」を策定しました。

今後は、本計画に基づき女性の力が活かされる社会づくりに全力で取り組んでまいりますので、皆様のより一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、意識調査にご協力いただきました小・中学生を含む市民の皆様や事業所の皆様、貴重なご意見とご助言を賜りました宮古島市男女共同参画懇話会委員の皆様並びに関係各位に対しまして、心からお礼申し上げます。

令和 4 年 3 月

宮古島市長 座喜味 一幸

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制	3
5 計画の背景.....	4
第2章 宮古島市の現状.....	7
1 人口の推移と人口構成	7
2 未婚者（生涯未婚率）の推移.....	8
3 女性の年齢階級別の労働力率.....	9
第3章 計画の基本的な考え方	11
1 計画の基本理念	11
2 計画の基本目標	11
3 施策の体系.....	12
第4章 計画の内容	13
基本目標Ⅰ 男女が等しく生きる権利を保障される社会の実現.....	13
基本目標Ⅱ 個性と能力を認め合う社会の実現	23
基本目標Ⅲ 一人ひとりが自立する社会の実現	30
基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会の実現.....	37
第5章 計画の推進	45
1 全庁的な推進体制の確立.....	45
2 計画の進行管理	45
3 市民・事業者、関係機関との連携協働の推進	45
資料編.....	47
市民意識調査の概要	47
子ども意識調査の概要.....	56
事業所アンケートの概要	62
宮古島市男女共同参画推進条例	67
宮古島市男女共同参画懇話会設置要綱	70
第5期宮古島市男女共同参画懇話会委員名簿	71
宮古島市男女共同参画推進委員会設置規程.....	72
宮古島市男女共同参画推進体制	74
策定経過.....	75
男女共同参画関連法等.....	76
用語解説.....	98

第4次

宮古島市男女共同参画計画

第1章～第4章

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国社会にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

世界的には戦後、国連により、世界人権宣言や婦人の参政権に関する条約の採択など、女性の人権における取組が推進されてきました。特に、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」、翌年から 10 年間で「国連婦人の十年」に設定し、世界女性会議の開催等の男女共同参画に関する取組の充実が図られました。昭和 54（1979）年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、昭和 60（1985）年に日本も批准しました。

我が国の男女共同参画社会の形成は、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、戦後の国際社会における取組とも連動しながら、着実に進められてきました。また、平成 11（1999）年に男女共同参画社会基本法が成立したことで、これに基づく政策推進の柱として、男女共同参画基本計画が策定されました。以降、第 5 次まで基本計画が更新されています。

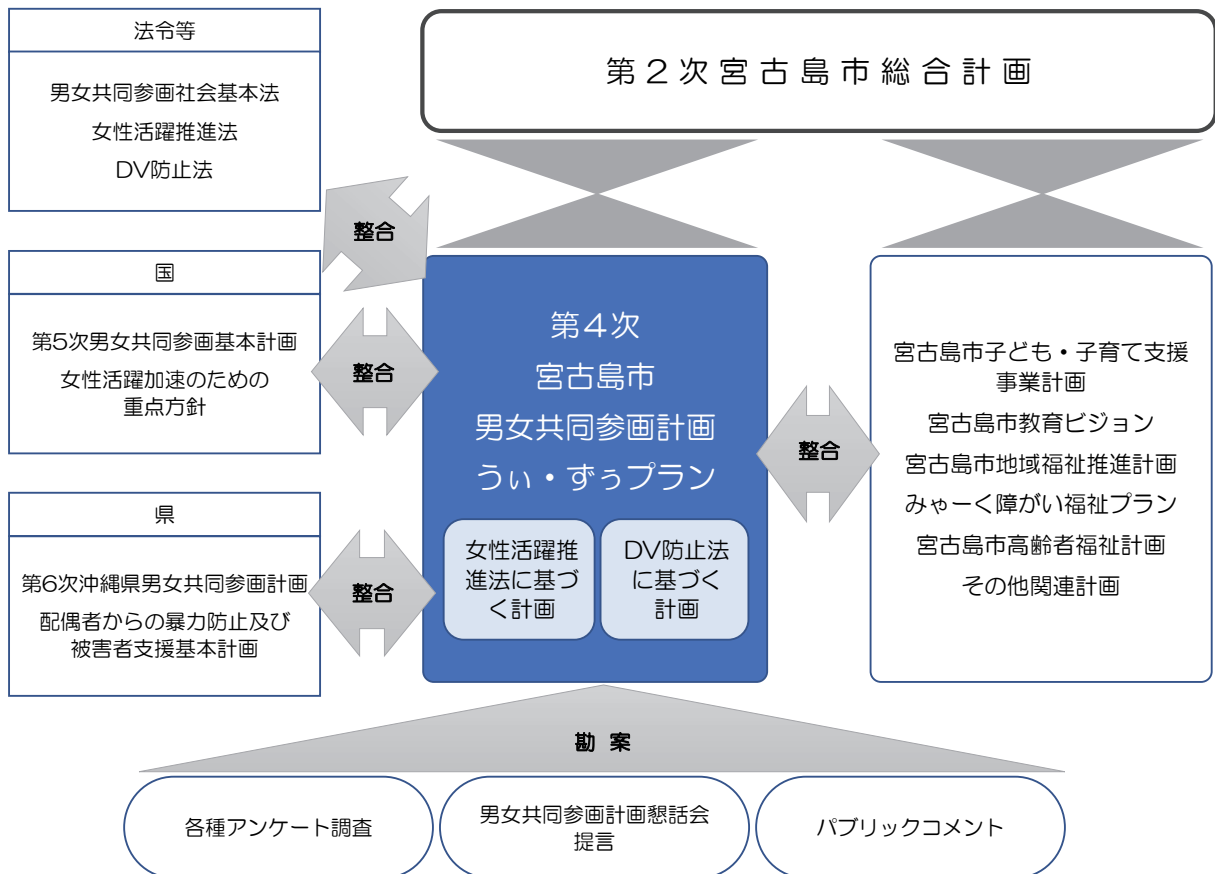
本市においては、平成 7（1995）年に旧平良市で女性行政係が設置され男女共同参画の取組が始まりました。合併後の平成 19（2007）年に「第 1 次宮古島市男女共同参画計画（うい・ずうプラン）」を策定して以来、様々な取組を推進してまいりましたが、市の将来構想にとっても男女共同参画社会の実現が必要不可欠であるとの認識の下、平成 30（2018）年 3 月には「宮古島市男女共同参画推進条例」の制定を行い、男女共同参画に係る様々な取組を積極的に推進する環境を整えております。

これまでの取組の成果もあり、令和 3（2021）年 9 月に実施した「宮古島市男女共同参画に関する小生意識調査・中生意識調査」（以下、「子ども意識調査」という）では、男女の地位の平等感について、家庭生活、学校教育、社会全体、いずれの場面でも男女の地位が「平等」とする回答が最も多く、また、令和 2（2020）年 1 月に実施した市民意識調査の結果でも、家庭、職場、教育の場において男女が「平等」とする回答が最も多い結果となるなど、男女共同参画意識は着実に浸透してきています。しかしその一方、市民意識調査においては、地域・自治会における男女の地位について多くの市民（43.4%）が「男性が優遇」されていると回答しており、本市における男女共同参画社会の実現には更なる努力が必要な状況と考えられます。

この度、現計画の計画期間が令和 3（2021）年度で終了することから、これまでの取組を検証し、社会経済情勢の変化による新たな課題にも対応しながら、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するため、「第 4 次宮古島市男女共同参画計画（うい・ずうプラン）」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法【第9条及び第14条第3項】及び宮古島市男女共同参画推進条例に基づいて策定するものです。また、沖縄県の「第6次沖縄県男女共同参画計画」との整合性を確保しております。
- (2) この計画は、宮古島市男女共同参画懇話会より提言された、「第4次宮古島市男女共同参画計画の策定に向けて」の趣旨を勘案して策定しました。
- (3) この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）【第3条及び第6条第2項】に規定された女性活躍推進計画、ならびに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、DV防止法という）【第2条及び第2条の3第3項】に規定されたDV対策基本計画、それぞれの内容を包含し一体として策定するものです。
- (4) この計画は、「第2次宮古島市総合計画」の基本目標を構成する重要な要素であり、宮古島市子ども・子育て支援事業計画をはじめ、各種関連計画と整合性を確保した計画です。
- (5) この計画は、男女共同参画社会の実現に向けた市の基本的な取組の方向性と具体的な施策を示し、市・市民・事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となる行動計画です。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

4 計画の策定体制

（1）男女共同参画社会づくりに向けた各種調査の実施

本計画の策定に先立ち、市民の男女平等に対する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、就労や人権に関する意識・実態等を把握するために、「宮古島市男女共同参画社会づくりに関する市民アンケート調査」（以下、「市民意識調査」という）、「子ども意識調査」及び「宮古島市男女共同参画社会づくりに関する事業所アンケート調査」（以下、「事業所アンケート」という）を実施しました。

「市民意識調査」、「子ども意識調査」及び「事業所アンケート」の実施概要

	内 容		
調査対象	①：市内に居住する18歳から80歳の市民を対象として地域別人口・男女比で按分のうえ住民基本台帳から1,000人を無作為抽出 ②：市に所在する小学校に通うすべての小学5年生（563人） ③：市に所在する中学校に通うすべての中学2年生（559人） ④：国税庁法人登録データベースから市内の500事業所を無作為抽出		
調査方法	①：郵送配布、郵送回収 ②③：学校にて配布、回収 ④：郵送配布、郵送回収		
調査期間	①：令和2年1月7日～令和2年1月31日 ②：令和3年9月1日～令和3年10月1日 ③：令和3年9月1日～令和3年9月17日 ④：令和3年8月17日～令和3年9月10日		
回収件数	調査対象	回収数 (有効回収数)	回収率 (有効回収率)
	①：18歳から80歳の市民	196件 (196件)	19.6% (19.6%)
	②：小学5年生	496件 (496件)	88.1% (88.1%)
	③：中学2年生	503件 (503件)	90.0% (90.0%)
	④：事業所	107件 (107件)	21.4% (21.4%)

（2）宮古島市男女共同参画懇話会等における審議

本計画の策定にあたっては、知識経験者、関係団体を代表する者、市民等で構成する「宮古島市男女共同参画懇話会」等において、必要な事項について審議を行いました。

（3）パブリックコメントの実施

令和4年1月21日から2月4日まで、市のホームページ、働く女性の家及び総合庁舎エントランスホールにおいて計画案を公表し、市民からの意見を募集しました。

5 計画の背景

(1) 世界の動き

年	動き
昭和50年 (1975)	国際連合が「国際婦人年」と定めた年 メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」における「平等、発展、平和」を目標にした「世界行動計画」の採択をきっかけに、世界規模での男女平等を実現するための取組が行われるようになりました。
昭和54年 (1979)	国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、政治、経済、社会、文化などあらゆる分野において男女の平等を実現するために必要な条約が定められました。
平成7年 (1995)	北京で開催された第4回世界女性会議において、「ナイロビ将来戦略」の完全実施と「北京宣言」や「行動綱領」が採択されました。この「行動綱領」では、女性と貧困、女性への暴力など12の重大な問題に対する戦略的目標と、それに対して平成12（2000）年までに各国が取るべき行動が掲げられました。また、この「第4回世界女性会議」でDV防止法の基盤となる、女性への暴力、貧困についての問題が初めて取り上げられました。
平成17年 (2005)	「第49回国連婦人の地位委員会（北京+10）閣僚級会合」がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況を再確認し、「宣言」と「決議」が採択されました。
平成22年 (2010)	「第54回女性の地位委員会（北京+15）」を開催し、これまでの取組や今後の課題について確認されました。
平成27年 (2015)	国連サミットで、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中に掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」において、ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る「ジェンダー平等の実現」などの目標が定められました。

(2) 国の動き

年	動き
昭和60年 (1985)	職場での男女平等を確立するため、「勤労婦人福祉法」の大幅な改正を行うとともに、男女間における雇用機会の均等及び待遇の確保を目的とした「男女雇用機会均等法」を公布、その翌年に施行しました。
平成6年 (1994)	男女共同参画社会の実現に向けて総合的、効果的な施策の推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」が設置され、推進体制の整備が行われました。また、男女共同参画審議会の答申による「男女共同参画ビジョン」に基づき、平成8（1996）年には新国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。
平成11年 (1999)	男女共同参画を推進するうえで拠り所となる「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成12（2000）年に基本法第13条に基づく法定計画として国の「男女共同参画基本計画」が策定されました。
平成13年 (2001)	中央省庁等改革により、「男女共同参画室」を改組して内閣府に「男女共同参画局」が設置されるとともに、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」が閣議決定されるなど、女性施策から男女共同参画の視点を反映させた施策への転換が図られました。 配偶者等からの暴力を防止し、被害者の保護を図るための「DV防止法」が施行されました。「DV防止法」は、平成16（2004）年、平成19（2007）年、平成25（2013）年に一部改正が行われ、保護命令の拡充や適用対象の拡大などが図られました。

年	動き
平成 27 年 (2015)	女性の社会進出を後押しするための「女性活躍推進法」が制定され、国、地方公共団体、民間事業主に、女性の採用や管理職に占める女性の割合拡大など、女性活躍推進のための目標や取組等を計画する「一般事業主行動計画」の策定・公表等が義務づけられました（令和 4（2022）年 4 月 1 日から、労働者が 101 人以上 300 人以下の民間事業主についても義務化）。
令和 2 年 (2020)	「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定され、2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となるよう取組を進めること、また、2030 年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがいないような社会を実現すること、が新たな目標として示されました。

(3) 沖縄県の動き

年	動き
平成 5 年 (1993)	「男女共同参画型社会の実現を目指す沖縄県行動計画～DEIGO プラン 21～」(第 1 次)を策定し、男女共同参画社会の実現を目指し各種施策が推進されてきました。
平成 14 年 (2002)	男女共同参画社会基本法と国の基本計画の趣旨を踏まえ「沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」(第 2 次)が策定されました。
平成 15 年 (2002)	県と県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、「沖縄県男女共同参画推進条例」が制定されました。
平成 19 年 (2007)	「第 3 次沖縄県男女共同参画計画（後期）」が策定されました。
平成 24 年 (2012)	「第 4 次沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」が策定されました。
平成 29 年 (2017)	「第 5 次沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」が策定され、女性活躍推進法に基づく推進計画や子どもの貧困対策等が盛り込まれました。
令和 3 年 (2021)	「第 6 次沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」が策定されました。

(4) 宮古島の動き

【合併前】

年	旧平良市の動き
平成 3 年 (1991)	5 月「働く婦人の家」開館
平成 7 年 (1995)	12 月 所管部課を福祉部社会課から総務部企画室へ改組、「女性行政係」を設置 「男女平等に関する意識調査」実施（市職員 600 人対象）
平成 8 年 (1996)	「女性の地位向上の歩み展」開催（市庁舎） 12 月 市内の各種女性団体による「平良市女性団体連絡会」結成支援
平成 9 年 (1997)	8 月「平良市男女の生活と意識に関する調査」実施（市民 500 人対象） 市女性職員及び市民女性有志 48 人が調査員ボランティアとして参加 12 月「男女共生社会をめざすひららプラン策定懇話会」発足
平成 11 年 (1999)	1 月 懇話会より市長へ提言 2 月「平良市男女共同参画推進委員会」を庁内に設置 3 月「平良市男女共同参画行動計画」（愛称“ゆいプラン”）策定

年	旧平良市の動き
平成13年 (2001)	4月 「女性行政係」と「働く婦人の家」業務を統合 総務部企画室に「男女共同参画班」を設置 6月 「第1回きらきらひらら男女共同参画展」開催 8月 「各種委員会・審議会等委員への女性登用を図るための運用方針」設定
平成14年 (2002)	3月 「働く婦人の家」の愛称を公募、“ゆいみなあ”に決定 (ゆい：相互扶助、助け合い、みなあ：[庭、広場、空間]=助け合いの場)
平成15年 (2003)	3月 地域女性人物史『時代(とき)を紡いで～宮古の女性たち～』発刊 10月 「第1回DV防止に向けたロビー展」開催 11月 「男女共同参画に関する職員アンケート」実施
平成16年 (2004)	3月 子育て情報誌『あすぴい』発刊 4月 懇話会から市長へ「第2次行動計画について」提言
平成17年 (2005)	3月 地域女性人物史続編『ていだぬ花(ばな)～宮古・伝承の女性たち～』発刊

年	旧城辺町、下地町、上野村、伊良部町の動き
平成11年 (1999)	城辺町、下地町、上野村では男女共同参画業務が事務分掌化

【合併後】

年	宮古島の動き
平成17年 (2005)	10月 宮古地区5市町村が合併、宮古島市となる 「働く婦人の家」を「働く女性の家」に名称変更 男女共同参画業務を働く女性の家から企画政策部企画調整課男女共同参画係へ変更 11月 「宮古島市男女共同参画に関するアンケート」実施(市民920人対象)
平成18年 (2006)	4月 男女共同参画業務を企画政策部企画調整課男女共同参画係から同部働く女性の家へ変更 8月 「宮古島市男女共同参画懇話会」発足 12月 懇話会から市長へ提言
平成19年 (2007)	3月 「宮古島市男女共同参画計画」愛称“うい・ずうプラン”策定
平成20年 (2008)	3月 子育て情報誌『あすぴい2』発刊
平成23年 (2011)	7月 「宮古島市女性団体連絡協議会」結成支援
平成24年 (2012)	3月 「第2次宮古島市男女共同参画計画」愛称“うい・ずうプラン”策定
平成28年 (2016)	10月 「宮古島市男女共同参画社会づくりに関する市民アンケート調査」実施(市民1,000人対象) 12月 懇話会から市長へ提言
平成29年 (2017)	3月 「第3次宮古島市男女共同参画計画」愛称“うい・ずうプラン”策定 10月 「宮古島市男女共同参画に関する事業所アンケート」実施(事業所500社対象)
平成30年 (2018)	3月 「宮古島市男女共同参画推進条例」の制定
令和2年 (2020)	1月 「市民意識調査」実施(市民1,000人対象)
令和3年 (2021)	8月 「事業所アンケート」実施(事業所500社対象) 9月 「子ども意識調査」実施(1,122人対象) 12月 懇話会から市長へ提言
令和4年 (2022)	3月 「第4次宮古島市男女共同参画計画」愛称“うい・ずうプラン”策定

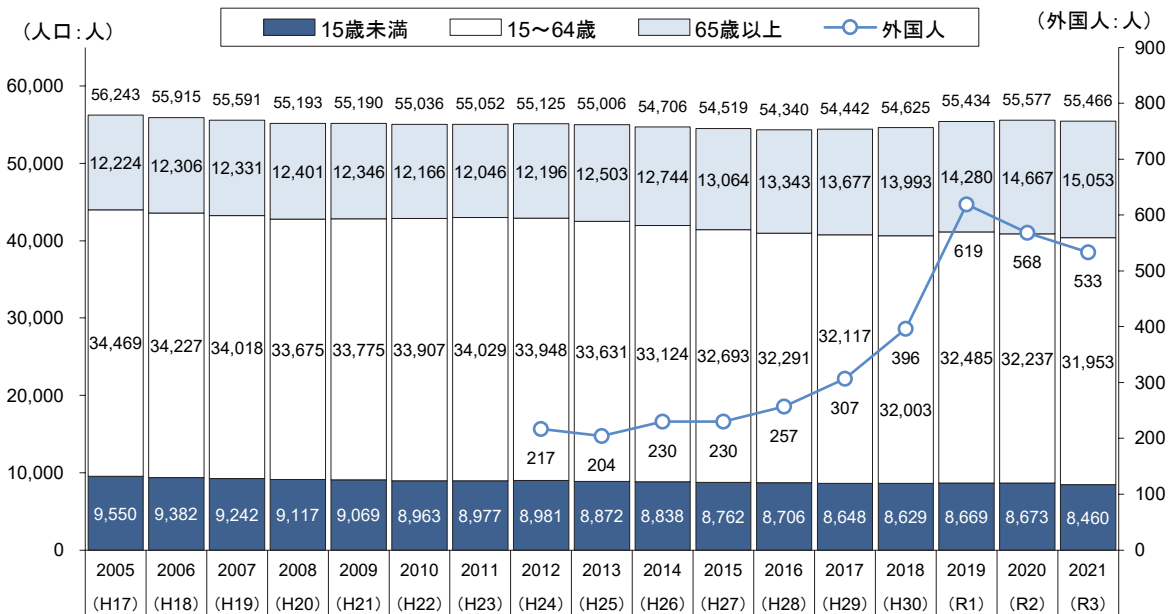
第2章 宮古島の現状

1 人口の推移と人口構成

本市の人口推移をみると総人口は減少傾向から概ね横ばいに転じています。15歳未満の年少人口については長期的に緩やかに減少する一方で、65歳以上の高齢者人口は、平成28（2016）年の13,343人から令和3（2021）年には15,053人となり、中長期的にも増加傾向が続き高齢化が進行しています。また、近年では、外国人人口の増加も目立っていましたが、令和元（2019）年から令和3（2021）年にかけては減少に転じています。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大が影響しているものと考えられます。

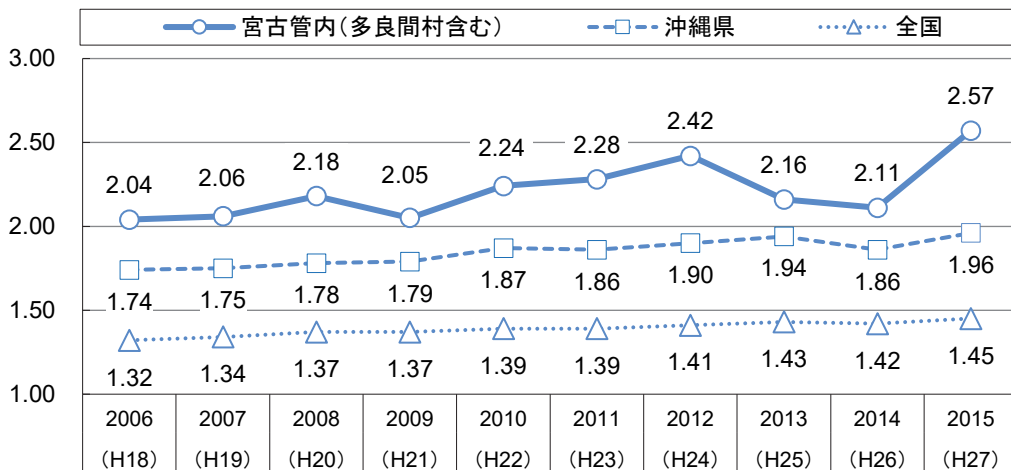
合計特殊出生率は人口置換水準（近年は2.06～2.07で推移）を上回っているものの、出生数を死亡数が上回る自然減の状態が続いています。

図表1 年齢3区分別人口及び外国人人口の推移



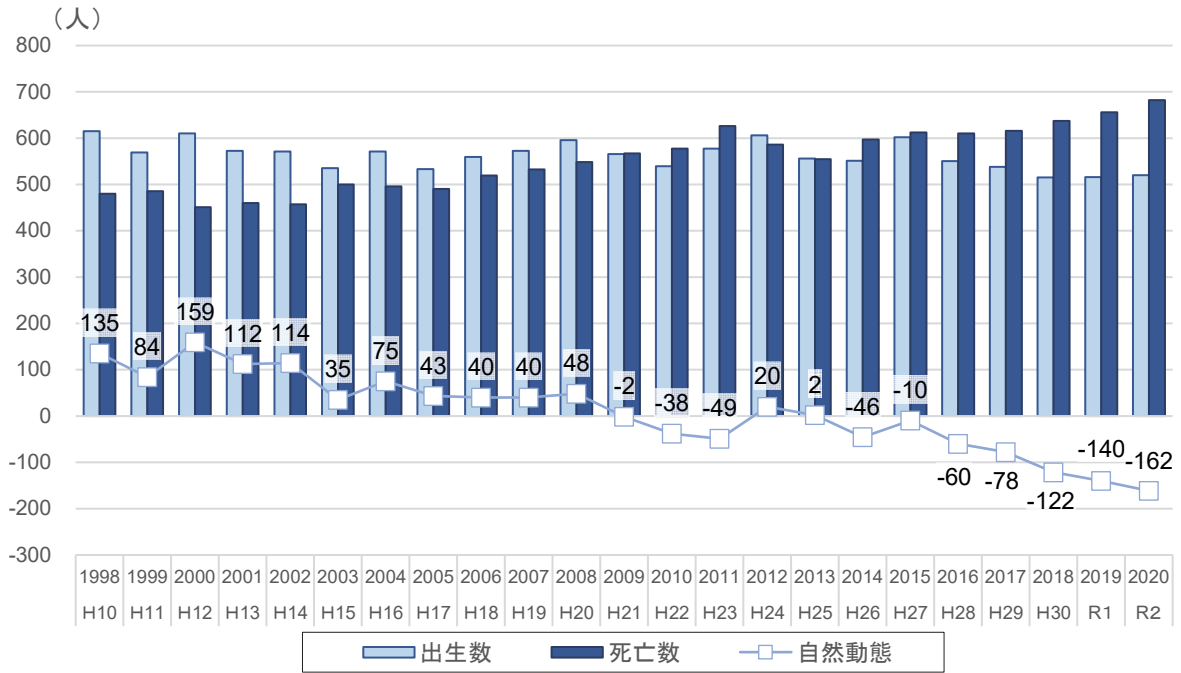
資料：第2期宮古島市人口ビジョン、宮古島市住民基本台帳 -各年10月1日現在-

図表2 合計特殊出生率の推移



資料：沖縄県及び全国：平成27年沖縄県人口動態統計（確定数）の概況 -平成28（2016）年12月-
宮古管内：未公表のため、保健所において算出

図表 3 出生・死亡数（自然増減）の動向



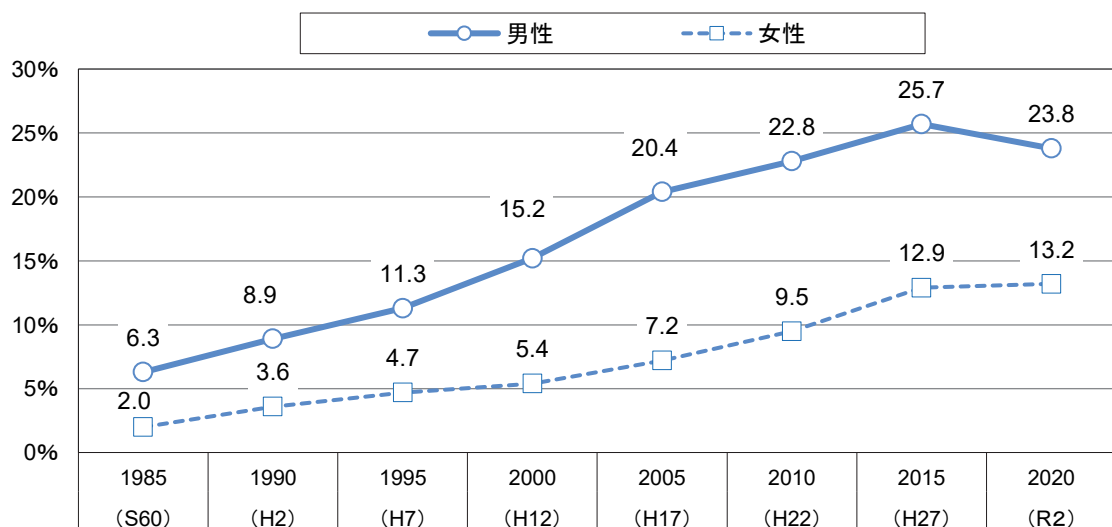
	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
(単位：人)	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
出生数	615	569	610	572	571	535	571	533	559	572	596	565	539	577	606	556	551	602	550	538	515	516	520
死亡数	480	485	451	460	457	500	496	490	519	532	548	567	577	626	586	554	597	612	610	616	637	656	682

資料：「第2期宮古島市人口ビジョン」

2 未婚者（生涯未婚率）の推移

宮古島市における生涯未婚率（45歳～49歳と50歳～54歳未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率）は、経年的に上昇傾向にあり、令和2（2020）年には男性 23.8%（ピークは平成27年の25.7%）、女性 13.2%に達し未婚化が進んでいることがうかがえます。特に男性では、概ね4人に1人が未婚という極めて高い割合になっています。

図表 4 生涯未婚率の動向



資料：「国勢調査」 -各年10月1日現在-

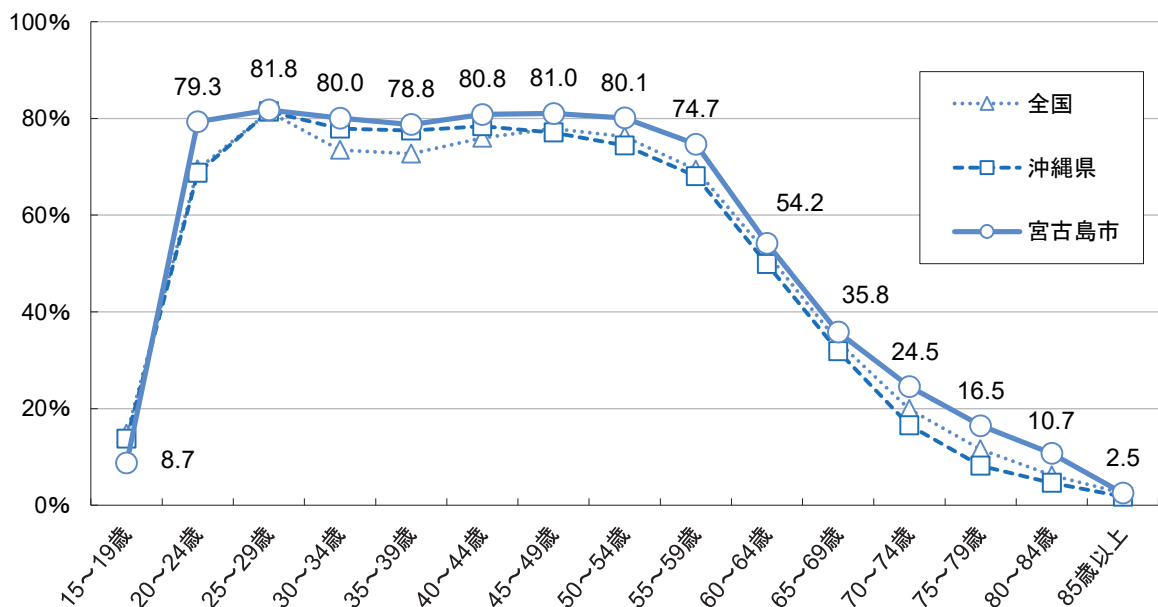
3 女性の年齢階級別の労働力率

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描くことが知られています。

国における女性の年齢階級別労働力率をみると、「25歳から29歳」で最初のピークとなり、その後一旦下がった後に、「45歳から49歳」で2回目のピークを迎えており、M字型の曲線を描いています。一方、本市においては、特定の年齢階級における大幅な労働力率の低下がなく、先進諸国で見られる台形に近づきつつあることがみてとれます。このことは、本市においては、各種ライフイベントによって就労後に労働市場から離れる女性が少ないことを示しています。

「男女共同参画白書 令和3年版」（男女共同参画局）によると、女性雇用者の過半数（54.4%）が非正規労働者で占められていますが、その背景として、残業を伴うことの多いフルタイム就業が難しい状況では、働き方の選択肢が非正規雇用に限られるケースが多いこと、そして、職場に性別役割分業意識が根強く残っていることなどが考えられます。また、家事や育児、介護について、女性に負担が偏る傾向が依然として多く、就労時や、子育て後の再就職にあたり、女性が自ら非正規雇用を志向する傾向も全国的に見られます。

図表 5 女性の年齢階層別労働力率



資料：「国勢調査」 -平成 27（2015）年 10月1日現在-



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保され、そのことによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を受けることができ、かつ、共に責任を担う」社会です。

この計画では、第3次計画までの基本理念「共に認め合い、共に活躍できる社会を目指して」を引き継ぎ、社会の制度や経済の変化によって左右されることのない、ゆるぎない男女共同参画社会の実現をめざします。

《 本計画の基本理念 》

共に認め合い、共に活躍できる社会を目指して

2 計画の基本目標

以下に挙げる4項目の基本目標を設定し、基本目標のそれぞれについて、現状と課題及び施策の方向を明らかにするとともに、その成果を確認するための成果指標と数値目標を設定します。

基本目標Ⅰ 男女が等しく生きる権利を保障される社会の実現

基本目標Ⅱ 個性と能力を認め合う社会の実現

基本目標Ⅲ 一人ひとりが自立する社会の実現

基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会の実現

3 施策の体系

基本理念	基本目標	課題	施策	
共に認め合い、共に活躍できる社会を目指して	I 男女が等しく生きる権利を保障される社会の実現	1 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	① 男女共同参画社会を実現するための教育・学習の実施	
			② 男女共同参画の視点に立った制度、慣習・慣行の見直し	
		2 人権尊重の意識育成	① 広報啓発活動の推進	
	② セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透			
	③ 異文化への理解と交流の推進			
	3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	① あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みと被害者への支援体制強化	【◇】	
		② あらゆる暴力やハラスメントの防止に向けた取り組み	【◇】	
	II 個性と能力を認め合う社会の実現	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	① 審議会等委員及び女性職員の登用促進	【◆】
			② 女性リーダー育成と人材リストの活用	【◆】
		2 地域共生・協働社会を目指した男女共同参画の推進	① 地域社会における男女共同参画の促進	
	3 家庭生活における男女共同参画の推進		① 家庭生活における男女共同参画への理解と協働	
	III 一人ひとりが自立する社会の実現	1 自立に向けた人材育成と就業支援	① 自立に向けた啓発と意識の醸成	【◆】
			② 女性の就業能力開発支援	【◆】
			③ 起業を目指す女性への支援	【◆】
		2 ワーク・ライフ・バランスの推進	① ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と法制度の周知	【◆】
	② 企業への取り組み促進		【◆】	
	IV 誰もが安心して暮らせる社会の実現	1 生涯にわたる健康や生きがいづくりの推進	① 健康保持増進事業の推進、生涯を通じた健康支援	
			② 高齢者及び障がいのある人に対する生活自立支援	
		2 困難を抱える人々が安心して暮らせる支援	① 生活上の困難を抱えた人々への支援	【◆】
			② 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策等の充実	【◆】
③ 働き続けるための就業環境の整備			【◆】	
④ 男女共同参画の視点にたった緊急時対応	【◆】			
3 男女共同参画の視点にたった防災対策	① 災害等発生を想定した平時からの備え			

【◇】 DV法に基づく計画の施策
【◆】 女性活躍推進法に基づく計画の施策

第4章 計画の内容

基本目標 1 男女が等しく生きる権利を保障される社会の実現

【関連する SDGs の開発目標】



課題 1 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

【現状と課題】

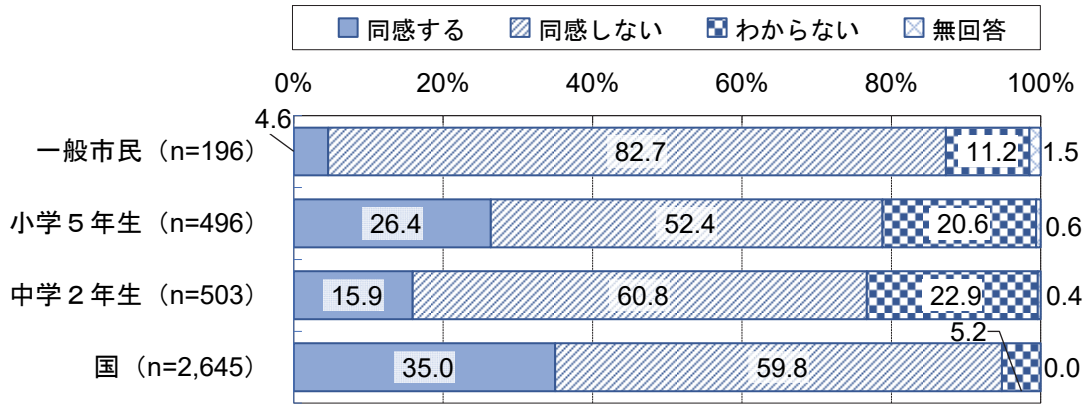
男女が互いを認め合い、尊重し、その個性と能力が十分に発揮される男女共同参画社会を実現するためには、「男は仕事、女は家庭」というような固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、家庭、職場、学校、地域等あらゆる場において対等な立場で参画していくことが必要です。

「市民意識調査」、「子ども意識調査」の結果を見ると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について「同感する」と回答した人は、小学5年生が26.4%、中学2年生が15.9%、18歳以上の市民が4.6%と年齢を重ねるにつれて低くなっており、幼児期から性別にとらわれず、個性を尊重する精神を育む本市の教育に一定の効果があったことがうかがえます。また、18歳以上の市民の回答は、国のアンケート調査結果（35.0%）と比較すると大きく下回っています。しかし、各分野（図表8）の男女の地位の平等感については、地域・自治会では「男性が優遇」と回答した人の43.4%に対し、「平等である」と回答した人が25.0%に止まっており、地域・自治会における男女の不平等感は解消が進んでいません。また、男女の不平等が生じる原因として、「社会的しきたりや慣習」と回答する市民が多く、「男は仕事、女は家庭」という考え方以外の固定的な性別役割分担・分業意識が残っている様子もうかがえます。こういったことが男女間の格差や不平等を生み出し、女性の社会進出を妨げる要因となっており、それは同時に男性にとっても仕事以外の多様な領域への社会参加を妨げることとなります。

男女共同参画社会の実現を図るためには、市民一人ひとりが「男は仕事、女は家庭」といった考え方に固執せず、自分の中にある固定的な性別役割分担意識に気づき、見直すことが重要です。そのためには、家庭、職場、学校、地域といった様々な場において、社会のしきたりや慣習を見直す機会を増やすとともに、性別による役割を固定しない表現に配慮しながら、市民の意識改革を促進するための効果的な啓発活動を行っていく必要があります。

なお、「市民意識調査」において、教育の場では「平等である」と回答した人は約半数に上っており、他の分野に比べて男女平等が進んでいると感じている人が多くなっています。この良い状態を保ち、地域全体の意識改革につなげていくためには、人権の尊重や男女の平等、男女共同参画社会の重要性について、幼児期からの発達段階に応じた指導を行い、長期的視野に立った取組を続けていく必要があります。

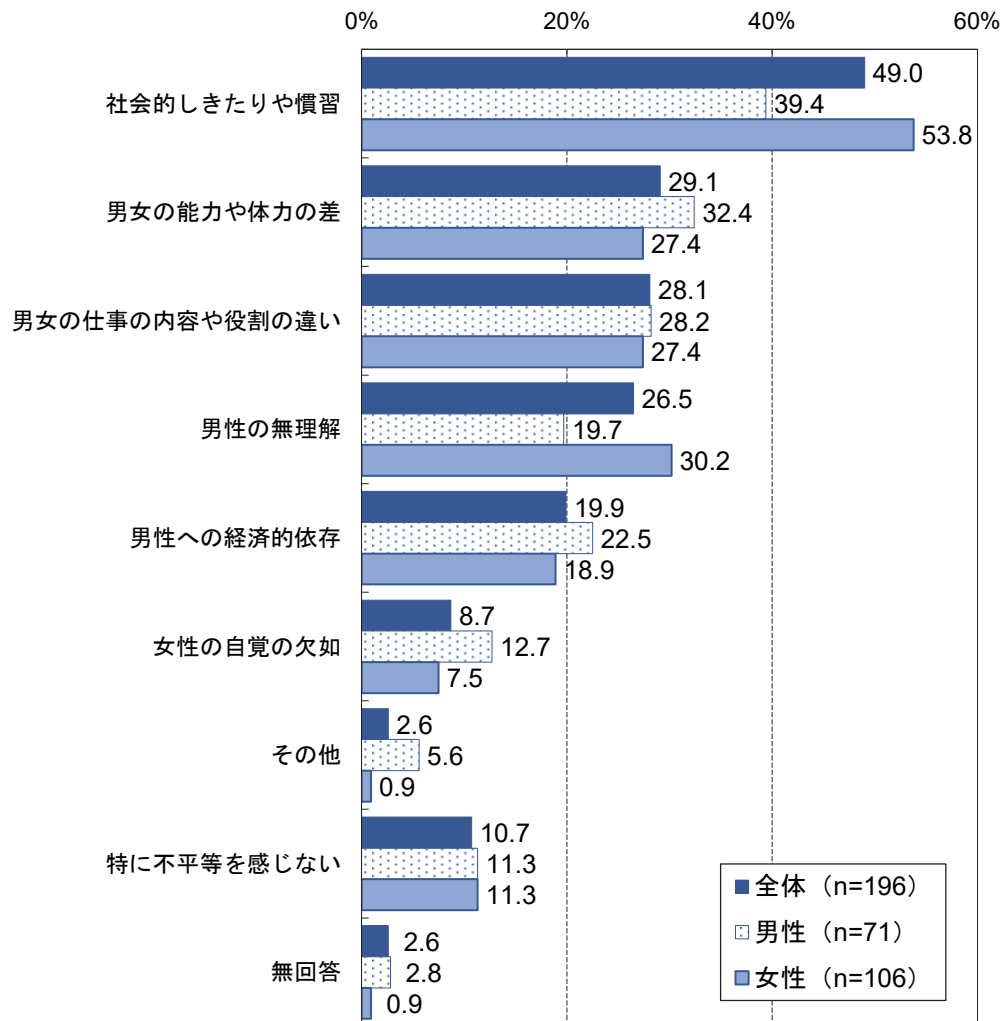
図表6 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：「市民意識調査」-令和元（2019）年度-
 「子ども意識調査」-令和3（2021）年度-
 「男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）」-令和元（2019）年度-

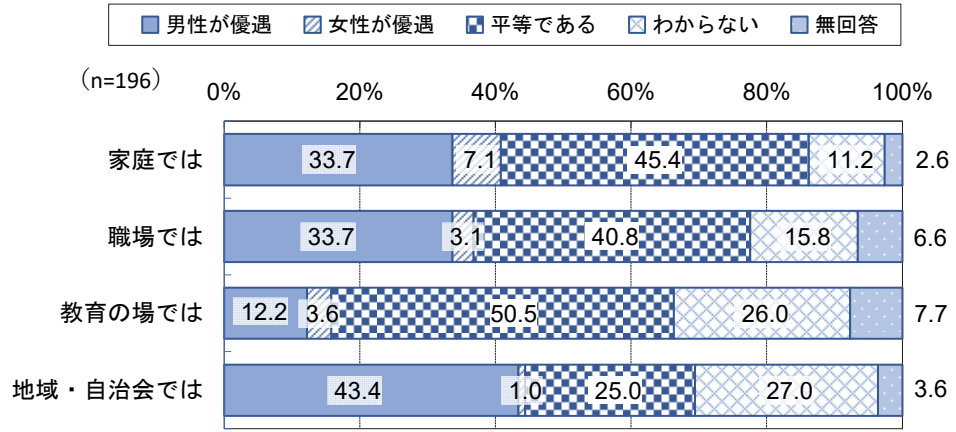
※国の設問：「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、あなたはどうお考えですか。
 同意する＝「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計
 同意しない＝「どちらかといえば反対」と「反対」の合計
 ※小学5年生、中学2年生の設問：「男は仕事・女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどう思いますか。
 同意する＝「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計
 同意しない＝「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計

図表7 男女の不平等が生じる原因に対する市民意識



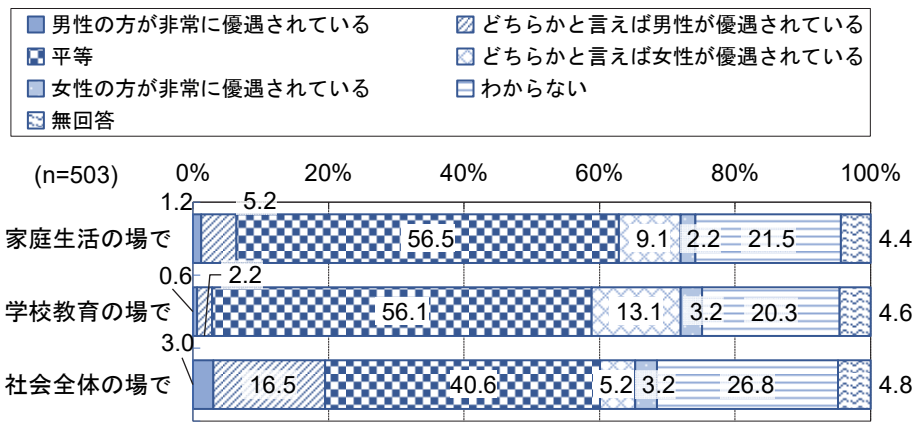
資料：「市民意識調査」-令和元（2019）年度-

図表 8 男女の地位の平等感（一般市民）



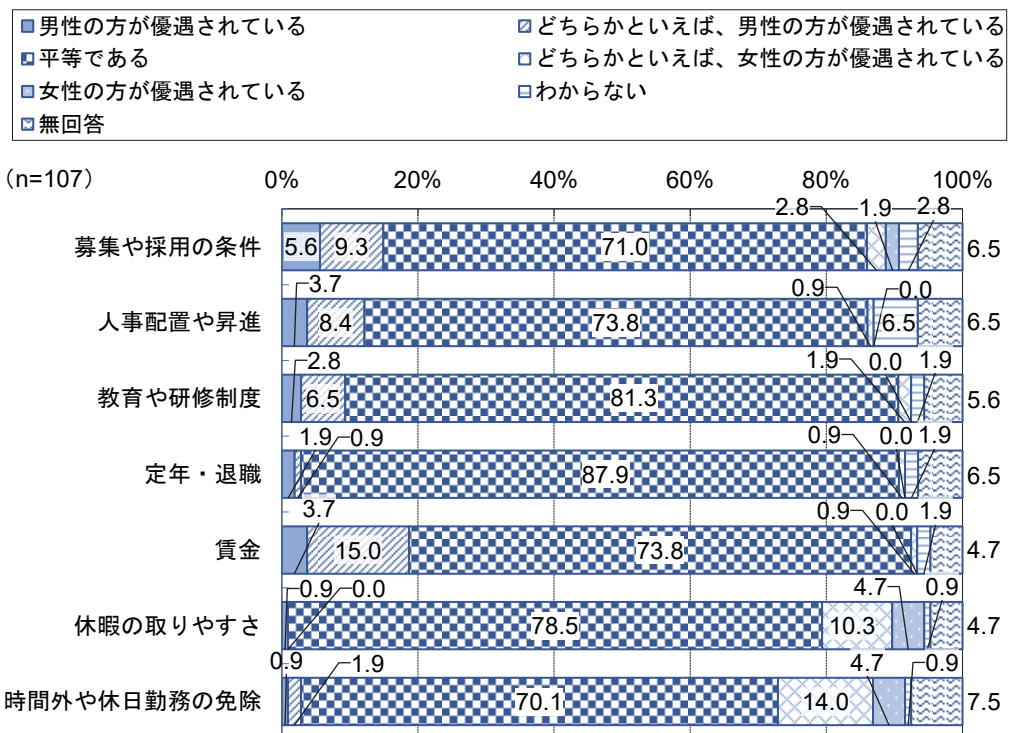
資料：「市民意識調査」 -令和元（2019）年度-

図表 9 男女の地位の平等感（中学 2 年生）



資料：「子ども意識調査」 -令和3（2021）年度-

図表 10 男女の地位の平等感（市内事業所）



資料：「事業所アンケート」 -令和3（2021）年度-

【施策の方向】

市民一人ひとりが、自立と思いやりの意識を持ち、個人の尊厳とジェンダー平等の理念が尊重されるよう、教育と学習を推進するとともに、男女共同参画社会の実現に向けた様々な制度・慣習等の見直しに取り組みます。

① 男女共同参画社会を実現するための教育・学習の実施

事業名	事業内容	担当課																			
男女共同参画の視点を育む保育及び学校教育の推進	保育士や教職員等が、男女共同参画の理念を理解し、幼児期から性別にとらわれず個性を尊重する精神を育むことができるような保育・教育に向けた職員研修会実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">職員研修実施回数（保育園・こども園）</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table> （子ども未来課）	目標指標		職員研修実施回数（保育園・こども園）					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		1回	1回	1回	1回	1回	1回	子ども未来課 学校教育課
	目標指標		職員研修実施回数（保育園・こども園）																		
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																
	1回	1回	1回	1回	1回	1回															
学校教育活動全体を通じたジェンダー（男女）平等、相互理解や自立についての指導の充実	学校教育課																				
性別による順序や固定観念を無くすために男女混合名簿導入を推奨 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">男女混合名簿導入学校の割合（幼稚園・小学校・中学校）</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		男女混合名簿導入学校の割合（幼稚園・小学校・中学校）					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		100%	100%	100%	100%	100%	100%	学校教育課	
目標指標		男女混合名簿導入学校の割合（幼稚園・小学校・中学校）																			
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																	
100%	100%	100%	100%	100%	100%																
多種多様なロールモデルによる勉強会の実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">勉強会の実施</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		勉強会の実施					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		1回	1回	1回	1回	1回	1回	働く女性の家	
目標指標		勉強会の実施																			
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																	
1回	1回	1回	1回	1回	1回																

② 男女共同参画の視点に立った制度、慣習・慣行の見直し

事業名	事業内容	担当課																			
本計画の周知	広報誌やホームページへの掲載、概要版の配付等による市民や事業者等への周知	働く女性の家																			
	庁内各課への計画書配付と勉強会の実施																				
男女共同参画に関する啓発活動の充実	広報誌やホームページの活用、男女共同参画週間やゆいみなあフェスタ、生涯学習フェスティバル等におけるパネル展の開催などを通じた制度の周知と意識の浸透 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">男女共同参画のパネル展開催</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		男女共同参画のパネル展開催					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		3回	3回	3回	3回	3回	3回	働く女性の家
目標指標		男女共同参画のパネル展開催																			
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																	
3回	3回	3回	3回	3回	3回																

事業名	事業内容	担当課																
社会制度、慣行等の見直しに向けた学習	固定的性別役割分担意識の是正に向けた講座の開催や、男女共同参画に関する資料や情報の提供	働く女性の家																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標指標</th> <th colspan="5">学習機会・コンテンツの提供</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>		目標指標	学習機会・コンテンツの提供					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1回	1回	1回	1回	1回
	目標指標		学習機会・コンテンツの提供															
	R4年度		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度												
1回	1回	1回	1回	1回														
市刊行物等で性別による役割を固定しない表現の推進	刊行物発行の際、性別による役割を固定化しない表現を点検するチェックリスト等の作成と、男女共同参画会議などによる定期的な確認の実施	働く女性の家																

課題2 人権尊重の意識育成

【現状と課題】

世界人権宣言第1条には、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と謳われており、この理念は、誰も侵すことのできない人類普遍の原理であります。すべての人々の基本的人権が守られるよう、人権尊重意識の醸成と実現のため、啓発を継続的に行う必要があります。

男女がお互いの特徴を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の基本といえます。特に女性は妊娠・出産など、生涯を通じて男性と異なる健康上の負担に直面することに、男女とも留意する必要があります。そのため、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の考え方を認識し、性差に応じた健康を支援する取組が求められています。

特に、HIV/エイズやその他の性感染症、薬物乱用など健康をおびやかす主要な問題について、正しい知識を身につけるためには、教育及び啓発が必要であり、幼少期からの発達段階に応じた、性に関する教育や福祉教育の機会を充実させる必要があります。

また、近年増加している自殺について、うつ病等の気分障害が特に重要な要因であることが明らかになっています。うつ病患者は医療機関への受診率が低いことから、うつ病の症状等にできるだけ早く気づき、専門的な医療機関にかかることができるよう、うつ病に関する普及啓発や、地域におけるメンタルヘルス対策等が大切です。同時に、自殺を予防するため、悩みを持つ人に寄り添い、様々な関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することも重要です。そのため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る)を行なうゲートキーパーの養成や、相談体制の充実を図ることが求められます。

さらに本市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けインバウンド需要が足元で低下していますが、コロナウイルス収束後は再び増加することが予想されるため、アフターコロナを見据えた在住・訪日外国人に対する支援情報の提供や、外国人が訪れやすい開かれた地域づくりが求められます。併せて、市民目線で取り組める身近な国際交流の促進など、国際理解を深めるための取組も必要です。

【施策の方向】

人権尊重意識の醸成に向け、広報啓発活動の推進と、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透に努めます。また、インバウンド需要拡大に伴う在住・訪日外国人の増加に備え、異文化への理解と交流の推進を図ります。

① 広報啓発活動の推進

事業名	事業内容	担当課
人権尊重の意識啓発の推進	「人権を考える日」の教育活動の充実	学校教育課
	広報誌等を活用した相談窓口の周知	地域振興課

② セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透

事業名	事業内容	担当課															
発達段階に応じた適切かつ多様な性に関する教育の実施	紙芝居等の教材を活用した幼児向け性教育の実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">幼児向け性教育実施回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		幼児向け性教育実施回数			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1回	1回	1回	1回	1回	健康増進課
	目標指標		幼児向け性教育実施回数														
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度												
1回	1回	1回	1回	1回													
小中学校における発達段階に応じた教育と意識啓発の実施		学校教育課															
	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の周知に向けた講座の開催 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座の実施</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">計画期間内に2回</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座の実施			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	計画期間内に2回					働く女性の家
目標指標		セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座の実施															
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
計画期間内に2回																	
特定不妊治療等に係る航空運賃一部助成	本市以外の医療機関での出産に係る妊産婦健康診査および出産を認めた者の渡航に伴う経済的負担を軽減	健康増進課															
妊婦及びパートナー向けのマタニティスクール開催	夫婦が協力しながら安心して妊娠、出産、育児ができる環境づくりや意識啓発に向けたマタニティスクールの開催 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">マタニティスクール実施回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6回</td> <td>6回</td> <td>6回</td> <td>6回</td> <td>6回</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		マタニティスクール実施回数			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	6回	6回	6回	6回	6回	健康増進課
目標指標		マタニティスクール実施回数															
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
6回	6回	6回	6回	6回													
性的マイノリティに関する理解の促進	性的マイノリティに対する、偏見や差別の解消をめざし、その理解促進に向けた啓発活動を実施	働く女性の家															

③ 異文化への理解と交流の推進

事業名	事業内容	担当課
在住外国人等への支援と人権啓発	在住外国人が市民サービスにおいて不利益を被ることのないよう、他課職員と連携した相談窓口の充実	地域振興課
	外国語版のカードやパンフレット等を活用した外国人への各種制度案内と人権意識啓発	
国際交流事業の推進	生活習慣等の違いに対する国際理解の推進を図るため、海外諸地域との交流事業を実施	公民館

課題3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

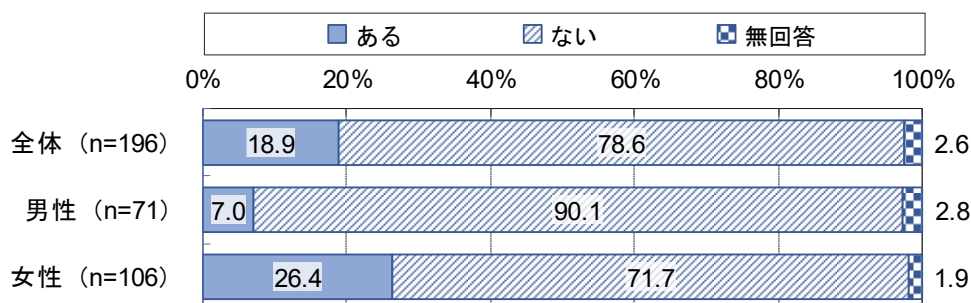
すべての暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。男女間の暴力は、DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など様々です。女性だけでなく男性の中にも被害を受けている人はいますが、精神的・肉体的暴力（DV）を受けた経験について市民意識調査の結果を見ると、男性の7.0%に対し、女性は26.4%と、女性の方が圧倒的に高くなっています。

女性に対する暴力の背景には、男女の経済力格差や男性優位の社会構造等が考えられます。DVは、いつでも、誰にでも起こり得る問題として、市民一人ひとりが「どんな暴力も絶対に許さない」「被害を見逃さない」という意識を持つことが重要です。

新型コロナウイルス感染症予防を想定した「新しい生活様式」が定着しつつある中で、隣人のちょっとした異変に気付いたり、困りごと、心配ごとをいち早く察知したりすることが益々困難な状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、自宅で家族と過ごす時間が増加したことや収入の減少など経済的な要因もあいまって、全国的にDV被害者が増加していることも報告されています。家庭内の問題としてもともと顕在化しにくいDVは、当事者が自らの被害・加害に気づかないまま見過ごされるリスクがさらに高まっていると考えられるため、DV防止にあたっては、予防の観点から、暴力を許さない意識づくりを子どもの頃から徹底するとともに、あらゆる暴力の根絶に向けた幅広い取組を推進することが必要です。

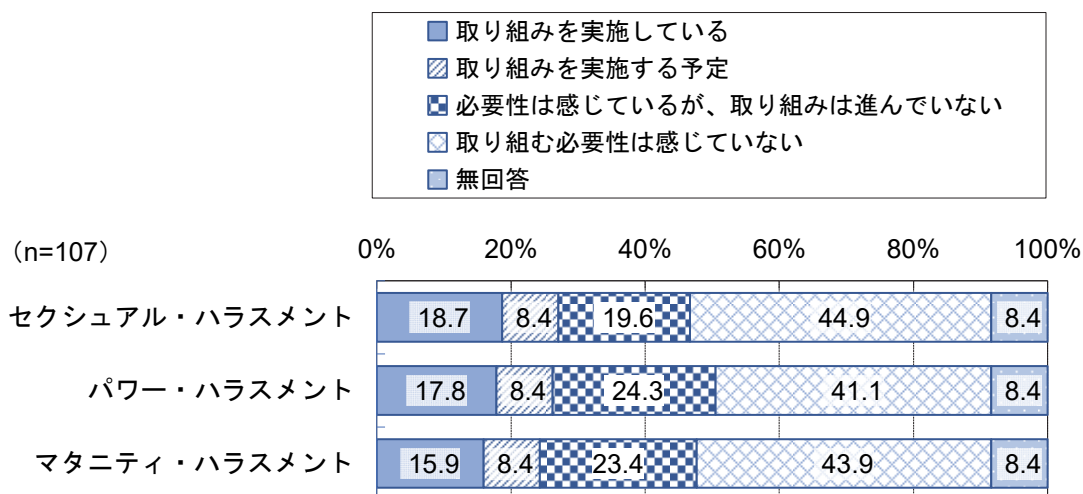
DVが起きている家庭では、子どもに対する虐待が同時に行われている場合があります。また、DVを受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する虐待を制止できなくなる場合があります。さらに、近年、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、リベンジポルノなど男女間の暴力も多様化しています。DV被害者の早期発見やその後の支援のためにも、関係機関との連携を強化していく必要があります。

図表 11 配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力（DV）を受けた経験の有無



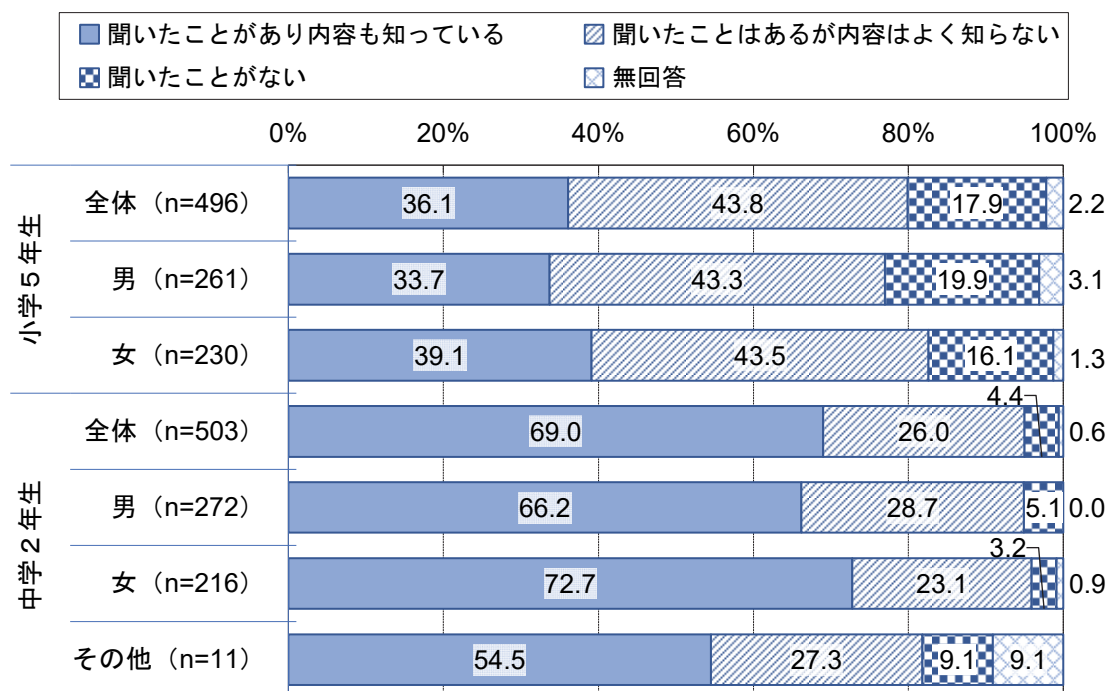
資料：「市民意識調査」-令和元（2019）年度-

図表 12 市内事業所のハラスメント防止に関する取り組みの状況



資料：「事業所アンケート」-令和3（2021）年度-

図表 13 子ども達のセクシュアル・ハラスメント（言葉の）認知状況



資料：「子ども意識調査」-令和3（2021）年度-



【施策の方向】

ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向け、子どもの頃から暴力を許さない意識づくりを徹底するとともに、多様化する暴力の被害者を早期発見し適切な支援が行えるよう、関係機関との連携を深め、被害者への支援体制の充実・強化を図ります。

① あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みと被害者への支援体制強化

事業名	事業内容	担当課															
被害者への支援体制の強化・相談窓口の充実	県や民間機関の実施する研修等を利用した相談員のスキルアップ	児童家庭課															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">スキルアップ研修受講回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2回以上</td> <td>2回以上</td> <td>2回以上</td> <td>2回以上</td> <td>2回以上</td> </tr> </tbody> </table>		目標指標		スキルアップ研修受講回数			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上
	目標指標		スキルアップ研修受講回数														
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上													
被害に遭った際に相談できる窓口の周知と相談窓口間及び関係機関との連携による柔軟な対応																	
	重層的支援体制整備における関係課・関係機関の連携体制構築	働く女性の家 福祉政策課 児童家庭課 高齢者支援課 障がい福祉課															
庁内外の関係機関等のネットワークの確立	DV事例検討会、教育相談、要保護児童対策協議会や、他機関の実務者会議などネットワークの確立と情報交換	働く女性の家 児童家庭課															
	要保護児童対策協議会運営と関係機関との情報交換及び連携強化	児童家庭課															
被害者の一時保護施設の充実	県との連携強化によるDV被害者の緊急避難場所の充実	児童家庭課															
DV被害者の居住場所の確保	公営住宅入居への配慮や転居支援	児童家庭課 建築課															
DV、ストーカー等暴力被害者の安全確保	支援措置を申し出た市民の住民基本台帳情報を本人以外に開示しない措置を行う	市民課															
DV被害者の健康保証	国民健康保険加入申請の円滑な実施	国民健康保険課															

② あらゆる暴力やハラスメントの防止に向けた取り組み

事業名	事業内容	担当課
DV等あらゆる暴力の防止に向けた啓発活動	配偶者暴力防止法、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、ストーカー規制法等の周知	働く女性の家 児童家庭課 高齢者支援課 障がい福祉課
	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の取組として、パネル展や防止に向けた講演会等啓発事業の実施	働く女性の家 児童家庭課

事業名	事業内容	担当課																			
予防・早期発見・早期対応に向けた体制づくり	被害者及び加害者の相談窓口の周知徹底	児童家庭課 健康増進課 学校教育課																			
	被害者の発見（通報義務や努力義務等）についての周知	児童家庭課																			
	児童虐待の予防・早期発見・早期対応を期すために、児童相談所等関係機関と連携強化	児童家庭課 健康増進課 学校教育課																			
各ハラスメント防止対策の徹底	職員研修の実施 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">講習会・研修会の開催回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">計画期間内に1回</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		講習会・研修会の開催回数					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		計画期間内に1回						総務課
	目標指標		講習会・研修会の開催回数																		
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																
	計画期間内に1回																				
講習会・研修会の開催による意識啓発	働く女性の家																				
相談窓口の設置	総務課																				
パンフレット、ポスターによる事業者への広報活動実施 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">ハラスメント防止広報の実施</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		ハラスメント防止広報の実施					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上		観光商工課	
目標指標		ハラスメント防止広報の実施																			
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																	
1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上																	

成果指標と数値目標

評価指標	把握方法	令和3年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
「男は仕事、女は家庭」という考え方に囚われていない※1市民の割合	令和7年度に市民意識調査を実施して把握	82.7% (令和元年度)	90%
「うい・ずうプラン」の周知度※2	令和7年度に市民意識調査を実施して把握	14.8% (令和元年度)	50%
男女の不公平感について「特に不公平感を感じない」と回答した人の割合	令和7年度に市民意識調査を実施して把握	27.0% (令和元年度)	30%
配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力(DV)を受けたことが「ない」と回答した人の割合	令和7年度に市民意識調査を実施して把握	78.6% (令和元年度)	85%
「男女共同参画社会」の周知度	令和7年度に市民意識調査を実施して把握	84.0% (令和元年度)	100%

※1 市民意識調査で「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感しない」と回答した人の割合

※2 市民意識調査で「うい・ずうプラン」という言葉を「よく聞く」または「聞いたことがある」と回答した人の割合

基本目標Ⅱ 個性と能力を認め合う社会の実現

【関連する SDGs の開発目標】



課題1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】

男女共同参画社会を形成していくためには、男女がともに広く地域や社会の活動に参加していくとともに、政策をはじめ社会のあらゆる意思決定の場に男女が対等な立場で参画し、多様な考え方を生かしていくことが大切です。しかし、現実に様々な分野で女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、社会の意思決定に関わる場面においては、男性に比べ、女性の参画が十分とは言えない状況が見られます。

そのため、本市では、市の審議会等の女性委員の占める割合が 35%となるよう、目標を掲げ取組を進めてきましたが、組織等の代表は男性が務める機会が多く、女性登用の推進が難しい状況にありました。今後は、代表に限らず各団体等には女性に出席してもらうよう促進するとともに、民間公募の場合には男女枠を規定するなど、実効性のある手法を検討する必要があります。

社会における意思決定過程への女性の参画をさらに進めるためには、女性が活躍できる環境の整備と意識改革を進める必要があります。また、女性自身がさらに力量を高めるための支援（エンパワーメント）も重要です。

【施策の方向】

引き続き、審議会等委員への女性登用や女性職員の職域拡大・管理職登用の促進に取り組むとともに、様々な領域で活躍する女性リーダーの発掘と育成に努めます。

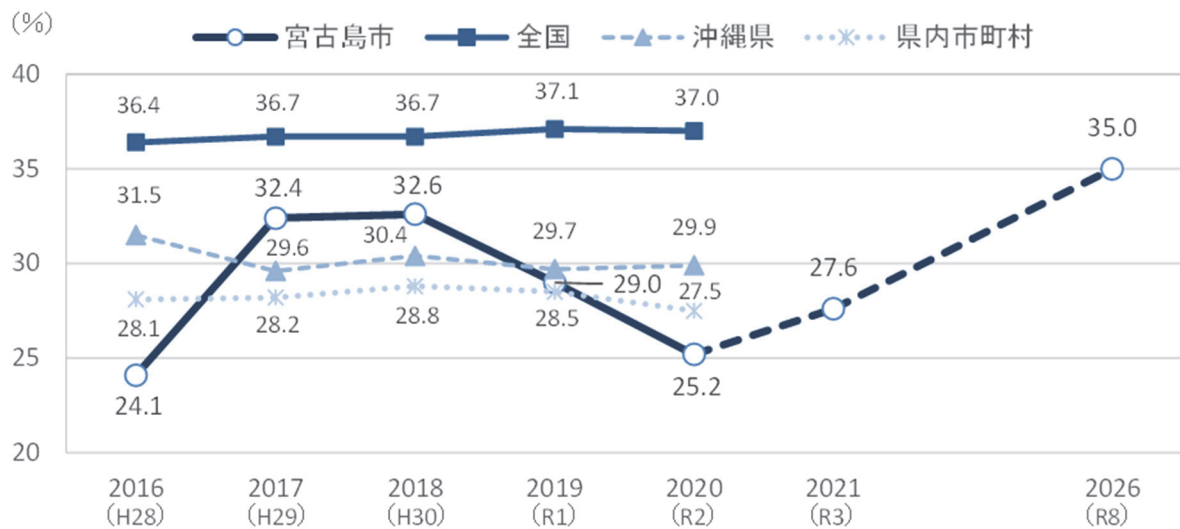
① 審議会等委員及び女性職員の登用促進

事業名	事業内容	担当課																			
審議会等委員への女性登用率向上	「審議会等委員への女性登用を図るための運用方針」の浸透 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">女性登用の運用方針周知回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		女性登用の運用方針周知回数					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		2回	2回	2回	2回	2回	2回	働く女性の家
	目標指標		女性登用の運用方針周知回数																		
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																	
2回	2回	2回	2回	2回	2回																
	審議会等委員への女性登用目標値達成に向け、各女性団体からの推薦等を検討 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">審議会等^{*1}委員への女性登用割合</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31%</td> <td>32%</td> <td>33%</td> <td>34%</td> <td>35%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		審議会等 ^{*1} 委員への女性登用割合					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		31%	32%	33%	34%	35%		全課
目標指標		審議会等 ^{*1} 委員への女性登用割合																			
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																	
31%	32%	33%	34%	35%																	

事業名	事業内容	担当課																	
女性職員の登用率向上	管理職への女性登用率目標値の設定	総務課																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">市管理職（課長級以上）に占める女性の割合</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8%</td> <td>9%</td> <td>12%</td> <td>16%</td> <td>16%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		目標指標		市管理職（課長級以上）に占める女性の割合					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		8%	9%	12%	16%
目標指標		市管理職（課長級以上）に占める女性の割合																	
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度															
8%	9%	12%	16%	16%															
女性の職域拡大	専門的な知識を要する職種を考慮した上で、各部署の男女比に偏りのない配置を促進																		
男女の参画促進	参画促進に対する理解を深める啓発活動の強化	働く女性の家																	
農漁村団体組織役員や各委員等への女性登用と参画推進	ポジティブ・アクションによる女性登用（農業委員などへの女性参画）を働きかけ	農政課 水産課 農業委員会																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">女性参画（農業委員）数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（農政課）</p>		目標指標		女性参画（農業委員）数					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		2人	2人	2人	2人
目標指標		女性参画（農業委員）数																	
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度															
2人	2人	2人	2人	2人															

※1 県が実施している「市町村における男女共同参画推進状況調査」の対象である審議会等

図表 1.4 審議会等における女性委員登用率



資料：「令和2年度沖縄県男女共同参画の状況について」を参考に作成

② 女性リーダー育成と人材リストの活用

事業名	事業内容	担当課																			
人材に関する情報収集	各講演会、講座、勉強会参加者へ、職歴や有資格等の情報登録を募り人材リストを作成、委員会等へ推薦できるような仕組みの検討	働く女性の家																			
女性リーダー育成と人材リストの活用及びネットワークづくり	社会教育関係団体の企画提案する女性リーダー育成策への支援 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">女性リーダー育成支援件数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		女性リーダー育成支援件数					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		1件	1件	1件	1件	1件	1件	生涯学習振興課
	目標指標		女性リーダー育成支援件数																		
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																
1件	1件	1件	1件	1件	1件																
リーダーバンクの活用促進 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">広報回数（広報みやこじま）</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		広報回数（広報みやこじま）					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		2回	2回	2回	2回	2回	2回	生涯学習振興課	
目標指標		広報回数（広報みやこじま）																			
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																	
2回	2回	2回	2回	2回	2回																
男女共同参画社会を実現するための活動を行う団体や個人に対し、研修会参加への派遣や講座開催を支援		働く女性の家																			
農漁村女性団体組織のエンパワーメントのための研修等の実施	関係機関と連携した研修会・交流会等の実施 農漁協女性部の活動支援 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">研修会・交流会等実施回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">3回</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（農政課）</p>	目標指標		研修会・交流会等実施回数					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		3回						農政課 水産課
	目標指標		研修会・交流会等実施回数																		
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																
3回																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">研修会・交流会等実施回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（水産課）</p>	目標指標		研修会・交流会等実施回数					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		1回	1回	1回	1回	1回	1回		
目標指標		研修会・交流会等実施回数																			
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																	
1回	1回	1回	1回	1回	1回																



課題2 地域共生・協働社会を目指した男女共同参画の推進

【現状と課題】

地域社会は、安全・安心な生活を送るための共通の基盤であり、男女がともに協力し、支え合いながら、安心して暮らせる住みよい地域づくりを進めていくことが重要です。

しかし、都市化の進展や個人、世代間の価値観の多様化を背景に、地域の帰属意識や人のつながりが希薄になり、地域活動などに参加する機会が少なくなっているのが現状です。また、地域コミュニティの弱体化に伴って、安全・安心の維持確保などの面で、不安や支障も出始めており、誰もが安心して暮らせる環境を確保し、防犯・防災、住環境など地域が抱える様々な課題に対応できる地域力を高めていくには、それらの活動を男女がともに担い、性別による偏りを無くすなど、地域における男女共同参画が不可欠です。しかし、市民意識調査によると、地域・自治会の男女の平等感については、「平等である」とする回答（25.0%）を、「男性が優遇」とする回答（43.4%）が大きく上回っており（図表8参照）、地域の中に固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます（図表7参照）。地域で暮らす様々な立場の市民が地域活動に参加・参画するための意識啓発や情報提供を行うとともに、誰もが主体的に地域活動に貢献できる体制作りや、地域ネットワークの構築と活動団体などに対する支援が必要です。

【施策の方向】

市民がともに協力し、支え合いながら、安心して暮らせる住みよい地域づくりを進め、地域共生・協働社会を実現するため、地域社会における男女共同参画につながる取組を促進します。

① 地域社会における男女共同参画の促進

事業名	事業内容	担当課																			
地域活動への男女の参画推進	世代や男女を問わず気軽に「集える場」の拡充	福祉政策課 児童家庭課 高齢者支援課 障がい福祉課																			
循環型社会をめざした環境づくり	環境問題協議組織等への女性登用推進	環境衛生課																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">女性登用割合（環境問題協議組織）</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">30%</td> </tr> </tbody> </table>		目標指標		女性登用割合（環境問題協議組織）					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		30%					
	目標指標		女性登用割合（環境問題協議組織）																		
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																	
30%																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">講習会・視察研修・見学受入回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12回</td> <td>12回</td> <td>12回</td> <td>12回</td> <td>12回</td> <td>12回</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		講習会・視察研修・見学受入回数					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		12回	12回	12回	12回	12回	12回		
目標指標		講習会・視察研修・見学受入回数																			
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																	
12回	12回	12回	12回	12回	12回																
	地域の環境問題等ネットワークづくりの推進																				

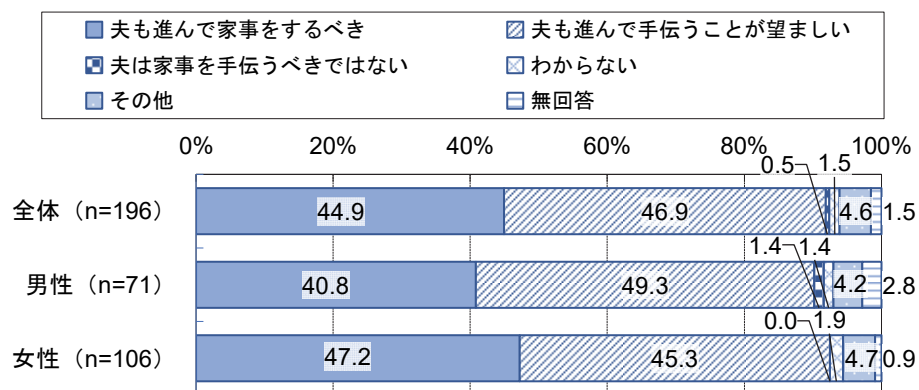
課題3 家庭生活における男女共同参画の推進

【現状と課題】

家庭では、男女がともに家事、育児、介護などについて家族としての役割を果たしながら、ともに支え合い協力して生活を営むことが重要ですが、多くの家庭ではその大半を女性が担っているのが現状です。以前から、家庭における女性の無償労働（アンペイドワーク）による経済価値を適正に評価する必要性が指摘されてきましたが、夫婦共働きが一般化した現代にあっても、男女の役割分担は従来と変わらない家庭が少なくありません。市民意識調査によると、夫が家事を手伝うことについて、男女ともに約9割の人が「夫も進んで家事をするべき」または、「夫も進んで手伝うことが望ましい」と回答しており、家庭での男女共同参画に対する意識が浸透してきていることがわかります。しかし、平日の家事にかかる時間を男女別に見ると、女性の方が家事に割く時間が多いことがわかります。

家庭のことを女性だけの役割とせず、男性も家事、育児、介護などに積極的に関わることで、男性も従来の仕事中心の意識・ライフスタイルから仕事と家庭のバランスがとれたライフスタイルへの転換を図る必要があります。そして、男女が相互に協力し合う関係を築くことで、その社会参画を促すだけでなく、ワーク・ライフ・バランスにつなげていくことも重要です。

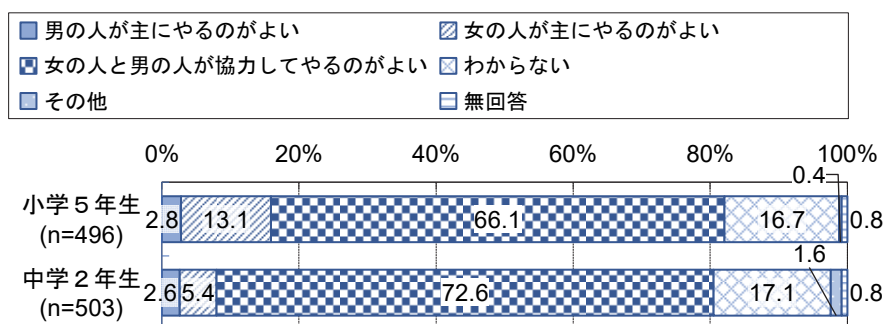
図表 15 夫が家事を手伝うことについて



※家事は夫婦協働で担うものであり、次回市民意識調査では質問内容を見直し予定。

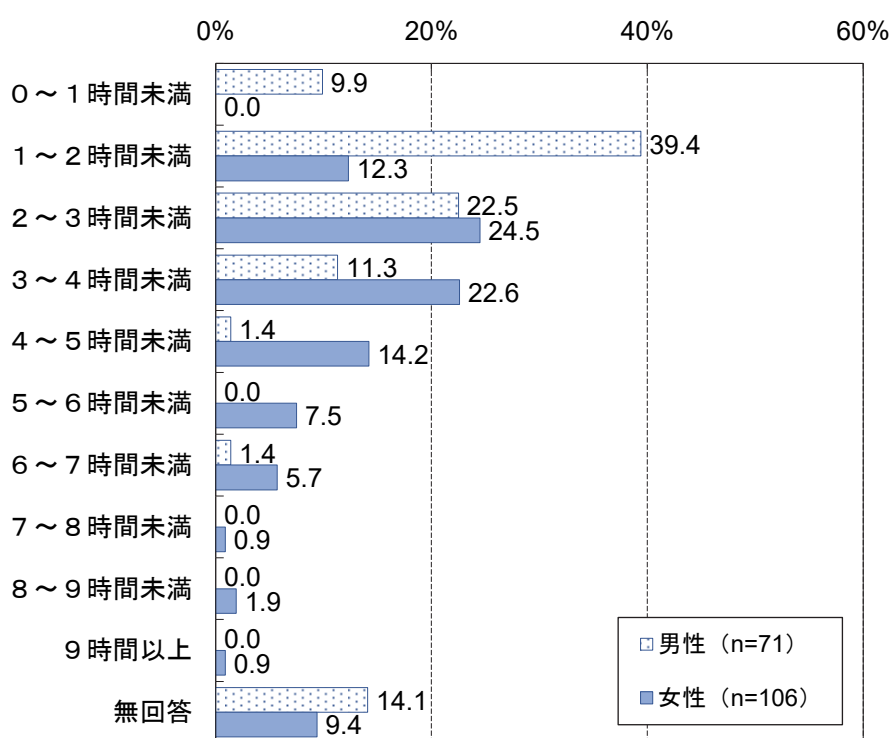
資料：「市民意識調査」 -令和元（2019）年度-

図表 16 家事は誰がやるのが一番よいと思うか



資料：「子ども意識調査」 -令和3（2021）年度-

図表 17 平日の家事にかかる時間



資料：「市民意識調査」-令和元（2019）年度-

【施策の方向】

家庭における固定的な性別役割分担意識を解消し、家族が性別に関わりなく家事、育児、介護などに積極的に関わるジェンダーフリーなライフスタイルを広げるため、様々な場面を活用して情報発信と意識啓発を進めます。

① 家庭生活における男女共同参画への理解と協働

事業名	事業内容	担当課															
家庭における男女共同参画への協力推進	沖縄県教育委員会の「家～なれ～」運動の場を活用した男女共同参画意識の啓発	生涯学習振興課															
	市広報誌やホームページへの情報掲示のほか、パネル展も有効活用し、家事、育児、介護等への共同参画に関する内容を掲載し、意識啓発を図る	働く女性の家															
	男女共同参画週間やゆいみなあフェスタ、生涯学習フェスティバル等においてパネル展を開催し、市民の意識の高揚を図る	働く女性の家															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">パネル展の開催</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table>		目標指標		パネル展の開催			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	3回	3回	3回	3回	3回	
目標指標		パネル展の開催															
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
3回	3回	3回	3回	3回													

成果指標と数値目標

評価指標	把握方法	令和3年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
審議会等委員への女性登用割合	令和8年4月時点の 各種審議会における 女性割合の平均値	27.6% (R3.4.1 現在)	35%
市管理職（課長級以上）に占める 女性の割合	令和8年4月時点 の市管理職数を基に 算出	7.7% (R3.4.1 現在)	16%
地域・自治会で男性と女性が「平等である」 と回答した人の割合	令和7年度に 市民意識調査を 実施して把握	25.0% (令和元年度)	35%
男性の平日の家事にかかる平均時間	令和7年度に 市民意識調査を 実施して把握	1.6 時間 (令和元年度)	2.0 時間
家庭で男性と女性が「平等である」 と回答した女性の割合	令和7年度に 市民意識調査を 実施して把握	38.7% (令和元年度)	60%



基本目標Ⅲ 一人ひとりが自立する社会の実現

【関連する SDGs の開発目標】



課題 1 自立に向けた人材育成と就業支援

【現状と課題】

男性にとっても、男女共同参画社会の実現は、子どもの成長を見届けることや家族や夫婦の絆を強めること、家事に勤しみ生活力が向上することで、将来一人で暮らすことになっても安心した生活を営むことなどにつながります。しかし、男性の家事や育児等に参加することの抵抗感や男性による家事、育児等のスキル不足と評価の低さが、男性の参画の妨げとなっている側面もあります。性別による役割分担意識の解消や長時間労働など働き方の見直しなども重要となりますが、幼少期から成長段階に合わせ、自立するための意識の啓発や生活力向上に向けた支援を行う必要があります。

単身世帯やひとり親世帯増加等の家族構成変化、非正規化の進行をはじめとする雇用・就業をめぐる環境変化、国際結婚や定住外国人増加等に伴うグローバル化の進展など、様々な社会変化が進む中で、経済困難や社会的孤立などの「生活困難」を抱える層が多様化し増加しています。

また、本計画策定時点では新型コロナウイルス感染症が収束しておらず、いわゆるコロナ禍の長期化による市民生活や経済への影響が続くことも想定されます。飲食店などでは休業や時短営業を迫られることで倒産や閉店が、また、多くの企業で早期退職や雇い止め等も増えており、そこで働いていた従業員の収入が途絶えたり、減ったりすることで生活困窮者が増える可能性があります。フリーランスや非正規雇用など、低所得層ほど、感染拡大による経済的影響が大きい状況もあり、貧困問題が拡大・深刻化している懸念があります。

支援を必要とする世帯には複合的な問題がある場合も多く、多面的に支援する必要があります。特に、「高齢単身世帯（女性）」や「ひとり親世帯（母子世帯）」は、貧困など生活上の困難に直面することが多いため、貧困等を防止するための取組が必要です。さらに、貧困等の次世代への連鎖を断ち切るため、個人の様々な生き方に沿った支援も必要です。

【施策の方向】

生活面や経済面での自立を図ることは精神的自立につながり、生き方を主体的に選択することを可能にします。自立に向けた啓発と意識の醸成に引き続き取り組むとともに、特に女性と高齢者の自立支援に力を入れていきます。

① 自立に向けた啓発と意識の醸成

事業名	事業内容	担当課															
家庭生活を支える講座の開設と啓発	男性の地域参加促進や男女共同参画意識の啓発を目的とした講座の開設 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">目標指標</td> <td colspan="3">男性向け講座開設数</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>R5年度</td> <td>R6年度</td> <td>R7年度</td> <td>R8年度</td> </tr> <tr> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> </tr> </table>	目標指標		男性向け講座開設数			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	3回	3回	3回	3回	3回	公民館
	目標指標		男性向け講座開設数														
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度												
3回	3回	3回	3回	3回													
家庭において、互いを理解し協力するための意識啓発が図れる講座の開催 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">目標指標</td> <td colspan="3">意識啓発講座の開設回数</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>R5年度</td> <td>R6年度</td> <td>R7年度</td> <td>R8年度</td> </tr> <tr> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </table>	目標指標		意識啓発講座の開設回数			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1回	1回	1回	1回	1回	働く女性の家	
目標指標		意識啓発講座の開設回数															
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
1回	1回	1回	1回	1回													
	他機関等で開催される講座の情報提供や、関係パンフレットの設置、各行事等での配付	働く女性の家 公民館															
自立意識の育成 (男女の精神的自立支援への啓発)	子どもや若年層の自立に向けたキャリア教育 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">目標指標</td> <td colspan="3">キャリア教育の実施</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>R5年度</td> <td>R6年度</td> <td>R7年度</td> <td>R8年度</td> </tr> <tr> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </table>	目標指標		キャリア教育の実施			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1回	1回	1回	1回	1回	学校教育課
	目標指標		キャリア教育の実施														
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度												
1回	1回	1回	1回	1回													
自立意識を育む研修会や講座の実施 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">目標指標</td> <td colspan="3">自立意識を育む講座等の実施</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>R5年度</td> <td>R6年度</td> <td>R7年度</td> <td>R8年度</td> </tr> <tr> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </table>	目標指標		自立意識を育む講座等の実施			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1回	1回	1回	1回	1回	働く女性の家	
目標指標		自立意識を育む講座等の実施															
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
1回	1回	1回	1回	1回													

② 女性の就業能力開発支援

事業名	事業内容	担当課															
女性の資格・技術習得等就業支援	関係機関が実施する講座・講習会の開催支援、案内等の広報協力	観光商工課															
女性の資格・技術習得等就業支援	就業や資格取得に向けた講座等の開催 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">目標指標</td> <td colspan="3">就業・資格取得関連講座の開催回数</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>R5年度</td> <td>R6年度</td> <td>R7年度</td> <td>R8年度</td> </tr> <tr> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </table>	目標指標		就業・資格取得関連講座の開催回数			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1回	1回	1回	1回	1回	働く女性の家
目標指標		就業・資格取得関連講座の開催回数															
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
1回	1回	1回	1回	1回													
再就業支援	研修会、講習会等の広報・紹介の協力	観光商工課															
	ハローワークが提供する就職情報の積極的な発信 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">目標指標</td> <td colspan="3">就職情報の発信</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>R5年度</td> <td>R6年度</td> <td>R7年度</td> <td>R8年度</td> </tr> <tr> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> </tr> </table>		目標指標		就職情報の発信			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上
	目標指標		就職情報の発信														
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上													
関係機関と連携した情報提供及び講座、相談会の実施 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">目標指標</td> <td colspan="3">講座・相談会の実施回数</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>R5年度</td> <td>R6年度</td> <td>R7年度</td> <td>R8年度</td> </tr> <tr> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </table>	目標指標		講座・相談会の実施回数			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1回	1回	1回	1回	1回	働く女性の家	
目標指標		講座・相談会の実施回数															
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
1回	1回	1回	1回	1回													

③ 起業を目指す女性への支援

事業名	事業内容	担当課																			
女性の起業支援	関係機関における講座等の情報提供	観光商工課																			
	起業相談窓口の設置による包括的な支援																				
	関係機関と連携した情報提供や講座及び相談会の実施	働く女性の家																			
利用し易い融資制度の実施及び情報提供	市小口資金融資制度の広報及び融資の実行	観光商工課																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">市小口融資制度による貸付件数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3件</td> <td>3件</td> <td>3件</td> <td>3件</td> <td>3件</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		目標指標		市小口融資制度による貸付件数					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		3件	3件	3件	3件	3件	
	目標指標		市小口融資制度による貸付件数																		
	R4年度		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度															
3件	3件	3件	3件	3件																	
関係団体における融資制度に関する講演・講座等の情報提供	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">情報提供回数（融資制度講演・講座）</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		情報提供回数（融資制度講演・講座）					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	
目標指標		情報提供回数（融資制度講演・講座）																			
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																	
1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上																
伝統工芸品産業の支援	伝統工芸品産業従事者の育成及び講座の開催支援	観光商工課																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">育成・講座の開催支援回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> </tr> </tbody> </table>		目標指標		育成・講座の開催支援回数					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上
	目標指標		育成・講座の開催支援回数																		
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																	
1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上																



課題2 ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状と課題】

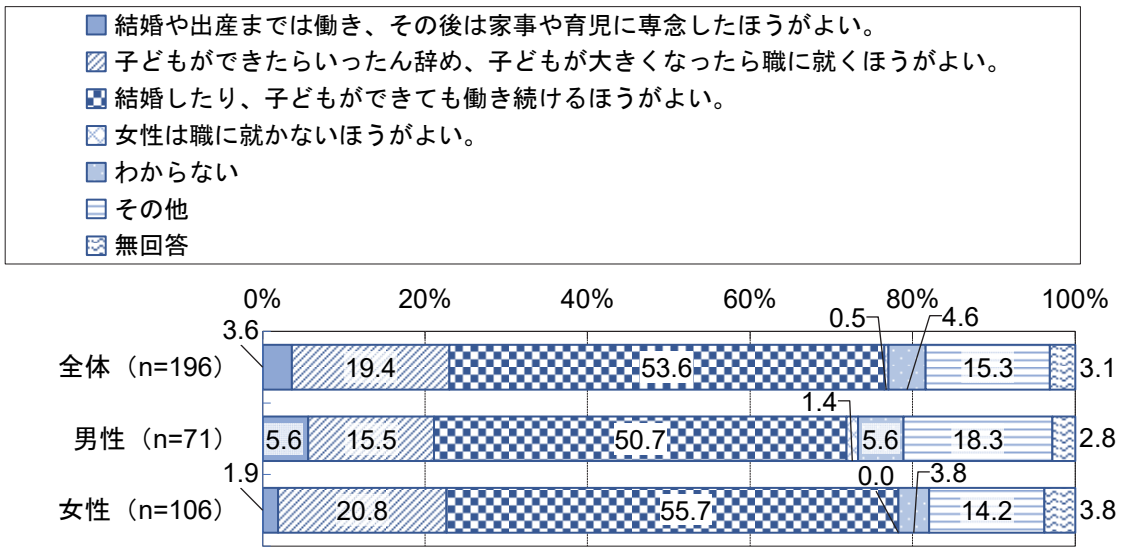
男女雇用機会均等法の改正などの法整備により、職場における男女の均等な機会と待遇の確保などの条件整備は進みつつありますが、市民意識調査の結果を見ると、職場では、「男性が優遇」されていると感じている人が33.7%（図表8参照）となっており、依然として高い割合を占めています。また、市民意識調査では、女性の20.8%が「子どもができたらいったん辞め、子どもが大きくなったら職に就くほうがよい。」と答えており、この中には、本人の希望ではなく、従来の固定的な性別役割分担意識から就業の中断を選択する女性も一定数いることが推測されます。妊娠・出産・育児などを理由とする、解雇・雇止め・降格などの不利益な扱い（マタニティ・ハラスメント）を受けることなく就業を継続していくためにも、事業所に対して、就業環境の整備を促進させるための啓発を継続して実施する必要があります。また、市民意識調査の結果を見ると、男性に比べ女性の「会社員」の割合が低い一方、「非正規労働者（臨時・パート・アルバイト）」の割合は女性の方が高くなっており、パートタイム労働などの非正規雇用は、多様な就業ニーズにこたえるという意義もある反面、コロナウイルス感染症拡大に伴う女性失業者の増加や男女の賃金格差の一因ともなっているため、非正規労働者の処遇改善や正社員への転換に向けた一層の取組が必要です。

事業所アンケートでは、ワーク・ライフ・バランスの取組について、「既に十分取り組んでいる」と回答した事業所は37.4%に上りますが、さらに働く女性がその能力を十分に発揮できるよう、男女問わずに長時間労働の削減や休暇取得などによる働き方改革を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現や、多様で柔軟な働き方ができる働く人の立場に立った環境整備と、男女間格差の是正に向けた事業所の自主的かつ積極的な取組（ポジティブ・アクション）を促進する必要があります。

農業分野においては、就農者の高齢化が進み、農業後継者が不足する中、女性農業者はその担い手として重要な役割を果たしています。しかしながら、固定的な性別役割分担意識が根強く残る分野であることから、男性が自営業主で女性は家族従事者という農業の補助的な立場にあるという実態が多くみられ、農業分野における男女共同参画の推進の障害になっています。農業を、女性や若者にとっても魅力ある産業とするためには、労働時間や休日などが不明確になりがちな就業条件や業務分担等を明確化する家族経営協定の締結を促進し、やりがいのある農業経営に転じていくことが必要です。

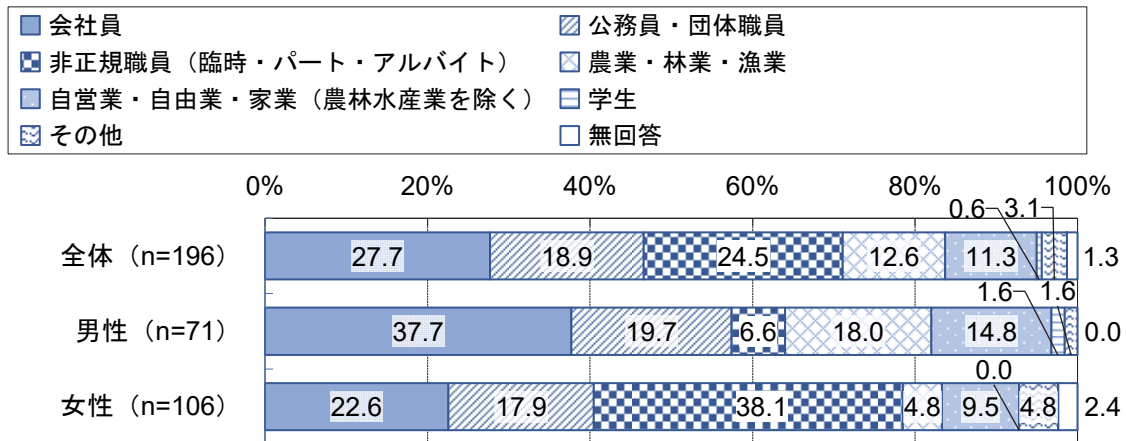


図表 18 女性が職業をもつことについての考え



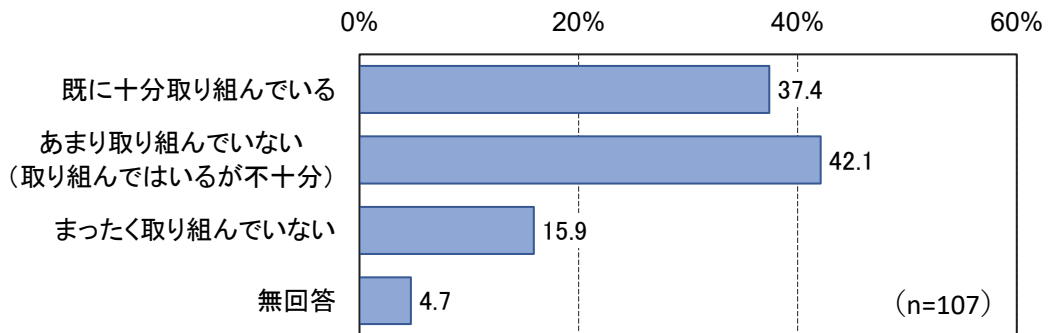
資料：「市民意識調査」-令和元（2019）年度-

図表 19 現在の職業



資料：「市民意識調査」-令和元（2019）年度-

図表 20 ワーク・ライフ・バランスの取り組みについて



資料：「事業所アンケート」-令和3（2021）年度-

【施策の方向】

長時間労働の削減や休暇取得などによる働き方改革の推進に向け、事業所に対して就業環境整備を促進させるための啓発活動を行うとともに、男女間格差の是正に向けた自主的かつ積極的な取組（ポジティブ・アクション）を促します。

① ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と法制度の周知

事業名	事業内容	担当課																			
企業での女性活躍推進	女性経営者育成や女性の起業支援などを軸とした取組の推進	観光商工課																			
育児・介護休業制度の普及	事業所等に向けた意識啓発のため、制度に関するポスター・パンフレット等による情報提供 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">育児・介護休業制度の情報提供</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		育児・介護休業制度の情報提供					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	観光商工課
	目標指標		育児・介護休業制度の情報提供																		
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																	
1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上																
	新規採用職員研修での制度紹介 対象職員への働きかけによる取得促進 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">男性職員の育児休業取得率</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17%</td> <td>17%</td> <td>17%</td> <td>17%</td> <td>17%</td> <td>17%</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		男性職員の育児休業取得率					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		17%	17%	17%	17%	17%	17%	総務課
目標指標		男性職員の育児休業取得率																			
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																	
17%	17%	17%	17%	17%	17%																
ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	ワーク・ライフ・バランスへの理解と関心を深めるための講座等の開催 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">ワーク・ライフ・バランス講座開催回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> </tr> </tbody> </table> (観光商工課/働く女性の家)	目標指標		ワーク・ライフ・バランス講座開催回数					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	働く女性の家 観光商工課
目標指標		ワーク・ライフ・バランス講座開催回数																			
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																	
1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上																

② 企業への取組促進

事業名	事業内容	担当課																			
事業者への女性の職域拡大や柔軟な勤務形態等（ポジティブ・アクション）実施の働きかけ	ポジティブ・アクションの普及促進のため、関係団体への情報提供、働きかけ <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">情報提供回数（ポジティブ・アクション関連）</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> </tr> </tbody> </table> (観光商工課)	目標指標		情報提供回数（ポジティブ・アクション関連）					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	総務課 観光商工課
目標指標		情報提供回数（ポジティブ・アクション関連）																			
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																	
1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上																
国・県、事業所等と連携した子育てしやすい雇用労働環境の創出	県と連携したワーク・ライフ・バランス企業認証制度の周知 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">企業認証制度の周知回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		企業認証制度の周知回数					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		1回	1回	1回	1回	1回	1回	観光商工課
	目標指標		企業認証制度の周知回数																		
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																	
1回	1回	1回	1回	1回	1回																
ハローワーク等と連携したワーク・ライフ・バランスの確保に関する国の雇用支援制度等の周知・活用促進 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">情報提供回数（ワーク・ライフ・バランス関連）</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		情報提供回数（ワーク・ライフ・バランス関連）					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		1回	1回	1回	1回	1回	1回		
目標指標		情報提供回数（ワーク・ライフ・バランス関連）																			
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																	
1回	1回	1回	1回	1回	1回																

事業名	事業内容	担当課																
女性の多様な就業形態の普及と労働条件を確保するための関係法・制度の周知	労働基準法における女性保護規定に関する情報提供	観光商工課																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標指標</th> <th colspan="5">情報提供回数（子育て支援関連）</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> </tr> </tbody> </table>		目標指標	情報提供回数（子育て支援関連）					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上
	目標指標		情報提供回数（子育て支援関連）															
	R4年度		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度												
	1回以上		1回以上	1回以上	1回以上	1回以上												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標指標</th> <th colspan="5">情報提供回数（女性保護規定関連）</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> </tr> </tbody> </table>		目標指標	情報提供回数（女性保護規定関連）					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上
目標指標	情報提供回数（女性保護規定関連）																	
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度														
1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上														

成果指標と数値目標

評価指標	把握方法	令和3年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
男性職員の育児休業取得の割合	令和8年度における 育児休業取得者数 ÷対象者数	16.7%	17%
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を「よく聞く」または「聞いたことがある」と回答した人の割合	令和7年度に 市民意識調査を 実施して把握	58.2% (令和元年度)	65%
「ワーク・ライフ・バランス」に既に充分に取り組んでいると回答した事業所の割合	令和7年度に 事業所アンケートを 実施して把握	37.4%	50%



基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会の実現

【関連する SDGs の開発目標】



課題 1 生涯にわたる健康や生きがいつくりの推進

【現状と課題】

医療技術の進展に伴い、「人生 100 年時代」と言われるようになりました。そうした中、いかに健康で自立した状態を維持できるかが重要となります。今後も、市民の生活習慣の改善や健康づくりを支援するための健康教育・相談体制、健康診査実施体制の充実はもとより、生涯を通じた女性の健康支援として、安心して出産できる環境整備や、女性特有のこころや身体の悩みについても気軽に相談できる体制を充実させることが重要です。

近年、「生理の貧困」対策が大きな課題として挙げられるようになりました。「生理の貧困」とは、経済的な理由などで、生理用品を十分に入手できないことを指しますが、費用が1日あたり 100 円～140 円（生涯で生理にかかる費用を約 40 万円と想定）程度だとしても、限られた収入やお小遣い等で生理用品を購入しなければならない状況のなかで、食費や交通費、学費等のより優先度の高い支払いを優先させざるを得ない状態にある人が一定数いることが顕在化しており、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題となっています。

平均的に、女性は男性よりも長寿の傾向があることから、高齢者施策の影響は女性の方が強く受けるともいえます。また、障がいがあることに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれられないよう、個人の様々な生き方に沿った、きめ細やかな支援が必要です。

また、困難に直面してもコミュニティ内で相談できる人がいない場合、地域の中で孤立する危険があります。地域における見守り体制を充実させるとともに、関係機関での情報共有や意見交換が的確に行われるよう、連携協力体制を強化することも重要です。

【施策の方向】

生涯にわたって健康に過ごせるよう、生活習慣の改善や健康づくりを支援するための健康教育・相談、健康診査実施体制の充実を図るとともに、地域の中で孤立する市民を出さないよう、地域における見守り体制強化と高齢者の生きがいつくりを促進します。

① 健康保持増進事業の推進、生涯を通じた健康支援

事業名	事業内容	担当課															
女性のための健康講座	女性の健康に関するパネル展示	健康増進課															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">パネル展示の実施回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>		目標指標		パネル展示の実施回数			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1回	1回	1回	1回	1回
	目標指標		パネル展示の実施回数														
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
1回	1回	1回	1回	1回													

事業名	事業内容	担当課															
健康保持増進事業の推進	健康教育・相談・健（検）診の積極的な実施	健康増進課															
	健康づくり推進員への男性参加の推進 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">健康づくり推進員への男性参加</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>3人</td> <td>3人</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		健康づくり推進員への男性参加			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	2人	2人	3人	3人	3人	健康増進課
	目標指標		健康づくり推進員への男性参加														
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
2人	2人	3人	3人	3人													
各健（検）診後の結果説明時における食生活改善の栄養指導	健康増進課																
食生活改善への積極的な取組	食育講話・研修会の実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">食育講話・研修会の実施回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5回</td> <td>5回</td> <td>5回</td> <td>5回</td> <td>5回</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		食育講話・研修会の実施回数			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	5回	5回	5回	5回	5回	健康増進課
	目標指標		食育講話・研修会の実施回数														
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度												
	5回	5回	5回	5回	5回												
	食生活改善推進員との連携による料理講習会 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">料理講習会に男性が占める割合</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10%</td> <td>10%</td> <td>15%</td> <td>15%</td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		料理講習会に男性が占める割合			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	10%	10%	15%	15%	15%	健康増進課
目標指標		料理講習会に男性が占める割合															
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
10%	10%	15%	15%	15%													
小・中学校への啓発活動 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">小・中学校での啓発活動実施回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		小・中学校での啓発活動実施回数			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	3回	3回	3回	3回	3回	学校教育課	
目標指標		小・中学校での啓発活動実施回数															
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
3回	3回	3回	3回	3回													
食生活改善推進員への男性参加の推進 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">食生活改善推進員への男性参加</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>3人</td> <td>3人</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		食生活改善推進員への男性参加			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	2人	2人	3人	3人	3人	健康増進課	
目標指標		食生活改善推進員への男性参加															
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
2人	2人	3人	3人	3人													
喫煙、飲酒、薬物乱用等防止教育の推進	リーフレットの作成・配付による意識啓発	健康増進課															
	警察署やPTAなど関係機関との連携を強化し、喫煙や飲酒、薬物防止運動の取組	学校教育課															
介護予防・生活支援の取組	運動教室や通いの場事業等を実施し、介護予防、生きがいづくりを促進	高齢者支援課															
	各講座等における男性の参加しやすいプログラムづくり <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">長寿大学受講者に占める男性受講者の割合</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15%</td> <td>15%</td> <td>18%</td> <td>18%</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table>		目標指標		長寿大学受講者に占める男性受講者の割合			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	15%	15%	18%	18%	20%
	目標指標		長寿大学受講者に占める男性受講者の割合														
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
15%	15%	18%	18%	20%													
高齢者の役割づくりとして、老人クラブ連合会による友愛見守り活動や通いの場事業等の実施																	

② 高齢者及び障がいのある人に対する生活自立支援

事業名	事業内容	担当課															
在宅介護制度の充実	在宅介護事業の推進	高齢者支援課															
	在宅介護情報の提供																
高齢者等の生きがいづくり	高齢者向け各種講座の開設	高齢者支援課 公民館															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">高齢者向け各種講座開設数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3回以上</td> <td>3回以上</td> <td>3回以上</td> <td>3回以上</td> <td>3回以上</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(公民館)</p>		目標指標		高齢者向け各種講座開設数			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	3回以上	3回以上	3回以上	3回以上	3回以上
	目標指標		高齢者向け各種講座開設数														
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
3回以上	3回以上	3回以上	3回以上	3回以上													
リーダーバンク登録による高齢者の生きがいづくり	生涯学習振興課																
地域における高齢者の見守り	地域の見守りネットワークづくり	高齢者支援課															
認知症高齢者の見守り・安全支援	認知症相談窓口の周知、警察と連携した連絡体制の強化																
地域生活支援事業	障がい者の日常生活、社会生活支援事業の充実	障がい福祉課															
	相談支援事業の充実																
自立支援給付事業の推進	自立支援給付事業の充実																



課題2 困難を抱える人々が安心して暮らせる支援

【現状と課題】

女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景に貧困等生活上の困難に陥りやすい傾向があります。子育て世帯の貧困は、子どもが成人した後まで貧困が続く「貧困の連鎖」に陥るリスクが高まります。女性の貧困等を解消し、その影響を断ち切るためには、子どもの貧困対策のみならず、個人の多様な生き方に沿った切れ目のない支援が重要であり、貧困等生活上の困難に対する多様な支援を行うセーフティネットを準備し、その支援が届きやすくなるよう努めることが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的に弱い立場にある者に、より深刻な影響をもたらしています。加えて、平時の固定的な性別役割分担意識を反映した「ジェンダーに起因する諸課題」も一層顕在化しており、必要な支援が明らかになってきています。そこで、この経験も踏まえ、平時のみならず、非常時・緊急時にも機能するセーフティネットの整備を図ることが急務と考えられます。

性的志向・性自認に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること、等を理由に社会的困難を抱えている人たちが、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景として、更に複合的な困難を抱えることもあります。そのため、そのような人々に関する正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることも必要です。多様な属性をもつ人々の人権が尊重される社会を実現することは、それ自体が極めて重要なことですが、結果として女性が複合的な困難を抱えるリスクを低減することにもつながります。女性が、結婚・出産・育児といった大きなライフイベントののちも働き続けられ、健康で文化的な生活を送るために十分な賃金が確保できるよう、就業・生活面での環境整備をおこなうこと、そして、ひとり親家庭等に対し、相談窓口のワンストップ化、子どもの学習支援や居場所づくり、養育費の確保支援等、世帯や子どもの実情に応じたきめ細かな支援を提供すること、さらには、貧困の次世代への連鎖を断ち切るため、貧困世帯や子どもへの支援、次世代を担う子どもや若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、地域の実情に即した切れ目のない支援を行うことが重要となります。

【施策の方向】

安心して子育てし暮らし続けられるよう、ひとり親家庭等に対し、相談窓口のワンストップ化、子どもの学習支援や居場所づくり、養育費の確保支援、災害時の緊急対応など、世帯や子どもの実情に応じたきめ細かな支援を行うとともに、貧困の次世代への連鎖を断ち切るため、貧困世帯や子どもへの支援、働き続けるための就業環境整備等を促進します。

① 生活上の困難を抱えた人々への支援

事業名	事業内容	担当課															
ひとり親家庭の自立支援策の推進	ひとり親家庭等の自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の就業支援制度の周知及び利用促進	児童家庭課															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">自立支援教育訓練給付制度活用件数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1件以上</td> <td>1件以上</td> <td>1件以上</td> <td>1件以上</td> <td>1件以上</td> </tr> </tbody> </table>		目標指標		自立支援教育訓練給付制度活用件数			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1件以上	1件以上	1件以上	1件以上	1件以上
	目標指標		自立支援教育訓練給付制度活用件数														
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
1件以上	1件以上	1件以上	1件以上	1件以上													
相談・支援体制の充実及び宮古島市母子寡婦福祉会の活動支援																	
養育支援訪問事業の実施	養育支援が特に必要な家庭に対して、適切な養育確保のため、居宅訪問、養育に関する指導・助言の実施	児童家庭課															
産後ケア事業の実施	出産後支援が特に必要な母子に対して、心身のケア、育児のサポート等を行う	健康増進課															
非正規労働者への情報提供	非正規及び短時間労働者の社会保険適用拡大等関連制度についてポスター・パンフレットによる情報提供	働く女性の家 観光商工課															
自立支援制度と相談窓口の周知	生活自立相談窓口の周知	福祉政策課															
	生活困窮者自立支援制度の内容周知																

② 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策等の充実

事業名	事業内容	担当課
宮古島市子ども・子育て支援事業計画の推進	延長保育、一時保育、土曜保育、休日保育、5歳児保育、病児・病後児保育の実施、ファミサポ、子育て支援センター、児童館、学童保育（放課後児童クラブ）や地域子育て支援拠点事業等の充実	児童家庭課 子ども未来課
相談体制の充実	子育て中の家族を支援するため、相談体制の充実、支援制度等の周知徹底	児童家庭課 健康増進課 学校教育課
レスパイトケアへの理解と利用促進	介護支援制度、子ども子育て支援制度、障がい者支援制度に関する情報提供とサービス利用促進	児童家庭課 高齢者支援課 障がい福祉課



③ 働き続けるための就業環境の整備

事業名	事業内容	担当課																	
各ハラスメント防止対策の徹底(再掲)	オンライン等を活用した職員研修の実施 <table border="1"> <tr> <td>目標指標</td> <td colspan="5">講習会・研修会の開催回数</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>R5年度</td> <td>R6年度</td> <td>R7年度</td> <td>R8年度</td> </tr> <tr> <td colspan="6">計画期間中に1回</td> </tr> </table>	目標指標	講習会・研修会の開催回数					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	計画期間中に1回						総務課
	目標指標	講習会・研修会の開催回数																	
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度														
	計画期間中に1回																		
講習会・研修会の開催 <table border="1"> <tr> <td>目標指標</td> <td colspan="5">講習会・研修会の開催回数</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>R5年度</td> <td>R6年度</td> <td>R7年度</td> <td>R8年度</td> </tr> <tr> <td colspan="6">計画期間中に2回</td> </tr> </table>	目標指標	講習会・研修会の開催回数					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	計画期間中に2回						働く女性の家	
目標指標	講習会・研修会の開催回数																		
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度															
計画期間中に2回																			
事業者に向けた意識啓発のため、パンフレット等による情報提供 <table border="1"> <tr> <td>目標指標</td> <td colspan="5">ハラスメント防止対策情報提供</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>R5年度</td> <td>R6年度</td> <td>R7年度</td> <td>R8年度</td> </tr> <tr> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> </tr> </table>	目標指標	ハラスメント防止対策情報提供					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	観光商工課		
目標指標	ハラスメント防止対策情報提供																		
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度															
1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上															
相談窓口の設置		総務課																	
職場の母性健康管理の周知徹底	関連諸制度の広報	健康増進課																	
	職員の育児時間等の取得推進	総務課																	
家族経営協定の推進	家族で農業に従事する世帯へ向けた意識啓発活動実施 <table border="1"> <tr> <td>目標指標</td> <td colspan="5">家族協定締結戸数</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>R5年度</td> <td>R6年度</td> <td>R7年度</td> <td>R8年度</td> </tr> <tr> <td colspan="6">5戸</td> </tr> </table>	目標指標	家族協定締結戸数					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	5戸						農政課
	目標指標	家族協定締結戸数																	
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度															
5戸																			
関係機関との連携強化																			
認定農業者の拡大	各種研修会を通じた育成、認定に向けた施策の広報と支援 <table border="1"> <tr> <td>目標指標</td> <td colspan="5">認定農業者数(女性数)</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>R5年度</td> <td>R6年度</td> <td>R7年度</td> <td>R8年度</td> </tr> <tr> <td colspan="6">3人</td> </tr> </table>	目標指標	認定農業者数(女性数)					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	3人						農政課
	目標指標	認定農業者数(女性数)																	
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度															
3人																			
関係機関との連携強化																			
農業者年金事業	パンフレット等を活用した農業者年金制度の周知と加入促進 <table border="1"> <tr> <td>目標指標</td> <td colspan="5">農業者年金制度加入者数</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>R5年度</td> <td>R6年度</td> <td>R7年度</td> <td>R8年度</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>5人</td> <td>5人</td> <td>5人</td> <td>5人</td> </tr> </table>	目標指標	農業者年金制度加入者数					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	5人	5人	5人	5人	5人	農業委員会	
目標指標	農業者年金制度加入者数																		
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度															
5人	5人	5人	5人	5人															

④ 男女共同参画の視点にたった緊急時対応

事業名	事業内容	担当課																
災害対応に関わる職員等への支援	災害対応業務と家庭の両立を支援するための、対象職員向けの子育て・介護支援策や、身体的精神的ケアの準備	総務課																
避難所等の環境整備促進	避難所等へ女性等に配慮した環境整備の啓発・促進を行う <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーの確保された空間の確保 ・男女別の更衣室、物干し場や入浴設備 ・授乳室及び女性用品の配布場所設置 ・女性用トイレ数の増や多目的トイレの設置など 	防災危機管理課																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">研修会・講習会・関係者への意識づけ</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> </tbody> </table>		目標指標		研修会・講習会・関係者への意識づけ			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	2回	2回	2回	2回	2回	
	目標指標		研修会・講習会・関係者への意識づけ															
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度														
2回	2回	2回	2回	2回														

課題3 男女共同参画の視点にたった防災対策

【現状と課題】

地域の安全・安心という見地からは、東日本大震災の教訓を活かし、平時から男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災・災害復興対策を行うとともに、性別だけでなく、様々な立場の人に配慮した防災意識の向上を図る必要があります。また、地域の防災力を強化するためには、日頃から男女共同参画の視点を取り入れた取組や対策を行うことが重要です。そのためには、防災・復興に係る方針決定の場に女性の参画を進め、災害・復興時に起こる様々な問題について、女性、子育て、高齢者などのニーズを踏まえ取り組むことが必要です。

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった問題が生じたため、国の「防災基本計画」「男女共同参画基本計画」「避難所運営ガイドライン」等には改めて具体的な方針が定められました。そして、内閣府男女共同参画局からは令和2年5月に、「災害対応力を強化する女性の視点」～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～が示されています。同ガイドラインでは次の「7つの基本方針」が明記されています。

- (1) 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
- (2) 女性は防災・復興の「主体的な担い手」である
- (3) 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する
- (4) 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
- (5) 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する
- (6) 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける
- (7) 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する

【施策の方向】

平時から男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災・災害復興対策を行うとともに、性別だけでなく様々な立場の人に配慮した防災意識の向上を図ります。また、防災・復興に係る方針決定の場へ多用な属性を持つ市民の参画を促し、災害・復興時に関わる諸問題について、女性や子育て世帯、高齢者などのニーズも踏まえた取組ができるよう努めます。

① 災害等発生を想定した平時からの備え

事業名	事業内容	担当課																														
地域防災意識の向上	防災に関する組織等への女性の参加促進 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">女性参画（防災会議等）</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> <tr> <td>31%</td> <td>32%</td> <td>33%</td> <td>34%</td> <td>35%</td> </tr> </table>	目標指標		女性参画（防災会議等）			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	31%	32%	33%	34%	35%	防災危機管理課															
	目標指標		女性参画（防災会議等）																													
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																												
31%	32%	33%	34%	35%																												
減災や防災に向けた研修会や講習会を通じた、地域の防災ネットワークづくりの支援 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">研修会・講習会・ネットワーク支援</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> <tr> <td>10回</td> <td>10回</td> <td>10回</td> <td>10回</td> <td>10回</td> </tr> </table>	目標指標		研修会・講習会・ネットワーク支援			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	10回	10回	10回	10回	10回																	
目標指標		研修会・講習会・ネットワーク支援																														
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																												
10回	10回	10回	10回	10回																												
防災関連計画における男女共同参画促進	防災関連計画に男女共同参画の考え方（女性や子ども、プライバシーへの配慮など）を反映 ■宮古島市地域防災計画 ■宮古島市災害時避難行動要支援者避難支援計画 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">地域防災計画の見直し</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> <tr> <td colspan="5">地域防災計画の次回見直し時に対応 (防災危機管理課)</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">災害時避難行動要支援者避難支援計画の見直し</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> <tr> <td colspan="5">災害時避難行動要支援者避難支援計画の次回見直し時に対応 (福祉政策課)</td> </tr> </table>	目標指標		地域防災計画の見直し			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	地域防災計画の次回見直し時に対応 (防災危機管理課)					目標指標		災害時避難行動要支援者避難支援計画の見直し			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	災害時避難行動要支援者避難支援計画の次回見直し時に対応 (福祉政策課)					防災危機管理課 福祉政策課
目標指標		地域防災計画の見直し																														
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																												
地域防災計画の次回見直し時に対応 (防災危機管理課)																																
目標指標		災害時避難行動要支援者避難支援計画の見直し																														
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																												
災害時避難行動要支援者避難支援計画の次回見直し時に対応 (福祉政策課)																																
性差等にも配慮した生活必需品の備蓄	生活必需品等の供給対象に女性の避難に配慮した物品（生理用品など）を追加し備蓄する	防災危機管理課																														
要支援者情報の共有	避難行動要支援者避難支援の個別計画作成促進と平時からの情報共有（条例化等に基づく情報公開）の検討	福祉政策課																														

成果指標と数値目標

評価指標	把握方法	令和3年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
女性の活躍を推進するための取組について「何らかの取組を実施している」と回答した事業所の割合	令和7年度に事業所アンケートを実施して把握	73.8%	80%

第5章 計画の推進

男女共同参画の推進にあたっては、市のあらゆる施策の中に男女共同参画の視点が取り入れられているか点検し、全庁的なネットワークのもとに連絡調整していくことが、何よりも大切です。

そのため、意識啓発や調査研究、資料の収集と提供、民間団体・関係機関との連携等の活動を図ります。また、プランの策定に当たり、その進行管理の徹底を図るとともに、時代の変化に伴って適宜見直しを行います。

1 全庁的な推進体制の確立

男女共同参画を市の主要な施策と位置づけ、職員一人ひとりが行政のあらゆる分野において男女共同参画の視点を持って業務を遂行することが重要となります。男女共同参画の推進には、各課の総合的かつ横断的な取組が必要な事への認識を深め、連携・協力体制を推進します。

また、毎年度、施策の進捗状況を調査し、庁内の推進委員として設置している「作業部会、幹事会、推進委員会」において推進上の課題や改善すべき点などを共有し、課題の解決を図ります。

2 計画の進行管理

本計画の施策について、目標を達成するために、毎年度「宮古島市男女共同参画懇話会」に策定後の取組の調査や計画の実施状況について報告を行い、その意見を踏まえて改善を進め、各施策の着実な取組に努めます。

3 市民・事業者、関係機関との連携協働の推進

本計画の推進にあたっては、行政のみならず、市民、事業者が一体となって、互いに連携、協力しながら各施策を推進していくことが重要です。そのため、本計画の周知を図るために市のホームページや男女共同参画週間におけるパネル展、広報誌等を活用した啓発活動をおこない、男女共同参画の実現に向け、市民、事業者、関係機関等と連携を図りながら、活動の展開を図ります。



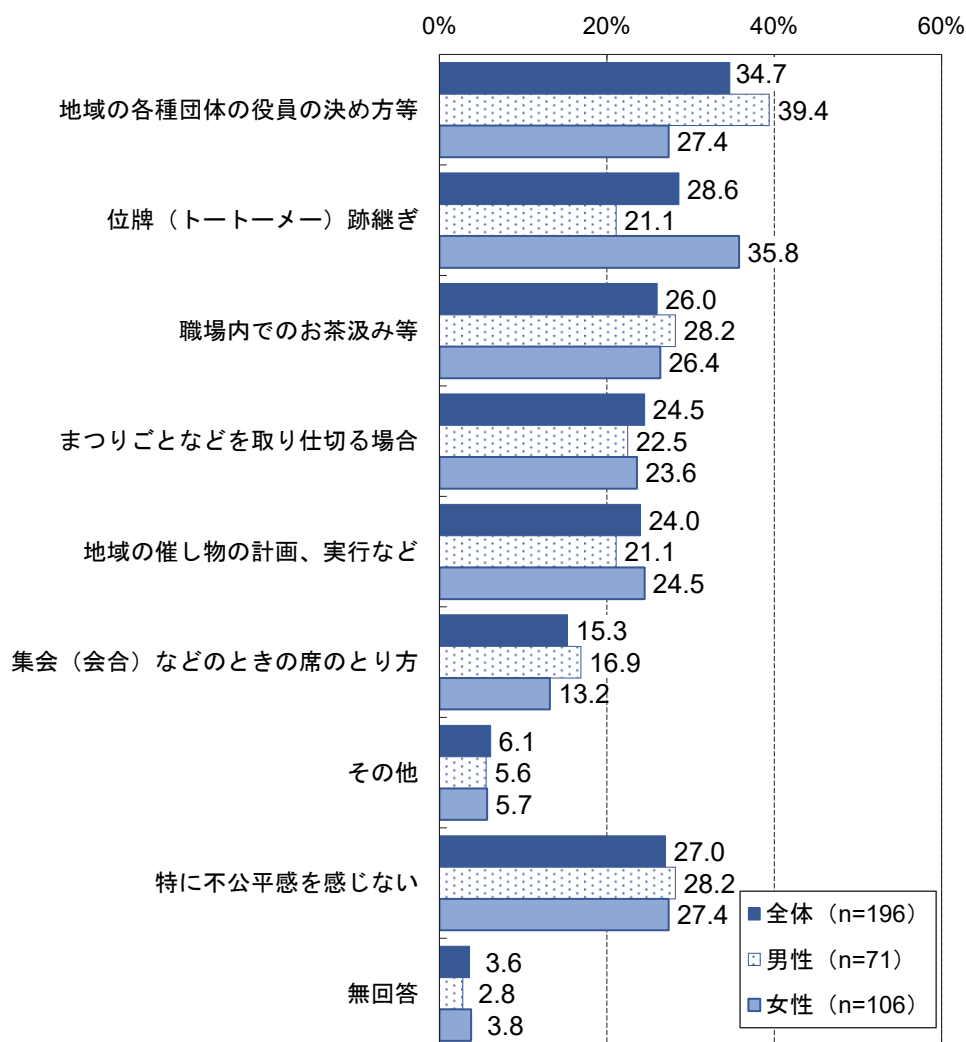
資料編

市民意識調査の概要

《 一部抜粋 》

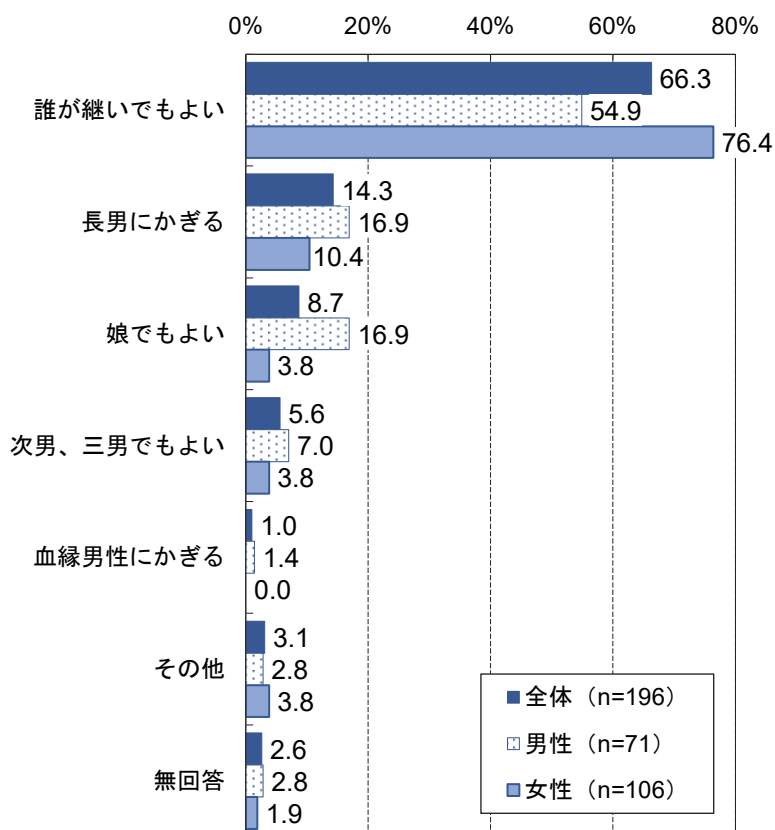
あなたはどのようなときに男女の不公平感を感じますか。

- どのようなときに男女の不公平感を感じるかについて、「地域の各種団体の役員の決め方等」が最も高く、全体で 34.7%となっています。次いで、「位牌（トートーメー）跡継ぎ」（28.6%）、「職場内でのお茶汲み等」と続いています。なお、何らかの不公平感を感じている人の割合（「特に不公平感を感じない」と「無回答」の和を 100.0%から除いて算出）は 69.4%となります。
- 性別にみると、女性では「位牌（トートーメー）跡継ぎ」（35.8%）が、男性では「地域の各種団体の役員の決め方等」（39.4%）が、最も高くなっています。



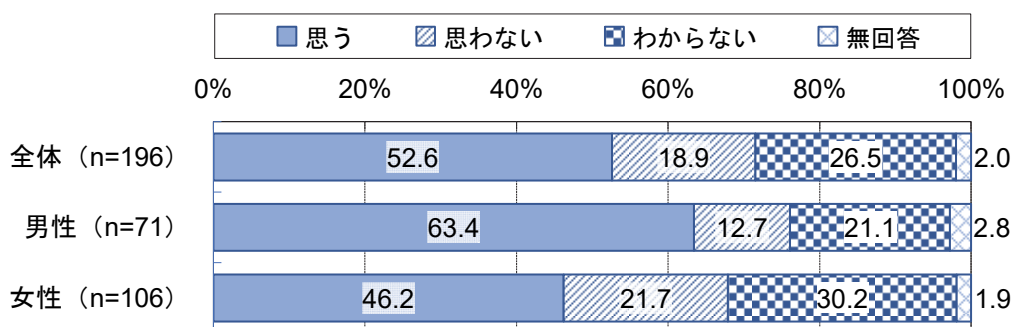
位牌は誰が継いだ方がいいと思いますか。

- 位牌は誰が継いだ方がいいと思うかについて、「誰が継いでもよい」が最も高く、全体で66.3%となっています。次いで、「長男にかぎる」(14.3%)、「娘でもよい」(8.7%)と続いています。
- 性別にみると、「誰が継いでもよい」の割合は、女性が76.4%に対し男性は54.9%で、男性よりも女性の方が2割以上高くなっています。



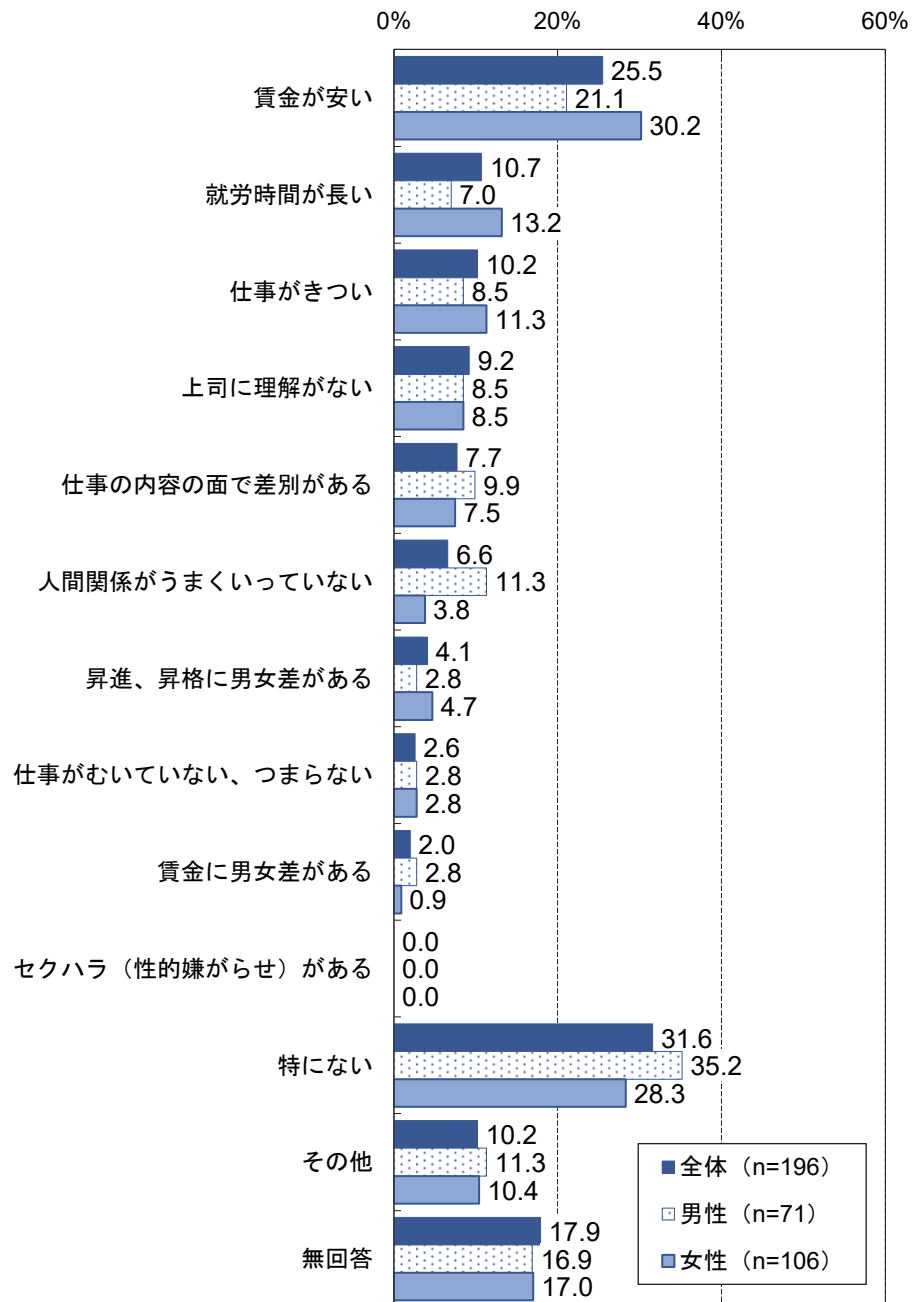
ここ10年の間に女性の地位は向上したと思いますか。

- ここ10年の間に女性の地位は向上したと思うかについて、「思う」が最も高く、全体で52.6%となっています。次いで、「わからない」(26.5%)、「思わない」(18.9%)と続いています。
- 性別にみると、「思う」の割合は男性が63.4%、女性が46.2%、一方で、「思わない」の割合は男性が12.7%、女性が21.7%となっており、男性と女性の意識差が見てとれます。



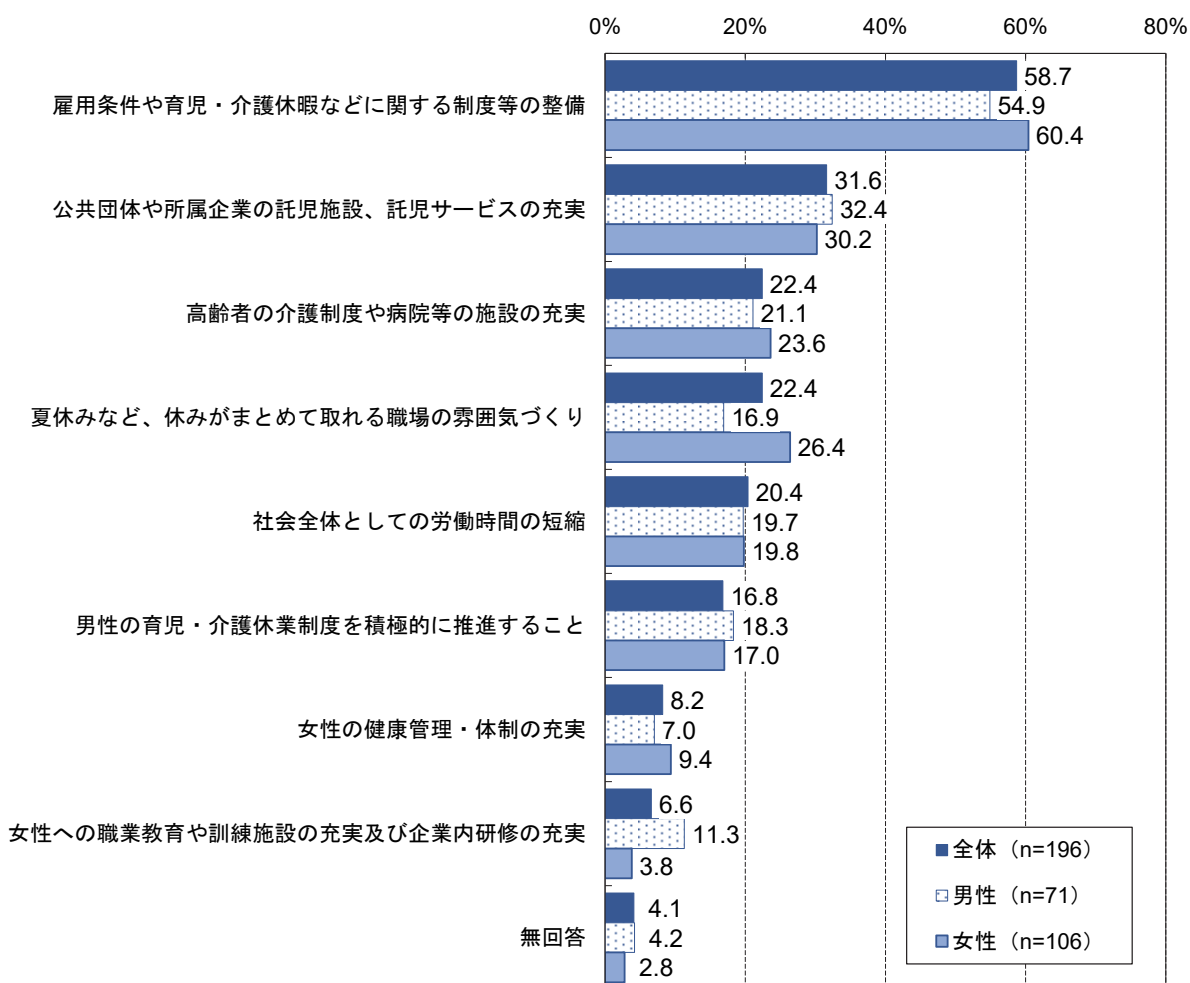
あなたが仕事をする上で職場での悩みや不安はありますか。

- 仕事をする上で職場での悩みや不安の有無について、「賃金が安い」が最も高く、全体で25.5%となっています。次いで、「就労時間が長い」(10.7%)、「仕事がつい」(10.2%)と続いています。
- 性別にみると、共通して高かったのが「賃金が安い」(男性21.1%、女性30.2%)と「特にない」(男性35.2%、女性28.3%)で、男性と女性で5%以上の乖離があった項目は、「賃金が安い」(女性が高い)、「特にない」(男性が高い)、「就労時間が長い」(女性が高い)、「人間関係がうまくいっていない」(男性が高い)、の5つでした。



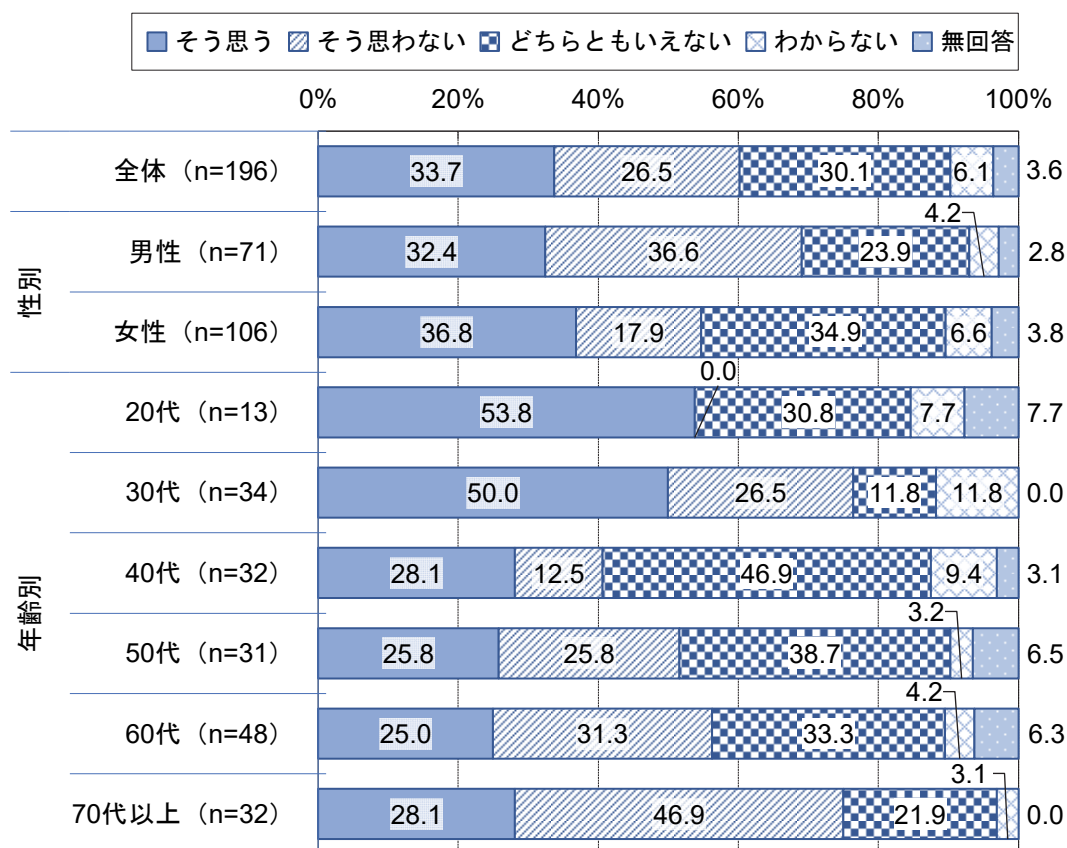
女性が仕事を続けていくために、社会や企業に対してどのような制度の改善や充実を期待しますか。

- 女性が仕事を続けていくために、社会や企業に対してどのような制度の改善や充実を期待するかでは、「雇用条件や育児・介護休暇などに関する制度等の整備」が最も高く、全体で58.7%となっています。次いで、「公共団体や所属企業の託児施設、託児サービスの充実」(31.6%)、「高齢者の介護制度や病院等の施設の充実」「夏休みなど、休みがまとめて取れる職場の雰囲気づくり」(ともに22.4%)と続いています。
- 性別にみても概ね同様の傾向ですが、「雇用条件や育児・介護休暇などに関する制度等の整備」(男性54.9%、女性60.4%)と「夏休みなど、休みがまとめて取れる職場の雰囲気づくり」(男性16.9%、女性26.4%)については、女性と男性で回答に5%以上の乖離があり、いずれも女性の方が高くなっています。



結婚したとき、夫婦は「同じ姓を名のる」か、あるいは「別々の姓を名のる」かを選択できる方がよいという考え方がありますが、このことについてあなたはどのように思いますか。

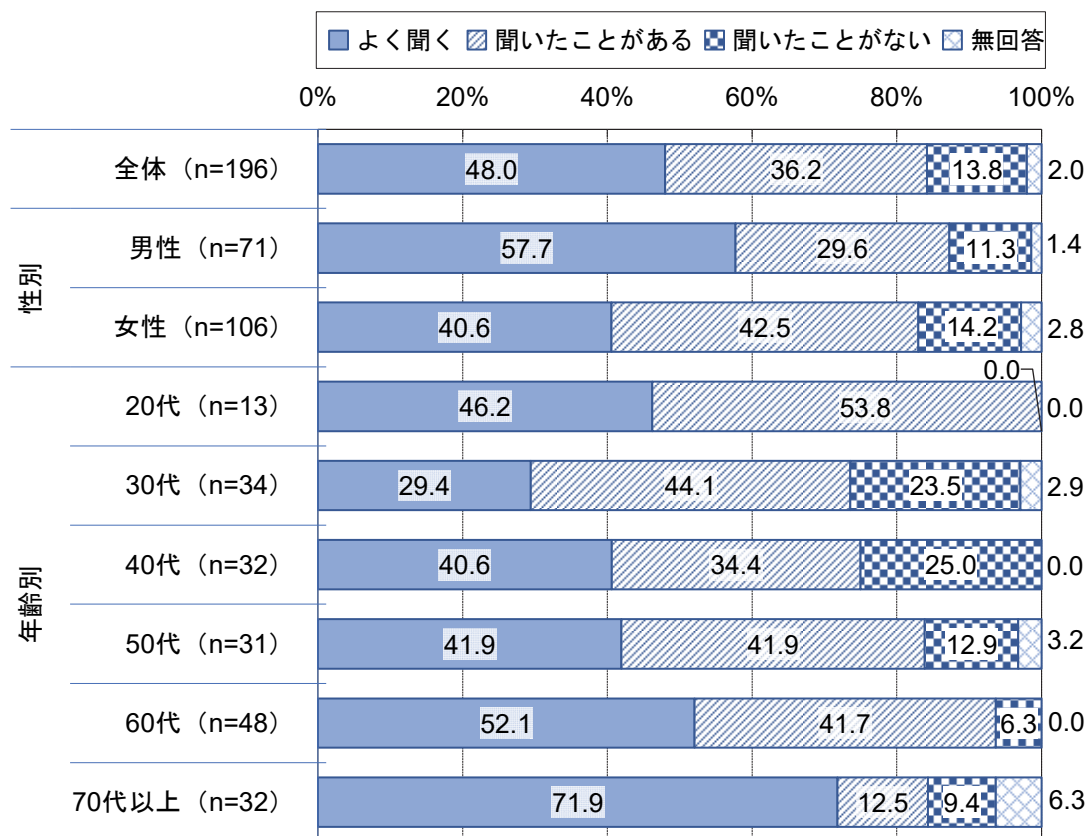
- 結婚したとき、夫婦は「同じ姓を名のる」か、あるいは「別々の姓を名のる」かを選択できる方がよいという考え方については、「そう思う」が最も高く全体で 33.7%となっています。次いで、「どちらともいえない」(30.1%)、「そう思わない」(26.5%)と続いています。
- 性別にみると、女性と男性で最も乖離が大きかったのが「そう思わない」(男性 36.6%、女性 17.9%)で、男性では 3 人に 1 人以上が夫婦別姓に否定的です。一方、女性では、「そう思う」(36.8%)が最も高く、3 人に 1 人以上が夫婦別姓を肯定しています。
- 年齢別にみると、20 代、30 代の「そう思う」の割合は過半数を占めるものの、40 代以上の割合は、いずれも 3 割弱と低くなっています。



次の言葉を聞いたことがありますか。

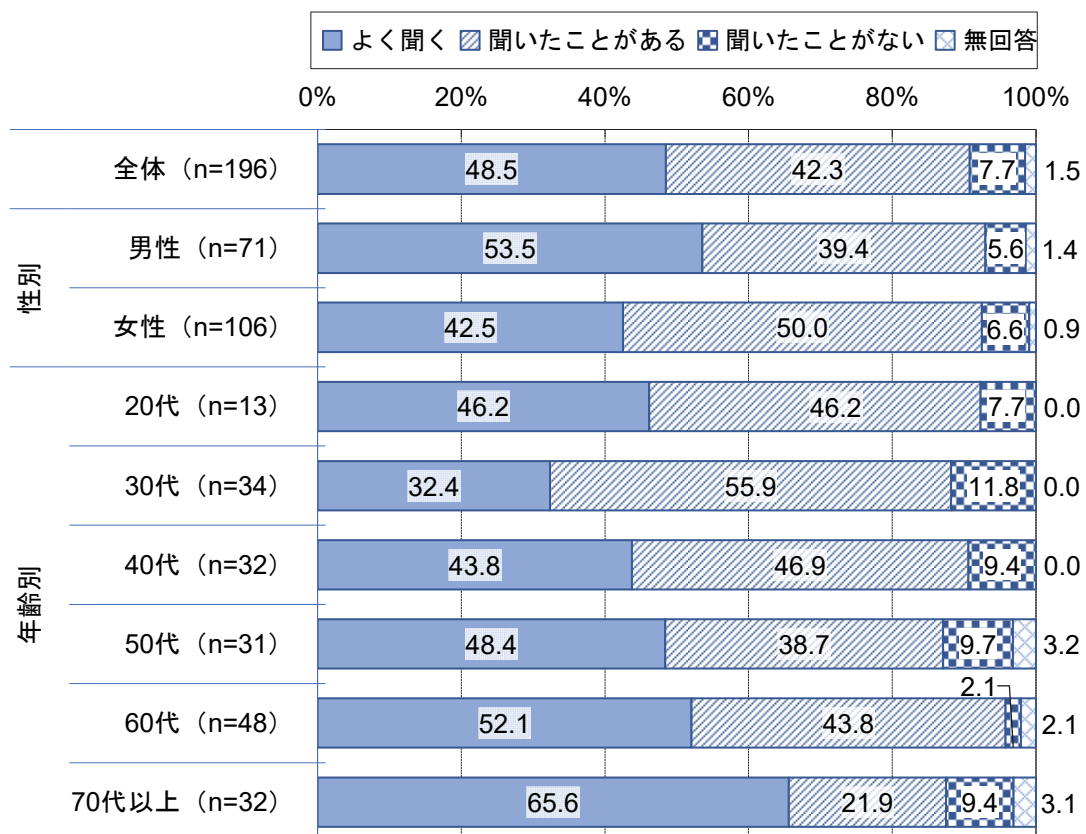
《 男女共同参画 》

- 「男女共同参画」の言葉の周知度は、「よく聞く」が最も高く、全体で 48.0%となっています。次いで、「聞いたことがある」(36.2%)、「聞いたことがない」(13.8%)と続いています。
- 性別にみると、男性の「よく聞く」の割合は、女性に比べて高くなっています。
- 年齢別にみると、30 代から 60 代にかけて『言葉は知っている』(「よく聞く」+「聞いたことがある」)の割合が高くなる傾向にあります。



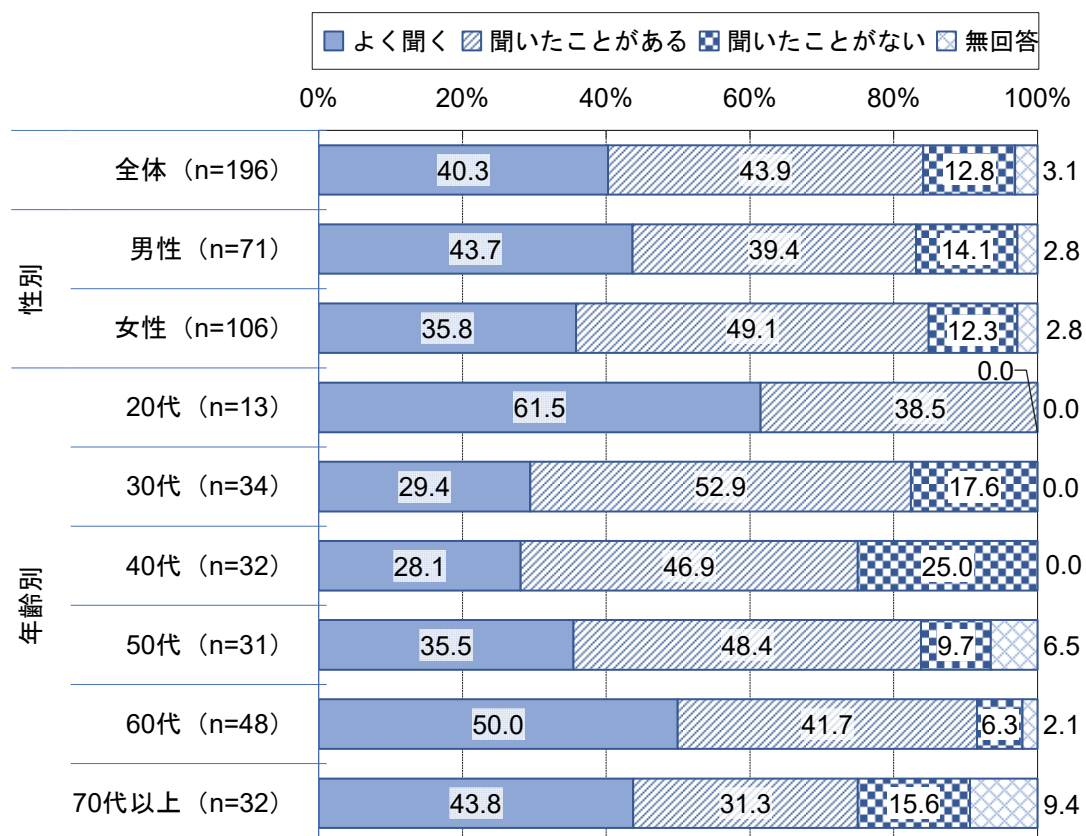
《 男女雇用機会均等法 》

- 「男女雇用機会均等法」の言葉の周知度は、「よく聞く」が最も高く、全体で48.5%となっています。次いで、「聞いたことがある」(42.3%)、「聞いたことがない」(7.7%)と続いています。
- 性別にみると、男性の「よく聞く」の割合は、女性に比べて高くなっています。
- 年齢別にみると、全年代で「聞いたことがない」は概ね1割程度で、多くの人に認知されています。また、「よく聞く」の割合は、30代から年代があがるにつれて高くなっています。



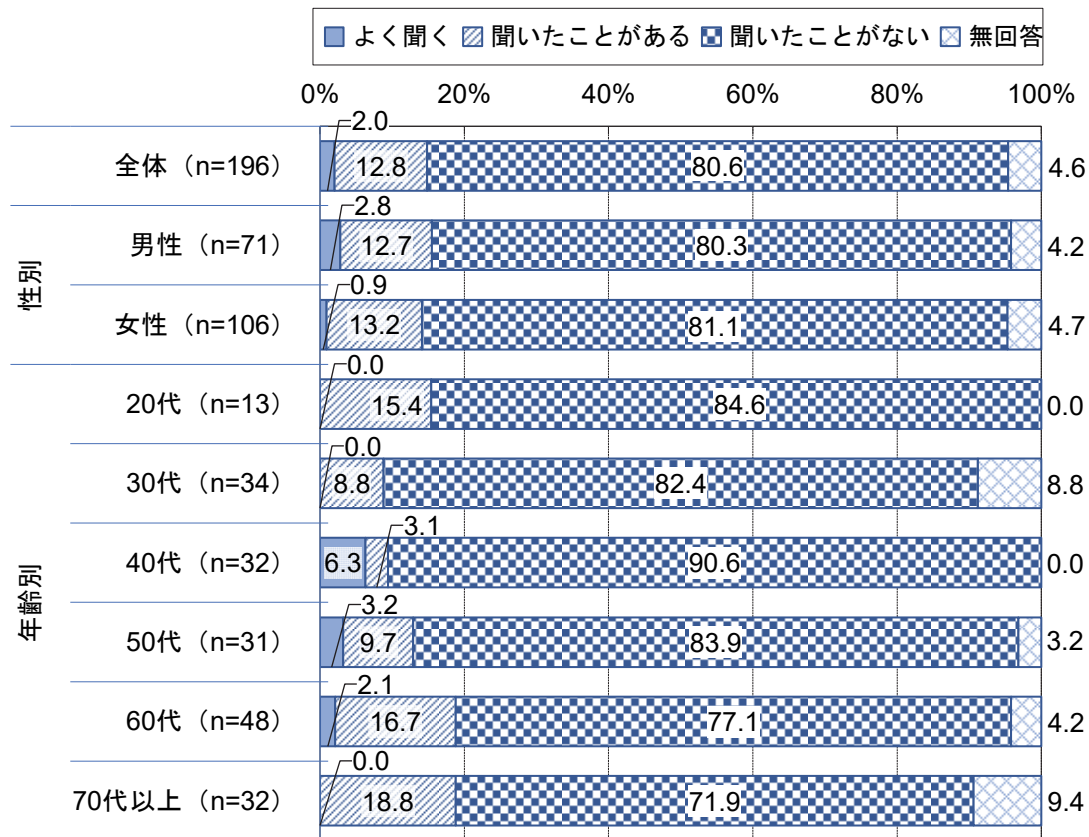
《 育児・介護休業法 》

- 「育児・介護休業法」の言葉の周知度は、「聞いたことがある」が最も高く、全体で43.9%となっています。次いで、「よく聞く」(40.3%)、「聞いたことがない」(12.8%)と続いています。
- 性別にみると、男性の「よく聞く」の割合は、女性に比べて高くなっています。
- 年齢別にみると、30代、40代の「よく聞く」の割合は、その他の年代に比べて低くなっています。



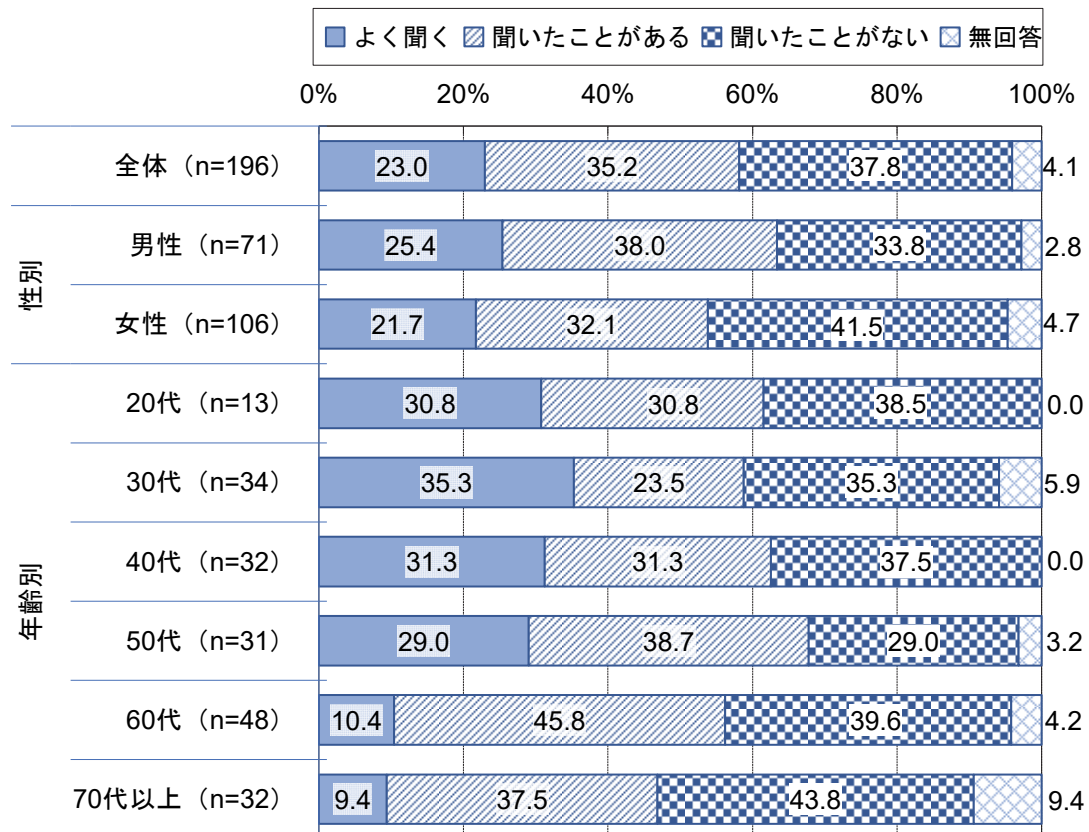
《 うい・ずうプラン 》

- 「うい・ずうプラン」の言葉の周知度は、「聞いたことがない」が最も高く、全体で80.6%となっています。次いで、「聞いたことがある」(12.8%)、「よく聞く」(2.0%)と続いています。
- 性別にみても、大きな差は見られません。
- 年齢別にみると、「よく聞く」と回答した人は40代、50代、60代に集中していますが、その割合は最も高い40代でも6.3%にとどまっています。なお、「よく聞く」と「聞いたことがある」を合わせた『言葉は知っている』割合は、30代と40代では1割を下回り、50代でも1割をわずかに上回る水準となっています。



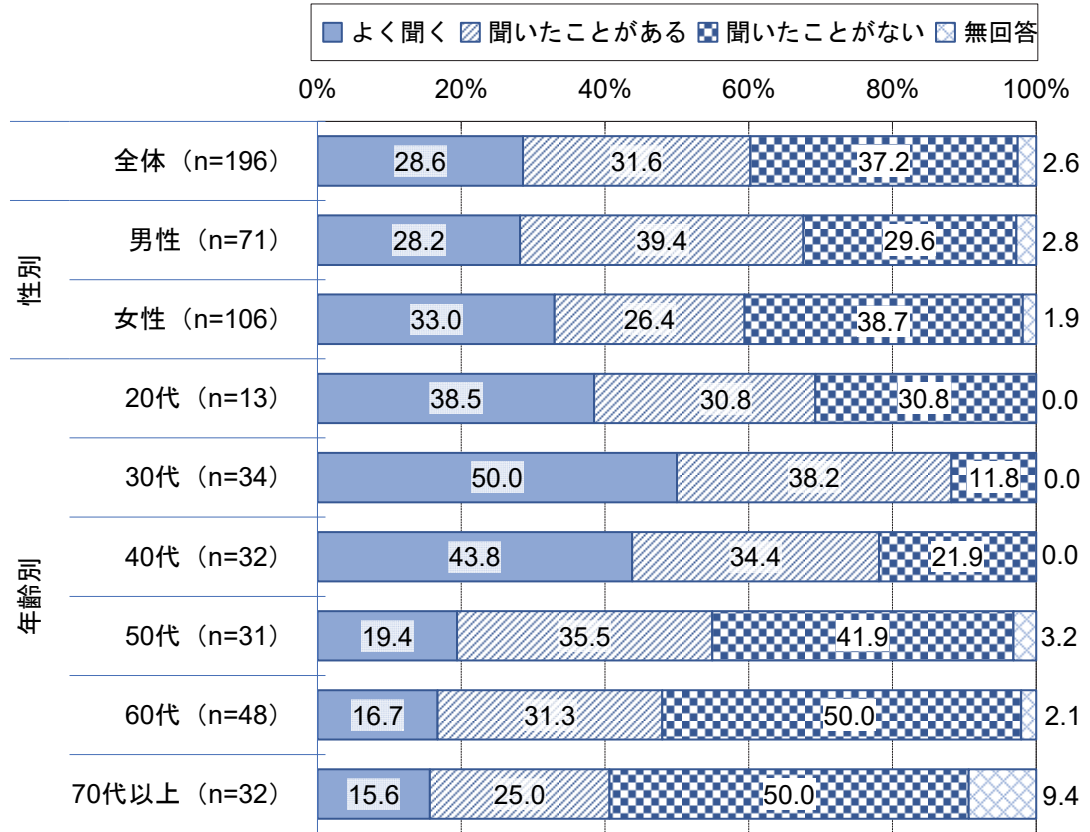
《 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） 》

- 「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の言葉の周知度は、「聞いたことがない」が最も高く、全体で 37.8%となっています。次いで、「聞いたことがある」（35.2%）、「よく聞く」（23.0%）と続いています。
- 性別にみると、男性の『言葉は知っている』（「よく聞く」+「聞いたことがある」）の割合は、女性に比べて高くなっています。



《 ジェンダー 》

- 「ジェンダー」の言葉の周知度は、「聞いたことがない」が最も高く、全体で37.2%となっています。次いで、「聞いたことがある」(31.6%)、「よく聞く」(28.6%)と続いています。
- 性別にみると、女性の「よく聞く」の割合は、男性に比べて高くなっています。
- 年齢別にみると、30代から年代が上がるにつれて、『言葉は知っている』(「よく聞く」+「聞いたことがある」)の割合は低くなっています。

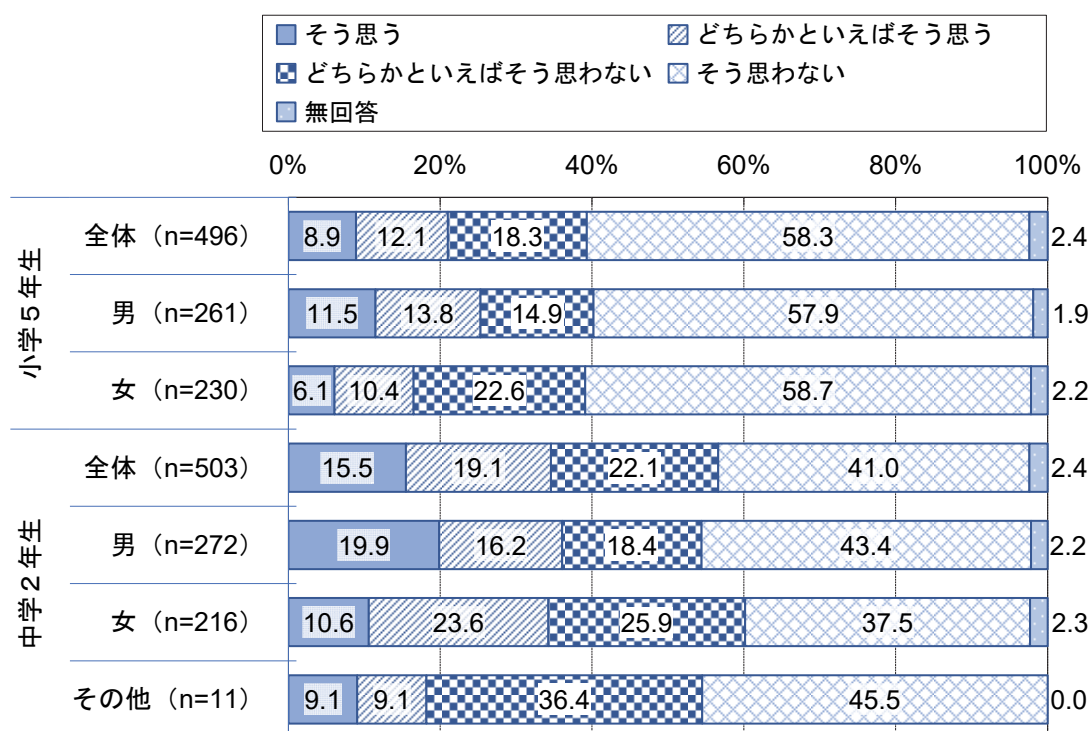


子ども意識調査の概要

《 一部抜粋 》

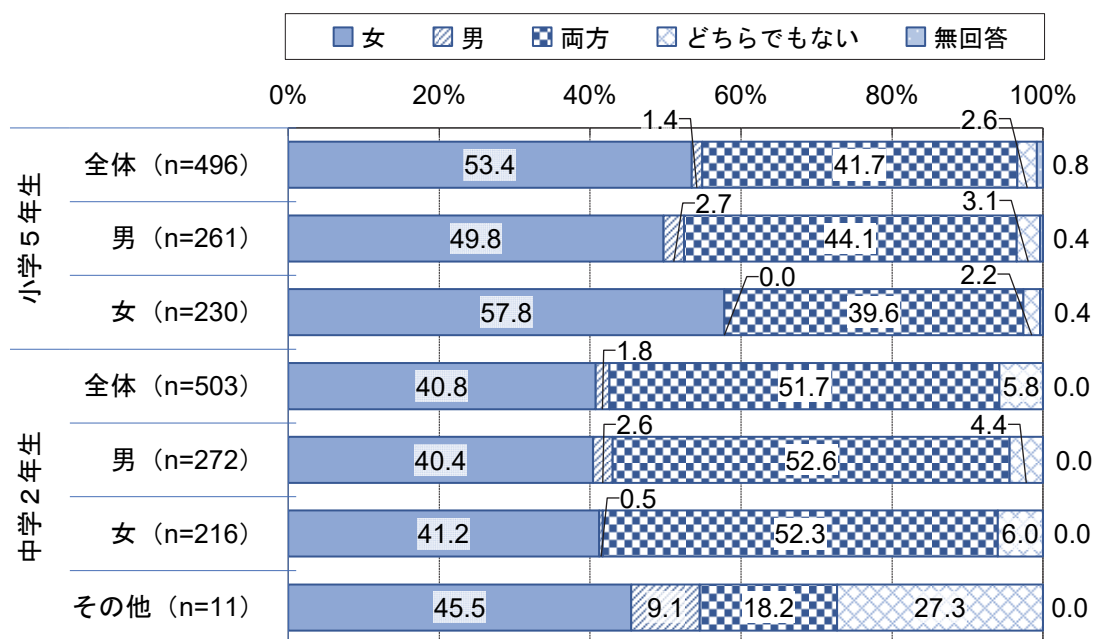
学校の係で男子の係・女子の係と決まっているものがある。

- 学校の係で男子の係・女子の係と決まっているものがあると思うかについて、小学5年生では、「そう思わない」が最も高く、全体で 58.3%となっています。次いで、「どちらかといえばそう思わない」(18.3%)、「どちらかといえばそう思う」(12.1%)と続いています。
- 中学2年生では、「そう思わない」が最も高く、全体で 41.0%となっています。次いで、「どちらかといえばそう思わない」(22.1%)、「どちらかといえばそう思う」(19.1%)と続いています。
- 小学5年生と中学2年生を比較すると、中学2年生の『そう思う』(「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」)の割合が、小学5年生に比べて高くなっています。
- 性別にみると、小学5年生、中学2年生ともに、男性の『そう思う』の割合が、女性に比べて高くなっています。



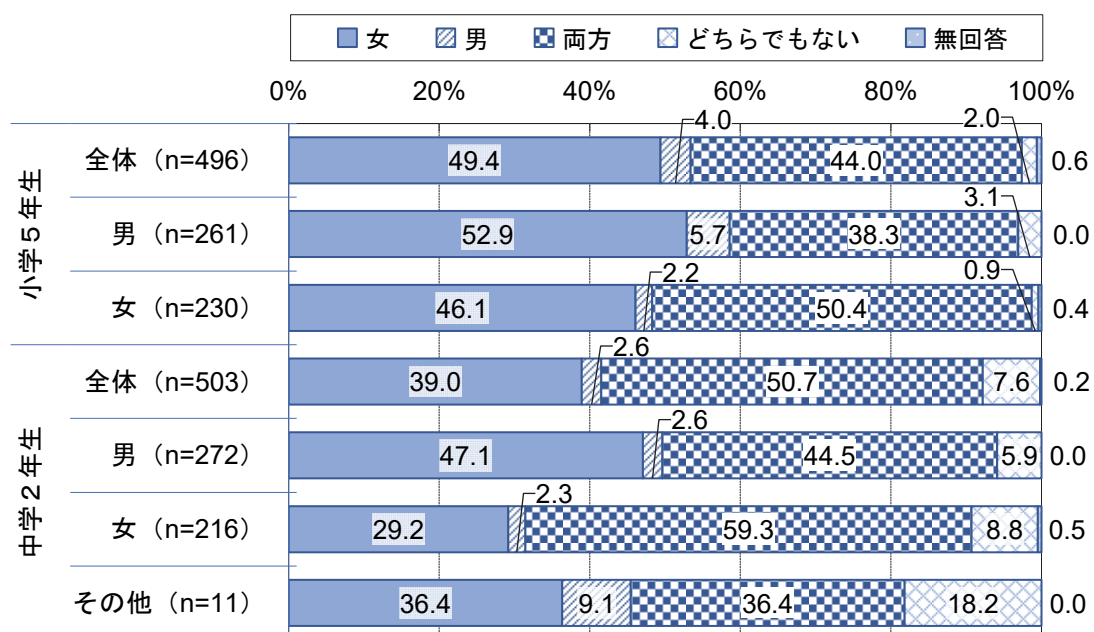
教室のそうじや整理整頓はどちらが向いていると思いますか。

- 教室のそうじや整理整頓は男女どちらが向いているかについて、小学5年生では、「女」が最も高く、全体で 53.4%となっています。次いで、「両方」(41.7%)、「どちらでもない」(2.6%)と続いています。
- 中学2年生では、「両方」が最も高く、全体で 51.7%となっています。次いで、「女」(40.8%)、「どちらでもない」(5.8%)と続いています。
- 中学2年生は小学5年生に比べて、「両方」の割合が高くなっている一方、「女」の割合が低くなっています。
- 性別にみると、小学5年生では男性よりも女性で、「女」と回答した割合が高くなっています。



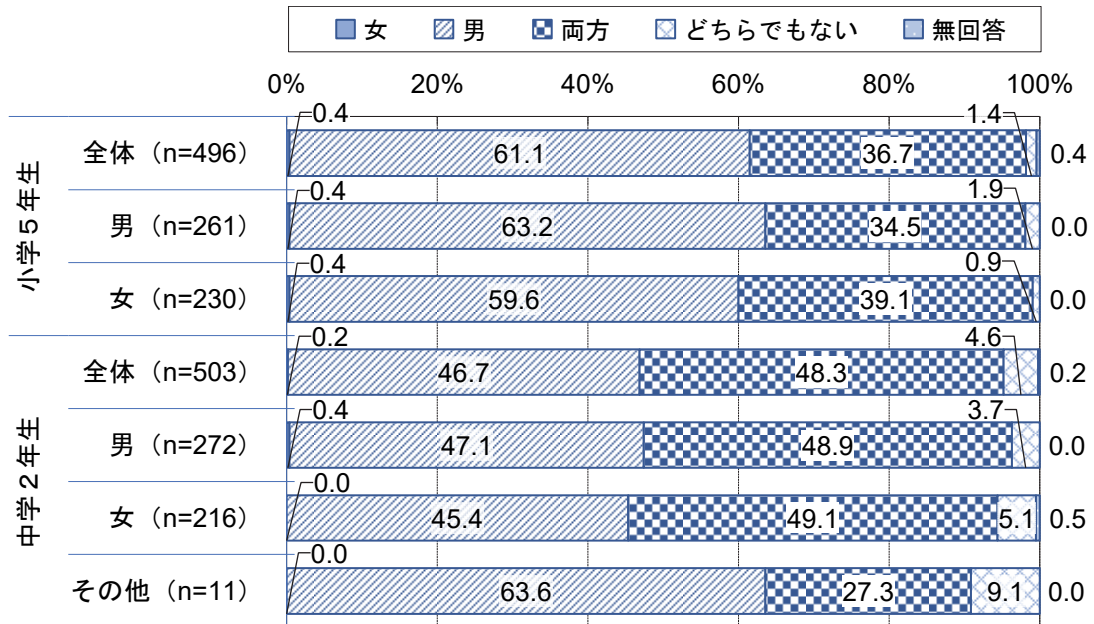
音楽はどちらが得意だと思いますか。

- 音楽は男女どちらが得意だと思うかについて、小学5年生では、「女」が最も高く、全体で49.4%となっています。次いで、「両方」(44.0%)となりました。
- 中学2年生では、「両方」が最も高く、全体で50.7%となっています。次いで、「女」(39.0%)、「どちらでもない」(7.6%)と続いています。
- 中学2年生は小学5年生に比べて、「両方」の割合が高くなっている一方、「女」の割合が低くなっています。
- 性別にみると、小学5年生、中学2年生ともに、男性で「女」と回答する割合が高く、女性が「女」と回答する割合と比べて高い傾向があります。



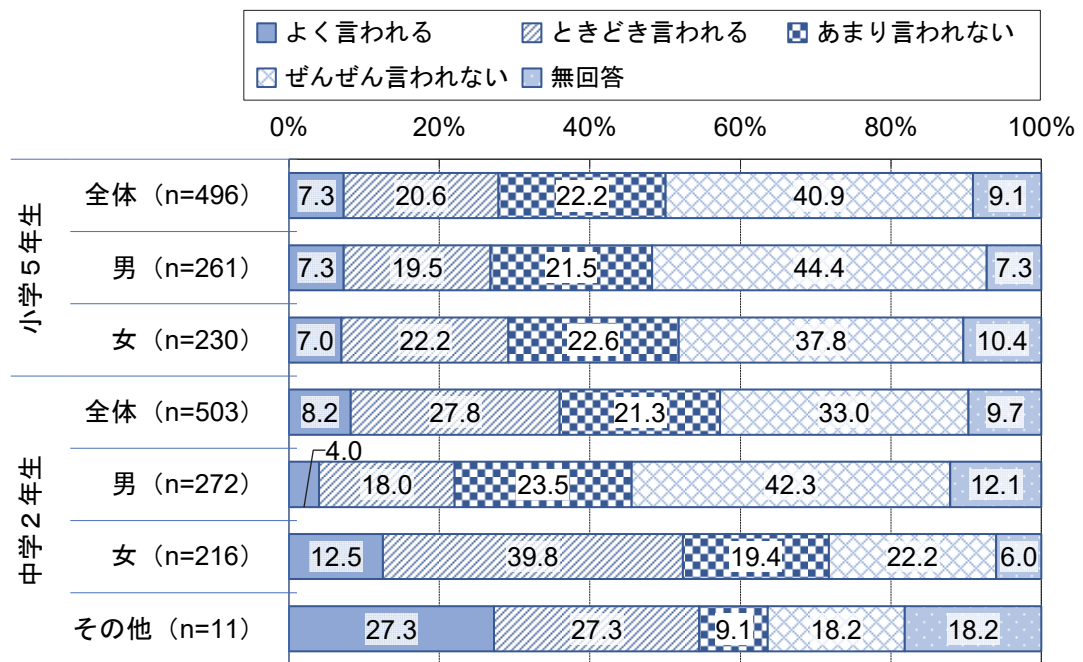
運動はどちらが得意だと思いますか。

- 運動は男女どちらが得意だと思うかについて、小学5年生では、「男」が最も高く、全体で61.1%となっています。次いで、「両方」(36.7%)、「どちらでもない」(1.4%)と続いています。
- 中学2年生では、「両方」が最も高く、全体で48.3%となっています。次いで、「男」(46.7%)、「どちらでもない」(4.6%)と続いています。
- 中学2年生は小学5年生に比べて、「両方」の割合が高く、「男」の割合が低くなっています。



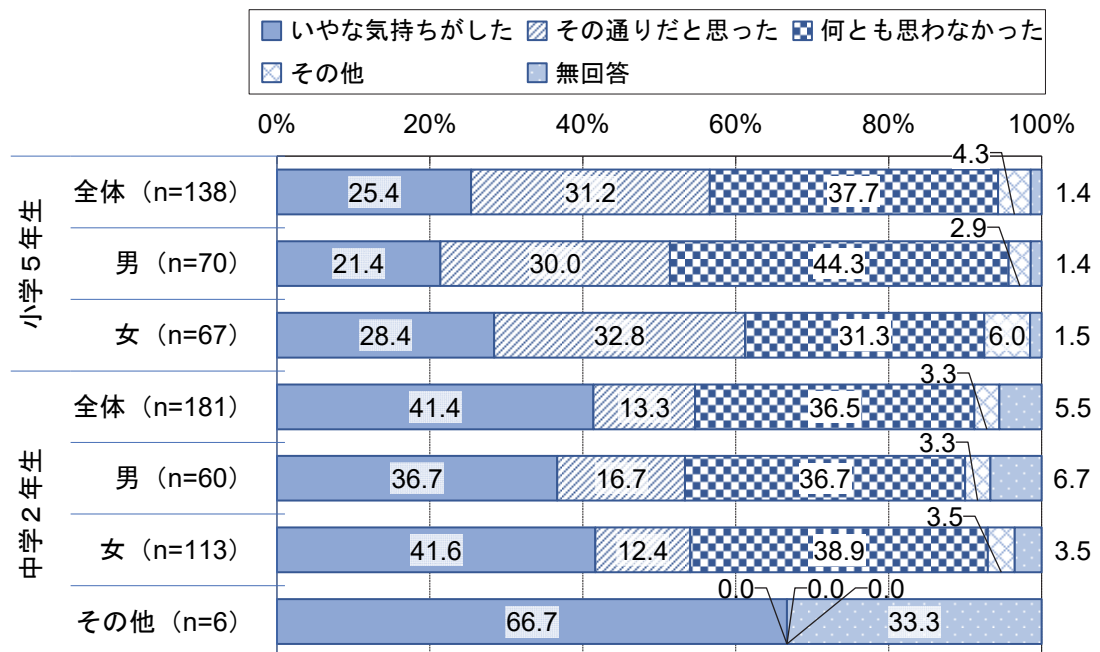
大人の人に「男だから〇〇しなさい」や「女だから〇〇しなさい」のようにいわれたことがありますか。

- 小学5年生では、「ぜんぜん言われたい」が最も高く、全体で40.9%となっています。次いで、「あまり言われたい」(22.2%)、「ときどき言われる」(20.6%)と続いています。
- 中学2年生では、「ぜんぜん言われたい」が最も高く、全体で33.0%となっています。次いで、「ときどき言われる」(27.8%)、「あまり言われたい」(21.3%)と続いています。
- 小学5年生と中学2年生を比較すると、中学2年生の『言われる』(「よく言われる」+「ときどき言われる」)の割合が、小学5年生に比べて高くなっています。



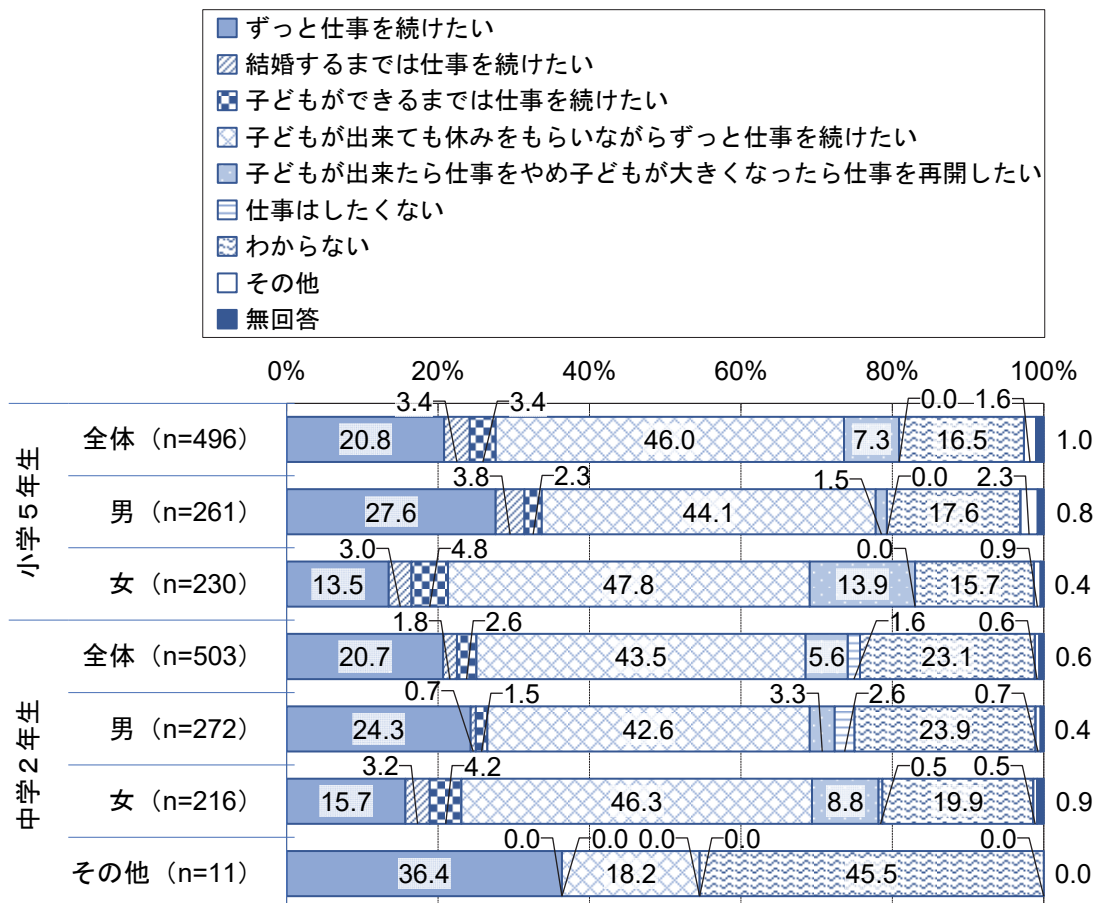
「男だから〇〇しなさい」や「女だから〇〇しなさい」のようにいわれた時、どんな気持ちになりましたか。

- 大人から「男だから〇〇しなさい」や「女だから〇〇しなさい」と言われた時、どんな気持ちかについて、小学5年生では、「何とも思わなかった」が最も高く、全体で37.7%となっています。次いで、「その通りだと思った」(31.2%)、「いやな気持ちでした」(25.4%)と続いています。
- 中学2年生では、「いやな気持ちでした」が最も高く、全体で41.4%となっています。次いで、「何とも思わなかった」(36.5%)、「その通りだと思った」(13.3%)と続いています。
- 中学2年生は小学5年生に比べて、「いやな気持ちでした」の割合が高く、「その通りだと思った」の割合が低くなっています。



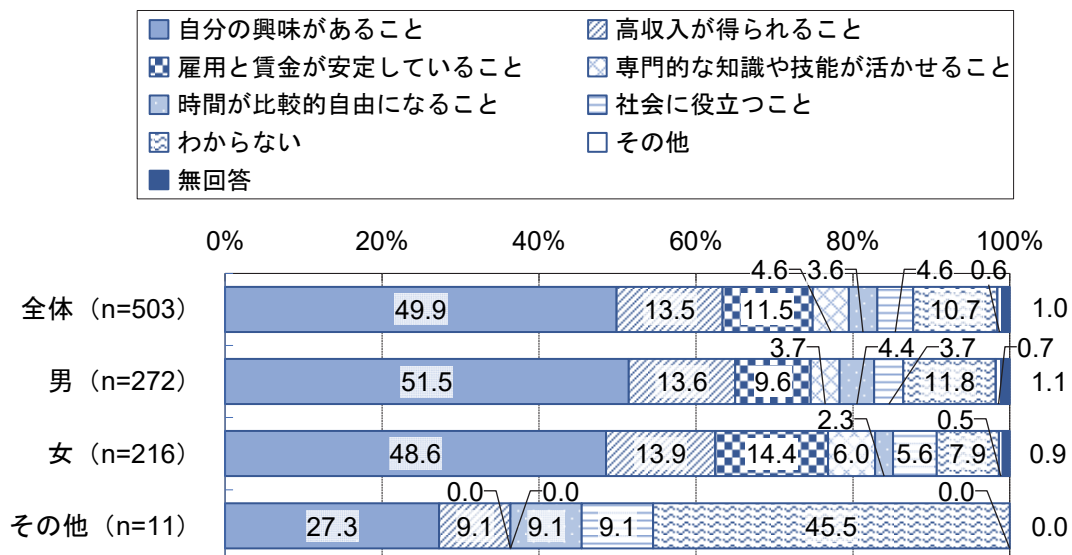
あなたは、将来どのような働き方をしたいですか。

- 将来どのような働き方をしたいかについて、小学5年生では、「子どもが出来ても休みをもらいながらずっと仕事を続けたい」が最も高く、全体で 46.0%となっています。次いで、「ずっと仕事を続けたい」(20.8%)、「わからない」(16.5%)と続いています。
- 中学2年生では、「子どもが出来ても休みをもらいながらずっと仕事を続けたい」が最も高く、全体で 43.5%となっています。次いで、「わからない」(23.1%)、「ずっと仕事を続けたい」(20.7%)と続いています。



仕事を選ぶときに重視したいことは何ですか。 (中学2年生)

- 仕事を選ぶ時に重視したいことについて、「自分の興味があること」が最も高く、全体で49.9%となっています。次いで、「高収入が得られること」(13.5%)、「雇用と賃金が安定していること」(11.5%)と続いています。
- 性別にみると、女性の「雇用と賃金が安定していること」の割合が、男性に比べて高くなっています。

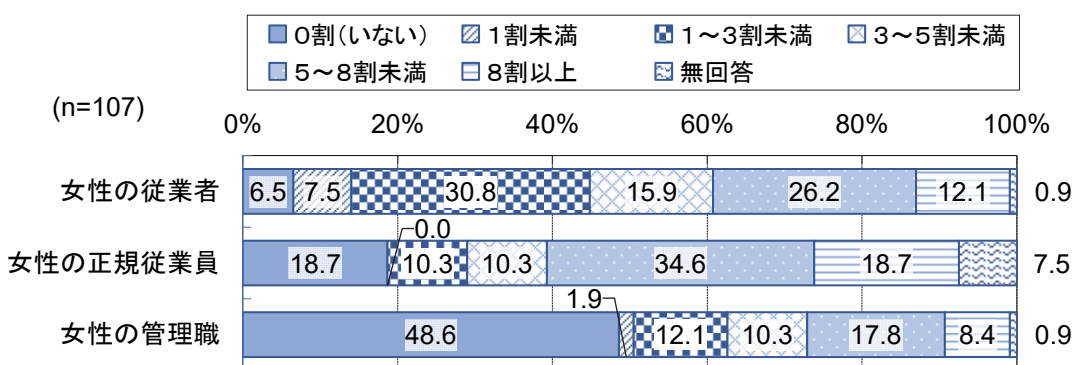


事業所アンケートの概要

《 一部抜粋 》

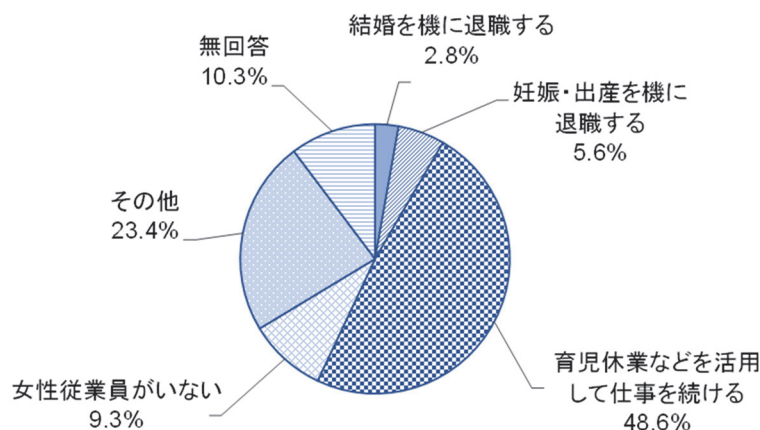
女性が占める割合

- 全従業員のうち、女性従業員が占める割合は、「1～3割未満」が最も高く、30.8%となっています。次いで、「5～8割未満」(26.2%)、「3～5割未満」(15.9%)と続いています。
- 女性の全従業員のうち、正規従業員が占める割合は、「5～8割未満」が最も高く、34.6%となっています。次いで、「0割(いない)」(18.7%)、「8割以上」(18.7%)と続いています。
- 全管理者のうち、女性管理職が占める割合は、「0割(いない)」が最も高く、48.6%となっています。次いで、「5～8割未満」(17.8%)、「1～3割未満」(12.1%)と続いています。



貴事業所の女性従業員の働き方として、どのようなかたちが多いですか。

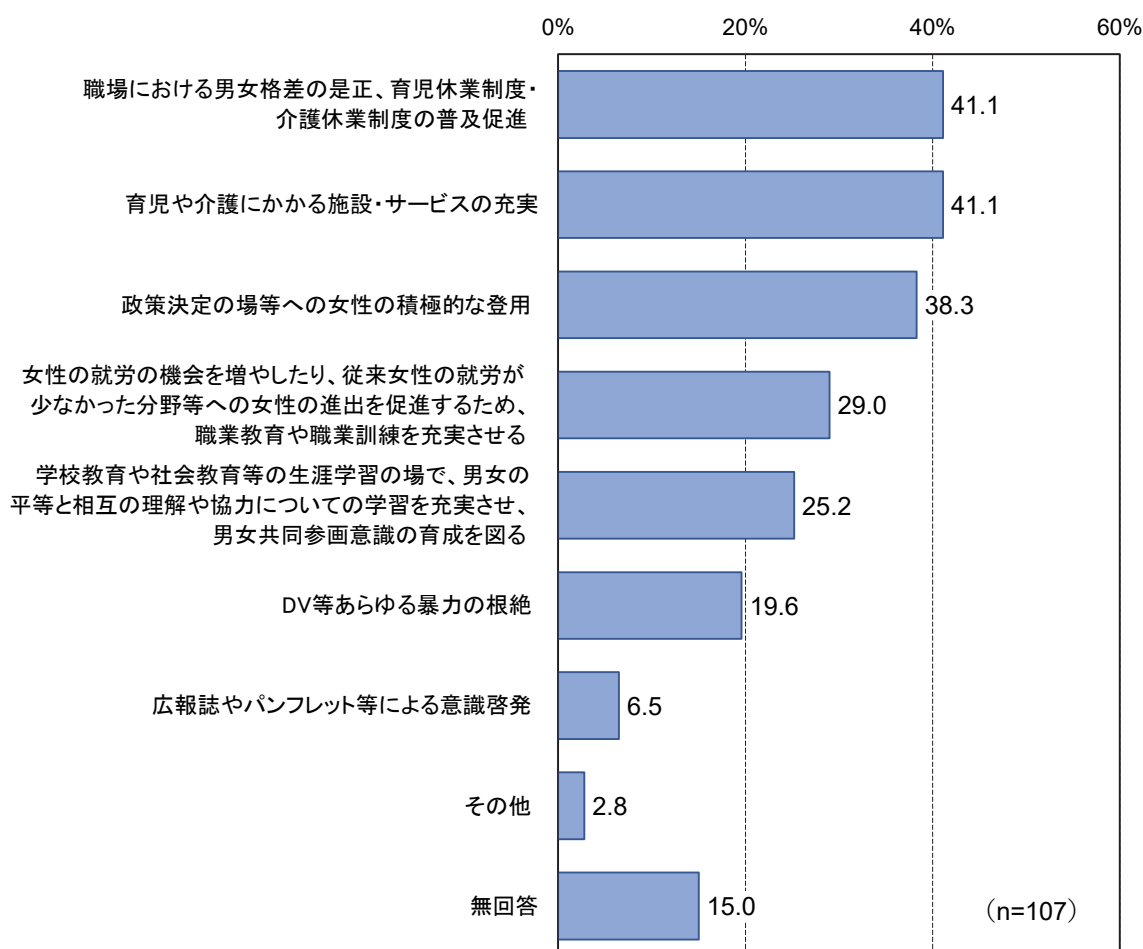
- 女性従業員の働き方として、どのようなかたちが多いかについて、「育児休業などを活用して仕事を続ける」が最も高く、全体で 48.6%となっています。次いで、「妊娠・出産を機に退職する」(5.6%)、「結婚を機に退職する」(2.8%)と続いています。



(n=107)

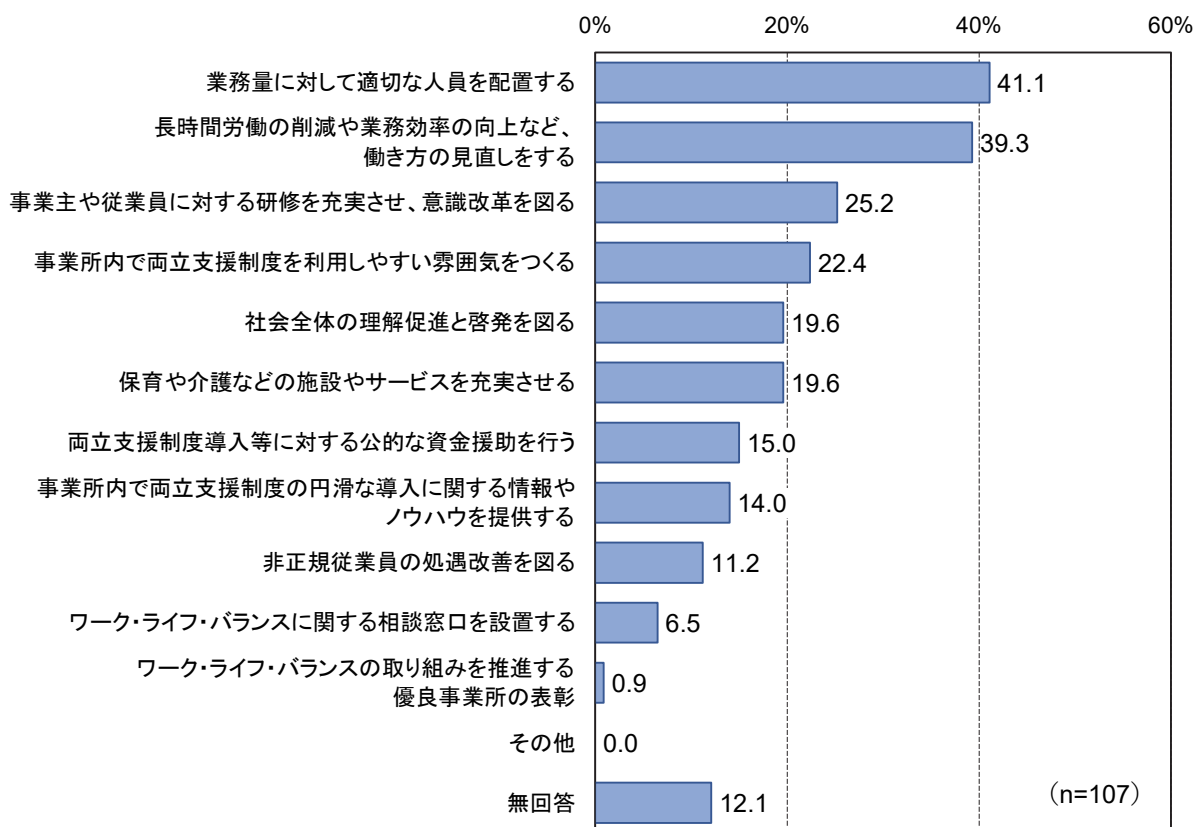
男女共同参画社会の実現を目指して、今後、どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。

- 男女共同参画社会の実現を目指して、今後、力を入れていくべきことについて、「職場における男女格差の是正、育児休業制度・介護休業制度の普及促進」「育児や介護にかかる施設・サービスの充実」が最も高く、ともに 41.1%となっています。次いで、「政策決定の場等への女性の積極的な登用」(38.3%)と続いています。



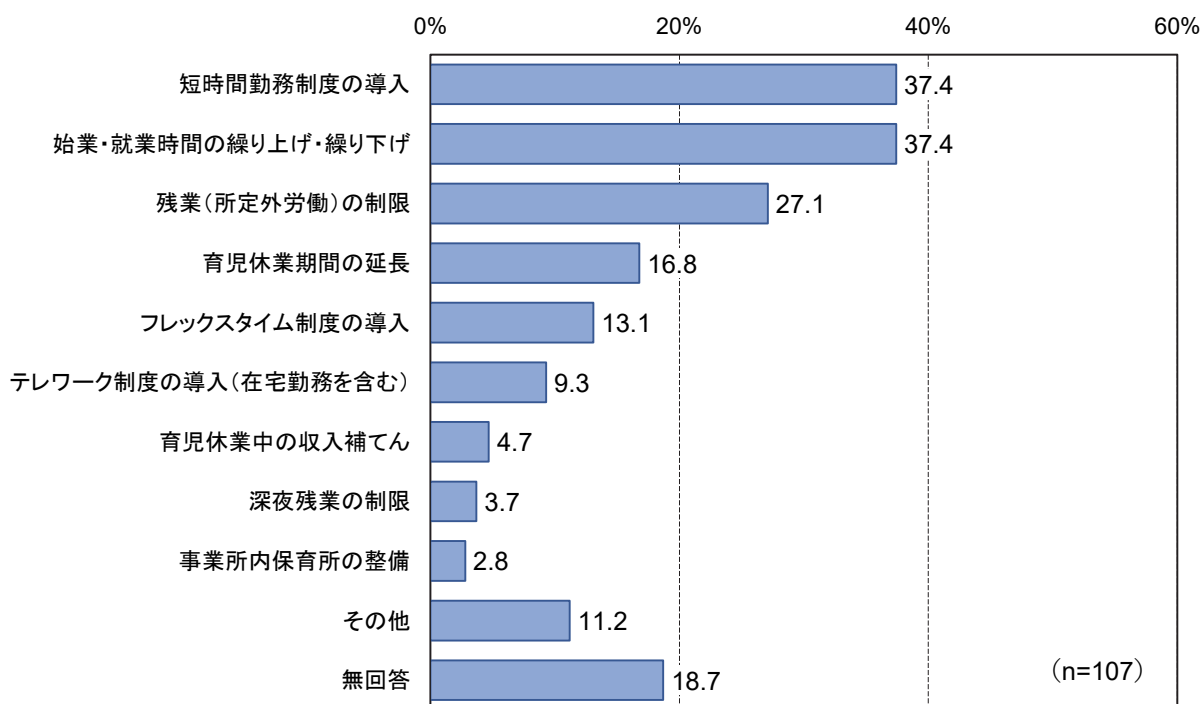
ワーク・ライフ・バランスを実現するために、必要なことは何だと思いますか。

- 「業務量に対して適切な人員を配置する」が最も高く、41.1%となっています。次いで、「長時間労働の削減や業務効率の向上など、働き方の見直しをする」(39.3%)、「事業主や従業員に対する研修を充実させ、意識改革を図る」(25.2%)と続いています。



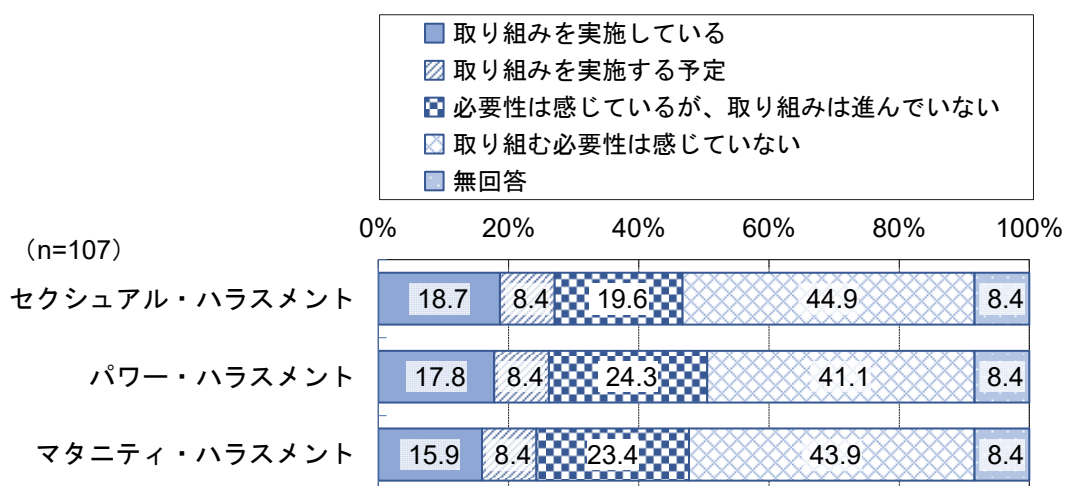
子育てと仕事が両立できるよう、実施していることはありますか。

- 子育てと仕事が両立できるよう、実施していることについて、「短時間勤務制度の導入」が最も高く、37.4%となっています。次いで、「始業・就業時間の繰り上げ・繰り下げ」(37.4%)、「残業(所定外労働)の制限」(27.1%)と続いています。



ハラスメント防止に関する取り組みを行っていますか。

- セクシュアル・ハラスメントでは、「取り組む必要性は感じていない」が最も高く、44.9%となっています。次いで、「必要性は感じているが、取り組みは進んでいない」(19.6%)、「取り組みを実施している」(18.7%)と続いています。
- パワー・ハラスメントでは、「取り組む必要性は感じていない」が最も高く、41.1%となっています。次いで、「必要性は感じているが、取り組みは進んでいない」(24.3%)、「取り組みを実施している」(17.8%)と続いています。
- マタニティ・ハラスメントでは、「取り組む必要性は感じていない」が最も高く、43.9%となっています。次いで、「必要性は感じているが、取り組みは進んでいない」(23.4%)、「取り組みを実施している」(15.9%)と続いています。



宮古島市男女共同参画推進条例

平成30年3月29日

条例第14号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきた。

宮古島市においても、「心かよう夢と希望に満ちた島 宮古(みゃ〜く)〜みんなで創る 結いの島〜」を将来像とした総合計画の下、男女共同参画社会の実現を目指すため、宮古島市男女共同参画計画(うい・ずうプラン)を策定し、様々な取組を推進してきた。

しかしながら、ハラスメントによる人権侵害、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく慣習や制度等は、依然として根強く残っており、真の男女共同参画社会の実現には、一層の努力が求められている。

少子高齢化や国際化など社会経済情勢の著しい変化の中、全ての市民が互いの人権を尊重し、共に責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できるよう、市及び市民等が一体となって、男女共同参画の推進に取り組むため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民等 市民、事業者(営利、非営利の別にかかわらず、市内において事業活動を行う全ての個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。)及び教育者(市内において学校教育又は社会教育に携わる者をいう。以下同じ。)をいう。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、慣習、制度等の中で性別によって固定された役割分担にとらわれず、社会における活動に平等に関われるようにすること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間を含むあらゆる団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護等の家庭生活における活動について、家族の一員としての責任を共に果たし、かつ、その他の社会生活における活動を行うことができるようにすること。

(5) 国際社会における取組と協調して行うこと。

(市及び市民等との協働)

第4条 男女共同参画の推進は、市及び市民等が協働して行わなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定するとともに実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、市民等、国、県及び他の地方公共団体と連携するとともに協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に対等に参画する機会を確保するとともに、職場、家庭その他における活動が両立して行うことができる職場環境の整備に積極的に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育者の責務)

第8条 教育者は、男女共同参画の推進における教育の果たす役割の重要性を深く認識し、個々の教育本来の目的を実現するために、基本理念にのっとり、教育を行うよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為により人権を侵害してはならない。

(1) 性別による差別的扱い

(2) ドメスティック・バイオレンス(配偶者等親密な関係にある者又はあった者の間で行われる身体的、精神的、性的、経済的又は言動的に苦痛を与える暴力的行為をいう。)

(3) セクシャル・ハラスメント(相手の意に反する性的な言動により相手方に不利益を与えること又は相手方の生活環境を害することをいう。)

(4) 前3号に掲げるもの以外の性別による人権を侵害する行為

(公衆に表示し、又は発信する情報の配慮)

第10条 何人も、公衆に表示し、又は発信する情報において、性別による固定的な役割分担若しくは性的な暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は人権を侵害する性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画懇話会)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する事項について審議し、及び提言させるため、宮古島市男女共同参画懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

2 前項に定めるもののほか、懇話会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(基本計画の策定)

第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、懇話会の意見を聴取しなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民等の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(市民等の理解を深めるための措置)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関して市民等の理解を深めるため、広報活動及び普及啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(苦情又は意見の申出)

第14条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情又は意見があるときは、市長に対して書面により申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、必要に応じて懇話会の意見を聴き、適切な措置を講じるものとする。

(公表)

第15条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている宮古島市男女共同参画計画(平成29年3月策定)は、第12条の規定により策定し、及び公表された男女共同参画計画とみなす。

宮古島市男女共同参画懇話会設置要綱

(平成18年8月10日決裁)

(設置)

第1条 本市の男女共同参画に関する施策のあり方について、広く意見を聴し、男女共同参画に関する行政の推進に資するため、宮古島市男女共同参画懇話会（以下「懇話会」）を設置する。

(任務)

第2条 懇話会は、男女共同参画に関する問題とその施策のあり方について調査審議し、その意見を市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、知識経験者、関係団体を代表する者、市民等から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は会長が招集し、会長が議長となる。

(関係者の出席)

第7条 会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、企画政策部働く女性の家において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月10日から施行する。

第5期宮古島市男女共同参画懇話会委員名簿

任期：令和3年8月31日～令和5年8月30日

	氏 名	所 属	備 考
1	猪子 立子	宮古島市女性団体連絡協議会	
2	久貝 美和子	宮古病院地域連携室	
3	具志堅 貴昭	宮古青年会議所	副会長
4	下地 宏幸	社会福祉法人太陽福祉会 ひばり保育園	
5	下地 克子	特定非営利活動法人マーズ くこりもや	会長
6	新城 美津枝	宮古更正保護女性会	
7	砂川 信雄	宮古島市社会福祉協議会	
8	平良 慶子	宮古島市母子保健推進連絡協議会	
9	饒平名 和枝	宮古島市文化協会	
10	花城 千枝子	女性の翼宮古支部	
11	普天間 一子	伊良部漁業協同組合	
12	前里 はるか	宮古島商工会議所	

※名簿は五十音順

宮古島市男女共同参画推進委員会設置規程

(平成24年3月30日市長決裁)

(設置)

第1条 宮古島市における男女共同参画社会づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、宮古島市男女共同参画推進委員会（以下、「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プラン策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画問題解決のための諸施策に関すること。
- (3) 男女共同参画関連事業について関係課の連絡調整に関すること。
- (4) その他必要なこと。

(推進委員会)

第3条 推進委員会は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長に副市長、副委員長に所管部の企画政策部長をもって充てる。
- 3 委員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員会の会議は委員長が招集する。

(幹事会)

第4条 推進委員会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進委員会に提示する事項について事前に協議調整する。
- 3 会議は、幹事長及び幹事で組織する。
- 4 幹事長は、幹事のうちから互選するものとし、幹事は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、委員長が必要と認めるときはその都度他の者を加えることができる。
- 5 会議は幹事長が招集する。

(作業部会)

第5条 幹事会の下に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、幹事会の委員の下に職員をもって充てる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、企画政策部働く女性の家において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

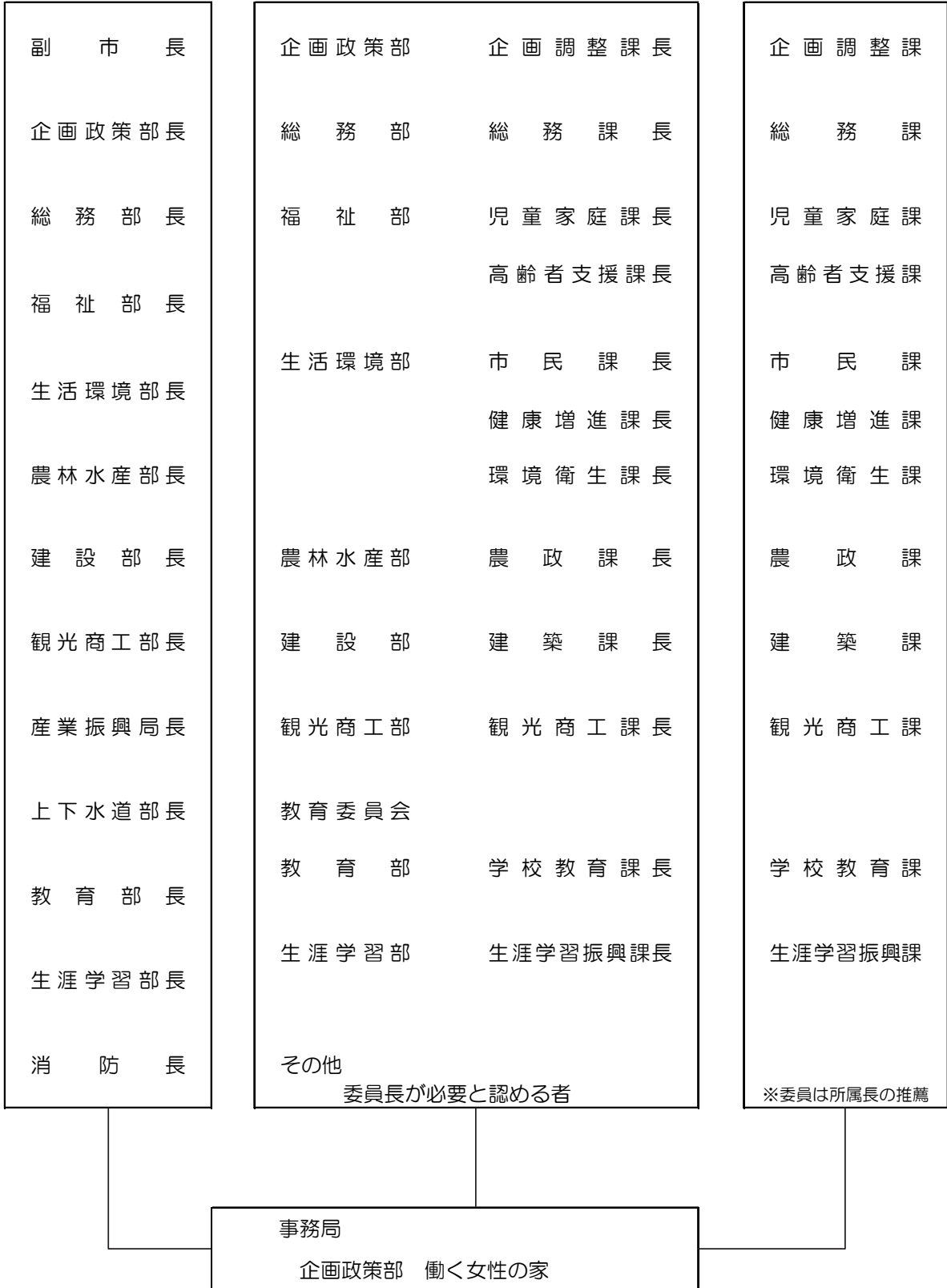
別表 第1 (第3条関係)

別表 第2 (第4条関係)

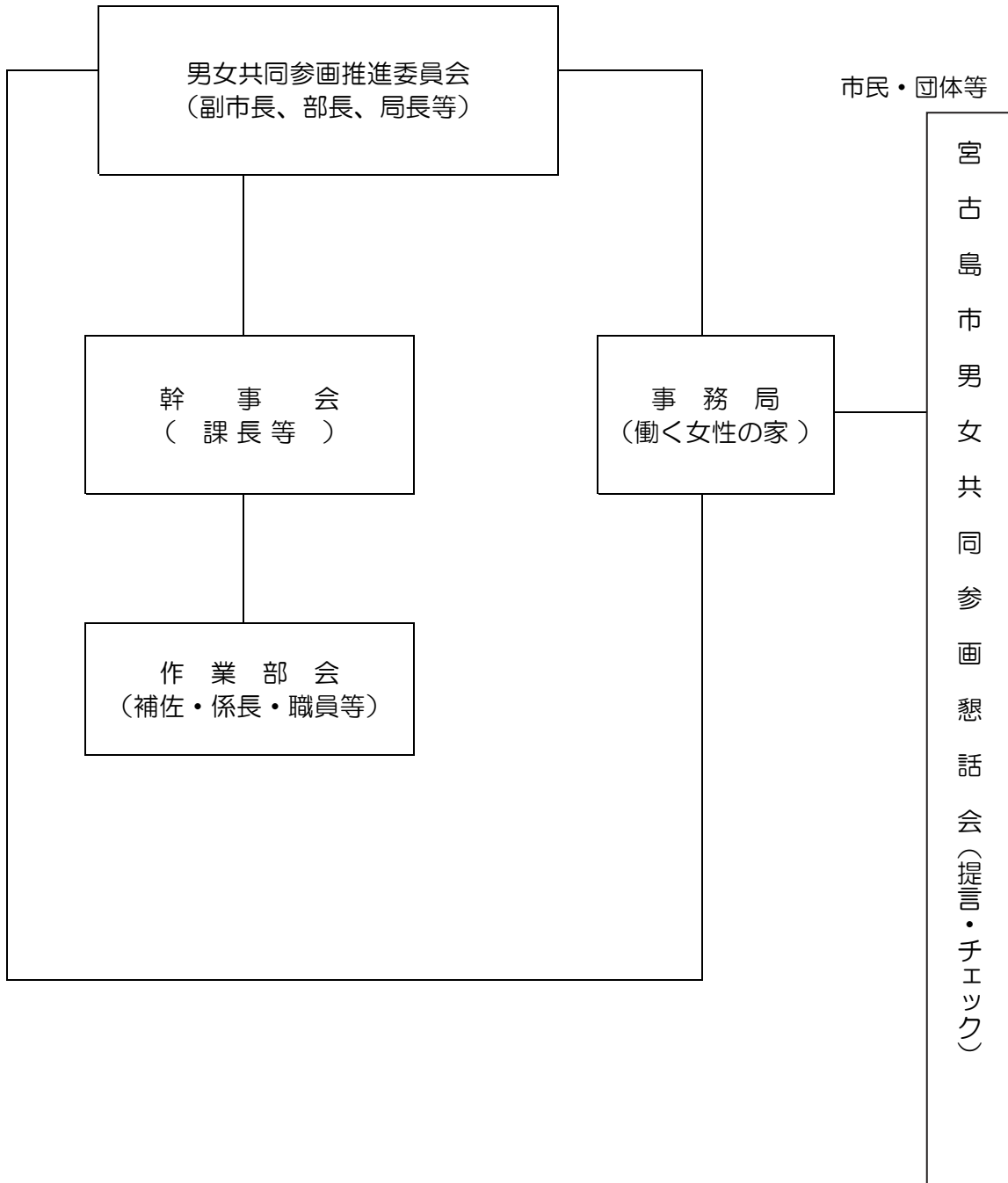
推進委員会

幹事会

作業部会



宮古島市男女共同参画推進体制



策定経過

月 日	会 議 等	内 容
令和3年5月	推進状況調査	・各課へ第3次計画の推進状況提出依頼 ⇒ とりまとめ
7月16日	第1回幹事会	・策定についての説明 ・第3次計画の各課推進状況報告 ・第4次計画の基本的な考え方について
8月	ヒアリングシート	・各課へ第4次計画に向けてのヒアリングシート作成依頼
8月～9月	小中学生・事業所アンケートの実施	・小学5年生(563名)、中学2年生(559名)アンケートの実施【9/1～10/1】 ・事業所アンケートの実施(500件)【8/17～9/10】
8月26日	第1回懇話会	・委嘱状交付 ・第3次計画の現状について ・第4次計画の方針について説明
8月27日	第1回作業部会	・現行計画の評価確認 ・現行計画の方向性協議 ・意見交換
10月		・アンケート調査結果のとりまとめ
11月11日	第2回懇話会	・現行計画の課題と今後の方向性 ・提言(案)内容について確認、協議
11月12日	第2回作業部会	・施策体系案の確認、協議 ・具体施策の検討依頼
12月7日	第3回懇話会	・提言の最終確認、決定
12月8日	第3回作業部会	・各課具体策の確認 ・意見交換
12月13日	懇話会委員	・市長へ提言書提出
12月24日	第2回幹事会	・計画書(素案)の確認と協議
令和4年 1月14日	第1回推進委員会	・計画書(素案)の確認と協議
1月21日 ～2月4日	パブリックコメント	・パブリックコメント実施(ホームページ、総合庁舎、働く女性の家)
2月25日	第3回幹事会	・計画書最終案の調整、確認 ・意見聴取
3月29日	第2回推進委員会	・第4次計画について承認

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 178 号
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日 同 第 160 号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社

会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るた

め、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社

会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行う

ために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推

進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業

主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定める

ところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定

法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二九年三月三十一日法律第一四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定公布の日

二・三 〔略〕

四 〔前略〕附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

五 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にし

た行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

本法は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第24号）によって、主に、次のとおり所要の改正が行われました。

- ① 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、一般事業主行動計画を定め、厚生労働大臣に届け出るとともに、女性の職業選択に資するよう、女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- ② 常時雇用する労働者の数が三百人を超える一般事業主は、女性の職業選択に資するよう、女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供実績及び労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備実績に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- ③ 厚生労働大臣は、認定一般事業主の申請に基づき、当該事業主について、女性活躍の推進に関する取組の実施状況が特に優良なものであること等の基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
- ④ 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、①は公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の概要

基本方針の位置付け

女性活躍推進法第5条の規定に基づき策定するものであり、女性の職業生活における活躍を推進する上での基本的方向や、事業主行動計画策定指針の策定、国による施策の実施、地方公共団体の推進計画の策定等に当たっての基本的な考え方を示すもの

第1部 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

○女性の職業生活における活躍の必要性

- ・働く場面において女性が力を十分に発揮できているとはいえない現状
- ・急激な人口減少局面における将来の労働力不足の懸念や人材の多様性（ダイバーシティ）の確保に対応

○女性の職業生活における活躍の推進の基本的な考え方

- ・法の対象
正規雇用、非正規雇用といった雇用形態、自営業等の就業形態に関わらず、既に働いている女性は当然のこと、これから働こうとしている女性も含め、自らの希望により、働き又は働こうとするすべての女性
- ・女性の職業生活における活躍の推進によって目指すべき社会～就業時間など働く場面における女性の思いを実現する～

トップの意識や男女を通じた働き方の改革を進め、仕事と家庭を両立できる環境を整備することなどにより、就業を希望しているものの育児・介護等を理由に働いていない約300人に上る女性の希望の実現が図られる。また、責任ある地位での活躍を希望する女性の割合が高まり、女性の登用が促進される。

このように、働きたいという希望を持ちつつも働いていない女性や職場でステップアップしたいと希望する女性等、自らの意思によって働き又は働こうとする女性が、その思いを叶えることができる社会、ひいては、男女がともに、多様な生き方、働き方を実現でき、ゆとりがある豊かで活力あふれる、生産性が高く持続可能な社会の実現を図る。

・行政の役割

事業主が取組を円滑かつ効果的に実施できるような法に基づく必要な支援を行うとともに、女性に対する支援措置や、職業生活と家庭生活との両立のために必要な環境整備を図る。併せて、女性の働き方に中立的な税制・社会保障制度等に向け第4次男女共同参画基本計画期間中のできるだけ早期に見直しを行うなど、女性の職業生活における活躍の推進に資する制度改革を加速化させる。

・事業主の取組に必要な5つの視点

- ◆トップが先頭に立って意識改革・働き方改革を行う。
- ◆女性の活躍の意義を理解し、積極的に取り組む。
- ◆働き方を改革し、男女ともに働きやすい職場を目指す。
- ◆男性の家庭生活への参画を強力に促進する。
- ◆育児・介護等をしながら当たり前キャリア形成できる仕組みを構築する。

第2部 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

○事業主行動計画策定指針の策定に当たっての観点

- ・トップによる明確で具体的なメッセージの発信、長時間労働を前提としない働き方の構築、時間当たりの生産性の重視等による男女を通じた働き方改革への取組
- ・経験者採用や再雇用も含めた女性の積極採用、将来的な人材育成に向けた教育訓練、ロールモデルとなる人材育成、雇用形態の変更をはじめとする非正規雇用の女性への対応、社内・地域の女性のネットワーク構築等による採用から登用までの各段階の課題に応じた取組
- ・長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進、ワークライフバランスに資する取組を人事評価に反映させる仕組みの検討等を含めた男女の働き方の改革、復職しやすい雰囲気づくり、男性による育児休業等の両立支援制度の活用促進等による職業生活と家庭生活の両立に関する取組の更なる推進
- ・男性の意識改革、両立支援制度利用の障壁や各種ハラスメントの背景となる固定的な性別役割分担意識の解消等によるハラスメントへの対策等

- ・「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」も踏まえ、積極的に取組を推進すること等による公的部門による率先垂範

第3部 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策

○女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- ・長時間労働の是正等女性の活躍の推進に積極的に取り組む優良企業の認定、公共調達を通じた女性の活躍の推進、起業における女性の活躍状況の「見える化」の促進、中小企業の行動計画策定への支援等による女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等
- ・非正規労働者の処遇改善推進策や正社員への転換支援の拡充、女子学生・生徒の理工系分野への進路選択支援等による希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置

○職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備

- ・管理職を含めた企業トップの意識改革に向けた啓発の実施等による男性の意識と職場風土の改革
- ・「待機児童解消加速化プラン」・「放課後子ども総合プラン」の確実な実行、長時間労働の是正・年次有給休暇所得の促進等に取り組む企業への支援、企業等へのテレワーク導入支援等による職業生活と家庭生活の両立のための環境整備
- ・家事・育児等を積極的に行う男性ロールモデルの提示、妊娠・出産等による解雇等の不利益取扱い防止に向けた事業主に対する指導の徹底等によるハラスメントの無い職場の実現

○女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関するその他の重要事項

- ・国の推進体制 事業主行動計画策定の推進、フォローアップ（特定事業主行動計画の策定・実施状況、一般事業主行動計画の策定状況について、年一回公表）
- ・地方公共団体の推進体制 PDCA サイクルのある推進計画策定、相談体制（ワンストップ機能）や多様な主体による協議会の構築

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

公布：平成13年4月13日法律第31号
最終改正：平成26年4月23日法律第28号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。

このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしてい

ないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条之二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条之三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条之二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して

六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後

の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官

署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を

生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての

理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年

法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する

厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八條の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八條の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
-----	-----	---

第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに

第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立て

に係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

**附則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄
（施行期日）**

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

**附則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄
（施行期日）**

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

**附則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄
（施行期日）**

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

ア行

◆アフターコロナ

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的に流行した後の社会のあり方を問う文脈で用いられる表現。

◆SNS

Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

◆エンパワーメント

各々が本来持っている力を引き出し、問題解決の手段として自らの中に力を蓄え積極的に行動すること。特に、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在となり、力を発揮し行動していくこと。

カ行

◆家族経営協定

農業経営を担う家族全員が、お互いの意思を尊重し合いながら、共同経営者として農業経営の作業分担や報酬、休日、家事等の作業分担について文書で取り決めたもの。

◆ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

◆合計特殊出生率

1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。

◆固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

サ行

◆ジェンダー

人間が持つ生まれつきの生物学的性別ではなく、社会通念や慣習の中で社会によって作り上げられた男性像、女性像のこと。

◆持続可能な開発目標（SDGs）

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標のこと。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っている。



◆人口置換水準

人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率のこと。

◆生涯未婚率

「45～49歳」と「50～54歳」の未婚率の平均値で、「50歳時」の未婚率を算出した数値。

◆性自認

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念。

◆性的志向

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。

◆性的マイノリティ（性的少数者）

同性愛者、体の性とところの性が一致しない人などをいう。「LGBT」や「LGBTQ」と呼ばれる場合もある。

- ・L（レズビアン）：女性の同性愛者
- ・G（ゲイ）：男性の同性愛者
- ・B（バイセクシュアル）：両性愛者
- ・T（トランスジェンダー）：生まれたときの法的・社会的性別とは違う性別で生きる人、生きたいと望む人
- ・Q（クエスチョニング）：性的自認が定まっていない（自身の性について明確な認識のもてない）人。

◆セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した、性的な性質の発言や行動を指し、それによって仕事などを遂行する上で一定の不利益を被らせたり、それを繰り返したりすることによって就業環境や学業環境などを著しく悪化させること。男性から女性に対するものだけでなく、女性から男性へ、あるいは同性間での性的いやがらせも、セクシュアル・ハラスメントとみなされる。

◆セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的、精神的、社会的に良好な状態であり、自分の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のこと。

夕行

◆DV：ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）

夫婦や恋人など親密な関係にある、又はあった男女間で振るわれる暴力のこと。女性が被害者である場合が圧倒的に多い。その形態は、身体的なもの、精神的なもの、性的なもの、経済的なものなど様々であり、多くの場合、何種類かの暴力が重なって起こっている。

ナ行

◆認定農業者

市町村が策定した農業経営基盤強化促進基本構想に示した農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者で、市町村が地域における将来にわたる農業経営の担い手として認定した農業者。

ハ行

◆ハラスメント

いろいろな場面で、相手の意に反する行為によって不快な感情を抱かせること。

◆避難行動要支援者

高齢者や障害者など、災害時の避難行動や避難所などでの生活が困難な方。

◆ポジティブ・アクション

様々な分野において、固定的な性別による役割分担意識等から活動に参画する機会の男女間格差が生じている場合、これを改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実践していくもの。

マ行

◆マタニティ・ハラスメント

働く女性が、妊娠・出産を理由に、解雇、雇い止め、降格などの不利益を被ったり、職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたりすること。

ラ行

◆リーダーバンク

いろいろな分野において知識や技能を持っている方で、市民団体やグループ等に指導できる人材を登録する制度。

◆リベンジポルノ

離婚した元配偶者や別れた元交際相手が、相手から拒否されたことの仕返しに、相手の裸の写真や動画など、相手が公開するつもりのない私的な性的画像を無断でネットの掲示板などに公開する行為のこと。

◆レスパイトケア

「小休止」や「一時中断」という意味で、育児や介護、看護から家族を癒すため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービスのこと。

ワ行

◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

老若男女誰もが、自己の人生の段階に応じて、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

「男女共同参画社会」
とは？

「男は仕事」「女は家庭」「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」などなど……。性によって男女の役割を決めるのではなく、それぞれの個性や能力を認め合い助け合う社会。それがあたりまえとなる社会が「男女共同参画社会」です。

第4次宮古島市男女共同参画計画
うい・ずうプラン

発行年月 令和4(2022)年3月

編集 宮古島市 働く女性の家
〒906-0013 宮古島市平良字下里442番地
TEL/FAX 0980-73-5245

